奈良市子ども・子育て会議委員名簿

資料1

（敬称略、カナ順）

	氏　名	所属　・　役職名等	備　考
1	伊藤（イトウ）　嘉余子（カヨコ）	大阪公立大学　現代システム科学域　教授	
2	大方（オオガタ）　美香（ミカ）	大阪総合保育大学　学長	会長
3	岡澤（オカザワ）　哲子（テツコ）	帝塚山大学　名誉教授	
4	岡田（オカダ）　和大（カズヒロ）	奈良市ＰＴＡ連合会　相談役	
5	梶木（カジキ）　典子（ノリコ）	神戸女子大学　家政学部　教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部　代表	
6	國原（クニハラ）　智恵（チエ）	奈良市保育会　会長	
7	栗本（クリモト）　恭子（キョウコ）	株式会社Women’s Future Center　代表取締役	
8	桒原（クワバラ）　愛子（アイコ）	公募委員	
9	櫻井（サクライ）　一宇（カズタカ）	ＮＰＯ法人ファザーリング・ジャパン関西　理事長	
10	重松（シゲマツ）　敬一（ケイイチ）	奈良教育大学　名誉教授	臨時委員
11	島（シマ）　勝紀（カツコ）	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会　理事 リハビリ訪問看護ステーション　ルピナス　看護部長	
12	田中（タナカ）　章友（アキトモ）	公募委員	
13	谷口（タニグチ）　偉（スグル）	奈良市私立幼稚園協会　会長	臨時委員
14	辻中（ツジナカ）　佳奈子（カナコ）	辻中法律事務所　弁護士	
15	浜田（ハマダ）　進士（シンジ）	ＮＰＯ法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所　所長	副会長
16	山下（ヤマシタ）　裕美（ヒロミ）	社会福祉法人大阪水上隣保館　地域子育て支援部門長	

令和６年６月１日　現在

資料2-1

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」
令和5年度進捗状況一覧

奈良市子ども未来部子ども政策課
令和6年11月

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

令和5年度進捗管理事業一覧

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

■基本目標１　子どもにとって大切な権利の保障

①子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	子ども政策課	

■基本目標２　乳幼児期の教育・保育の充実

①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業概要	担当課	備考
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	子ども政策課 保育所・幼稚園課	
3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	子ども政策課 保育総務課	
4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	保育所・幼稚園課	
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	保育所・幼稚園課	

②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	保育総務課	
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	保育総務課	
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	保育総務課	
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	保育総務課	

12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	保育総務課	
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	保育所・幼稚園課	
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	保育所・幼稚園課	

■基本目標３　学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域教育課	
17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。	学校教育課	
18	学校ICTの推進	タブレット端末等のＩＣＴ機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	教育DX推進課	
19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課	
20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	地域教育課	
21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	学校教育課	

②子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	地域教育課	
23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	地域教育課	
24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	教育支援・相談課	
25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	地域教育課	

26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	子ども育成課	
27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	スポーツ振興課	
28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ振興課	
29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	文化振興課 奈良町にぎわい課	
30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	文化振興課	

③心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	いじめ防止生徒指導課	
34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	保健予防課	
35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	医療政策課	
36	思春期保健対策（性）	１０代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	母子保健課	

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

■基本目標１　子どもと子育て家庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。	母子保健課	
38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	母子保健課	

39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	母子保健課	
40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	母子保健課	
41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	母子保健課	
42	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	母子保健課	
43	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	子育て相談課	
44	４か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4 か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	母子保健課	
45	１０か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後１０か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
46	１歳７か月児健診、１歳７か月児歯科健診	１歳７か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
47	３歳６か月児健診、３歳６か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、２歳０か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	母子保健課	

49	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後２か月～５歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後２か月～５歳未満) ・ＢＣＧ（生後３～１２か月未満） ・４種混合（生後３か月～７歳６か月未満） ・三種混合（生後３か月～７歳６か月未満） ・二種混合（小学校６年生） ・不活化ポリオ （生後３か月～７歳６か月未満） ・ＭＲ（麻しん・風しん） 　第１期（１歳～２歳未満） 　第２期（年長児） ・水痘（１歳～３歳未満） ・日本脳炎 　第１期（生後６か月～７歳６か月未満） 第２期（９歳～１３歳未満） ・ヒトパピローマウイルス感染症 (小学６年生～高校１年生相当の女子) ・Ｂ型肝炎（生後２か月～１歳未満） ・ロタウイルス感染症（ロタリックス：出生６週０日後から出生２４週０日後まで　ロタテック：出生６週０日後から出生３２週０日後まで　）	健康増進課	

②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。	母子保健課	
51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を援助します。	母子保健課	
52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	母子保健課	

③小児医療体制等の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	医療政策課	
54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	医療政策課	

■基本目標２　地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	

57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子ども育成課	
58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	保育総務課	
59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）	地域教育課（奈良市生涯学習財団）	

②多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	保育所・幼稚園課 子ども育成課	
61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	子ども育成課	
62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	保育所・幼稚園課	
63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を７日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、１日４時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）	子育て相談課	

■基本目標３　子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課	
65	子育て世代支援ＰＲ事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て＠なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども政策課	
66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	子育て相談課 子ども支援課	
67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	保育総務課	
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	地域教育課	

②子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（１５歳到達後最初の３月３１日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	保育所・幼稚園課	令和３年度より追加
73	保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、０～２歳児の保育料について、第２子を半額、第３子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の算定方法を緩和します。	保育所・幼稚園課	令和５年度より追加

■基本目標４　様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
74	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と１８歳未満（１８歳到達後最初の３月３１日まで）の子や父母のいない１８歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	子ども育成課	
76	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども育成課	
77	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	子ども育成課	
78	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子ども育成課	
79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子ども育成課	
80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で２０歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
81	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課	
82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課	
83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課	
84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課	
85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	障がい福祉課	
86	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
87	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
88	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	障がい福祉課	令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化されたため廃止。
89	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	障がい福祉課	
90	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課	
91	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子育て相談課	
92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	保健予防課	

③児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。	子育て相談課 子ども支援課	

94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども支援課	
95	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。 平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	子育て相談課	
96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	母子保健課	
97	奈良市児童相談所（（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。	子育て相談課	令和３年度に事業完了
98	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子育て相談課	令和２年度より追加

④子どもの貧困対策の推進

99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	子ども育成課	
100	若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置する予定であり、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めます。	福祉政策課	
101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハーローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。	福祉政策課	
102	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。	子ども育成課	令和２年度より追加

基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

■基本目標１　地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	子ども育成課	
104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子ども育成課	
105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子ども育成課	

②地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	危機管理課	
107	青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	危機管理課	
108	防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	危機管理課	
109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	いじめ防止生徒指導課	
110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	いじめ防止生徒指導課	
111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	いじめ防止生徒指導課	

■基本目標２　仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
112	イクメン手帳の配付	奈良市オリジナルのイクメン手帳「ＩＫＵＭＥＮ　ＨＡＮＤＢＯＯＫ　for　nara　papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	男女共同参画室	
113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	産業政策課	

■基本目標３　子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備　考
114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	道路建設課	
115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	公園緑地課	
116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	公園緑地課	
117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3ＤＫ若しくは3ＬＤＫの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	
118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

記入例

黄色に塗りつぶしてあるセルに、
ご確認・ご記入をお願いします。

基本方針１　子どもがいきい

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況							奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等		子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由		
（１）子どもにとって大切な権利の保障																			
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度（%）	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組むテーマが異なるため、事業全体を通した子どもたちの満足度が最も事業評価に適当であると思われるため。	97.9	（目標）	100	（予算）	792	B	令和５年度は、市が実施している事業や抱えている課題のうち、５つのテーマについて話し合い、子どもたち自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各テーマの担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。 会議開催初年度から１０回目を迎える令和６年度は、「子どもにやさしいまちについて考えよう！」をテーマとし、「子どもにやさしいまち」について考え、子どもが相談しやすい環境や安心して過ごせる場所について、子どもたちから意見を聴取し、本市の子どもにやさしいまちづくりの推進に活かしていく。	A	A	継続		777	子ども政策課
							（実績）	99	（決算）	616									

【 基本方針 】「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の３つの基本方針を定めています。
【 基本目標 】基本方針に基づく１０の基本目標を定めています。
【 施策の方向性 】基本目標に基づく２０の施策の方向性を定めています。
【 No 】各進捗管理事業の番号を記載しています。
【 事業名 】各進捗管理事業の事業名を記載しています。
【 事業概要 】各進捗管理事業の事業概要を記載しています。
【 指標 】各課に設定頂いた事業指標を記載しています。指標を定めることが適切でない場合は「－」としています。
【 指標の設定理由】各課にご回答頂いた設定理由に基づいて記載しています。
【 直近の状況 】昨年度、各課にご回答頂いた令和４年度実績を記載しています。指標を定めることが適切でない場合は「－」としています。
【 令和５年度の取組状況 】
(1)目標・実績値 ： 令和５年度の実績を事業指標で記載してください。指標を定めることが適切でない場合は「－」としています。
(2)予算・決算額 ： 令和５年度の事業予算額の確認及び決算額を記載してください。※予算額は、昨年度照会時に回答頂いた額を記載しています。修正する場合は赤字でお願いします。
(3)進捗状況に対する担当課評価 ： 令和５年度の事業進捗状況に対する担当課の評価を５段階で記載してください。
※担当課評価がA、C、D、Eとなる場合は、その理由が明確に分かるように「取り組み内容・課題等」に記載してください。
A : 計画以上に進んでいる
B : 計画どおりに進んでいる
C : 計画より若干遅れている
D : 計画より大幅に遅れている
E : 廃止又は中止
(4)取り組み内容・課題等 ： 令和５年度に実施した各事業の取り組み内容や課題を記載してください。
【 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１１条第２項の規定に対する担当課評価】
各項目について、以下のとおり評価し、記入してください。
(1)「子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか」
A : 提供した
B : 提供しなかった
ー：該当なし
(2)「子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか」
A : 該当事業を利用・参加している子どもに対して、アンケート等を用いて、意見を聴いており、かつ、その意見を事業に反映している。
B : 該当事業を利用・参加している子どもに対して、アンケート等を用いて、意見を聴いているが、事業には反映していない。
C : 該当事業を利用・参加している子どもに対して、意見を聴いていない。または、意見を聴く仕組みがない。
ー：該当なし
【今後の方針】令和６年度の事業の方向性を「継続」「拡大」「縮小」「廃止」「完了」から選択し、「拡大」「縮小」「廃止」の場合は、その理由を記載してください。
【 令和６年度予算額 】令和６年度の事業予算額を記載してください。
【 担当課 】事業の担当課を記載しています。※今年度より各事業の担当課が変更になった場合は、赤字で記載してください。

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
（１）子どもにとって大切な権利の保障																				
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度（%）※子ども会議におけるアンケートの設問「話しやすかったか」に対する回答が5段階評価のうち上位２つの「とてもそう思う」「そう思う」と回答された割合	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組むテーマが異なるため、事業全体を通した子どもたちの満足度が最も事業評価に適当であると思われるため。	97.9	（目標）	100	（予算）	792	B	令和５年度は、本市が実施している事業や抱えている課題のうち、５つのテーマについて話し合い、子どもたち自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各テーマの担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。会議開催初年度から１０回目を迎える令和６年度は、「子どもにやさしいまちについて考えよう！」をテーマとし、「子どもにやさしいまち」について考え、子どもが相談しやすい環境や安心して過ごせる場所等について、子どもたちから意見を聴取し、本市の子どもにやさしいまちづくりの推進に活かしていく。	A	A	継続		777	障害のある子どもや乳幼児などの声をどうきいていくかについても今後、積極的に検討していけるといいなと思いました。（乳児は難しいかもしれませんが、年長さんとか幼児さんについては絵でかいてもらうなど、工夫したらいろんな声がきけるかもしれません） 子どもが生き生きと心豊かに育つまちづくり。子ども会議を開催する中で、子どもに優しいまちづくりについて考えよう。当事者の子どもたちの声を奈良市全体で受け止め、オール奈良市考え、継続的すっとに取り組まれていること、とても素晴らしいことです。他の市町村に行く度に、奈良市さんの取り組みを話しています。（感想のため回答任意）	子ども会議につきましては、市内の養護学校を含む各種学校や奈良市フードバンク事業に登録するひとり親家庭等への周知を行い、多様な子どもの参加を呼びかけました。今年度はじめて養護学校の学生が参加してくれましたが、今後とも引き続き多様な子どもの声を聴くための取組を進めてまいります。 また、乳幼児等については、安全な場の確保や保護者の送迎等が課題となることから、本事業のみならず、学校園などの多様な場が、意見表明できる場となるように、子どもの権利に関する周知・啓発に努めていきます。	子ども政策課
							（実績）	99	（決算）	616										
（２）乳幼児期の教育・保育の充実																				
①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	3号認定の利用定員数（人）	子育てと仕事の両立が難しいことの要因の一つが、保育所等の入所が全てにおいてできていないことであり、現在待機児童の解消に向けて必要な地域及び年齢児に応じた提供体制を整えるにあたり、特に待機児童数の大部分を占める0～2歳児で構成される3号認定児童の利用定員数の確保に努めているため。	3,331	（目標）	3,231	（予算）	396,898	B	令和4年度より開始している、極楽坊あすかこども園の保育定員増員のための移設を伴う園舎新築工事を継続した。2ヵ年事業の2ヵ年目である令和5年度に事業完了予定であったが、解体工事遅延のため事業繰り越しとなり、令和6年6月末事業完了予定。また、親愛幼稚園の認定こども園移行に向けた取組を進めた。 引き続き待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへ対応することを目的として、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、幼保施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進める。	A	－	継続		15,082			子ども政策課 保育所・幼稚園課
							（実績）	3,294	（決算）	381,556										
	3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	市立こども園の設置数及び市立幼保施設からの公私連携施設への移行件数の累計	奈良市幼保再編基本計画・実施計画に基づく市立幼保施設の統合再編などによる認定こども園への移行や、民間活力を活用した市立幼保施設の民間移管による公私連携型施設への移行に向けた取組を行っているため。	23	（目標）	24	（予算）	702,995	B	令和4年度に修正・公表した奈良市幼保再編計画に基づき、西大寺北幼稚園において令和6年4月からの民間移管に向け引継保育を実施した。また、三笠保育園の移管先法人を公募により決定した。さらに1園の市立幼保施設の再編方針を公表し、再編に向けた取組を進めた。 今後も、奈良市幼保再編計画に基づき、市立幼保施設の民間移管を中心に待機児童の解消や市立幼保施設の過小規模化といった課題を解消し、保護者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるような教育・保育体制の整備を目指す。	A	－	継続		544,206			子ども政策課 保育総務課
							（実績）	26	（決算）	519,687										
	4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	年間延べ利用者（人／日）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	105,132	（目標）	132,317	（予算）	219,366	B	公立園：令和5年度は、市立園においては、市立認定こども園全１７園、市立幼稚園全９園で一時預かり事業を実施し、保護者の多様化するニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めた。全こども園・幼稚園で一時預かりを実施、定着したことにより、市全体の一時預かり利用の増加が認められた。担当者連絡会を開催し情報交換等の機会をもち更に保育の充実に努める。 私立園：市内私立認定こども園14園、市内に住所を有する児童が通う市外の私立幼稚園（新制度）1園において事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応した。また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については、私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に対応することで、私立幼稚園への就園促進を図った。	A	－	継続		225,843			保育総務課 保育所・幼稚園課
							（実績）	115,170	（決算）	119,048										
	5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	年間利用人数（人）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	2,273	（目標）	2,765	（予算）	137,541	B	保護者の多様な就労形態に対応し、子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、市立保育所1園、こども園2園において利用時間を超えた延長保育事業を実施した。 また、私立保育所24園、私立認定こども園18園及び小規模保育事業所7園においても同事業を実施した。子どもの健やかな成長と保護者への支援充実のため、同事業の充実を目指す。また、新設園開所の際に、延長保育事業の実施を促すことにより、更なる拡充を図る。	A	－	継続		141,092			保育総務課 保育所・幼稚園課
							（実績）	2,285	（決算）	86,318										
	6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	休日保育延べ利用者数（人）	休日保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、休日保育の利用者数が適当であるため。	493	（目標）	510	（予算）	10,641	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、休日保育事業を実施する市内私立保育所等3園に対し、保育所運営委託費等を支払った。保育所の入所受付時に、休日保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況等について、保育コンシェルジュがきめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して休日保育の情報を提供する。	A	－	継続		10,285			保育所・幼稚園課
							（実績）	456	（決算）	9,281										
	7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	夜間保育所延べ入所者数（人）	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	549	（目標）	480	（予算）	9,601	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、夜間保育事業を実施する市内私立保育所１園に対して保育所運営委託費を支払った。保育所の入所受付時に、夜間保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況等について、保育コンシェルジュが きめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して夜間保育の情報を提供する。	A	－	継続		8,885			保育所・幼稚園課
							（実績）	524	（決算）	9,140										

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実	8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	－	職員の資質の向上のために研修を実施しているが、研修での学びを数値化することは難しいので指標の設定は行わない。	－	（目標）	－	（予算）	754	B	研修開催の目的及び内容を検討し、各専門分野の学識経験者や指導者を講師として、保育実践や保育内容、また経験年数に応じて必要な実践力や専門的知識を身に付けられるよう研修を実施した。また文部科学省の事業を活用し、指導的役割の人材育成を目的とした研修も行い、公私立共に乳幼児教育の質の向上に向けて研究を継続した。その他にも、オンラインの活用を積極的に行い、多数の職員が受講し、学ぶ機会の保障と資質向上につなげた。今後も教育・保育のニーズに合わせて研修内容を充実させ資質向上を図っていく。	B	－	継続		755			保育総務課
							（実績）	－	（決算）	595										
	9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生涯や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	－	校区等によって交流や研修等の連携の持ち方や回数等が異なり、統一的な指標を設定するのが難しいため、指標の設定は行わない。	－	（目標）	－	（予算）	－	C	各園において、遊びを通しての子どもの経験や育ち・学びを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉えながら教育及び保育を行い、小学校への接続につなげている。地域や各校区で行われている交流活動や情報交換会においては、交流体験を通して子どもは就学への期待を高め、就学後の学びに備える機会となっているとともに、職員は子どもたちの発達や成長を捉え、個々に応じた指導につなげている。また、公立小学校教員と国公私立の園職員が合同で参加する研修を実施し、互いの子どもの学びや育ちについて情報を共有する機会を設けた。 しかし、交流活動においては、公私立園の違いや地域による差があり、円滑な接続に向けた連携の取り組みが十分とは言えないことから、今後、関係機関と一層連携を図りながら、推進に向けた取り組みを行っていく。	B	－	継続		-	地域や各校区で行う園職員と小学校職員の交流および情報交換会や、子どもの就学への期待、就学後の学び等に備える交流体験は、子どもたちの発達や成長を捉え、個々に応じた指導に繋がることを考えると、公立園のみならず、私立園においても大切な取り組みであり、幼小接続に対する意識向上を図るための校区の様々な校種との連携や、滑らかな接続のための連携においても、奈良市の全ての園児に対して必要だと思います。 そのうえで、公私立の違いや園の種別、校区に関わらず、相互の連携推進が図られる機会や仕組みづくりに向けた取組が十分でなければ、評価Bは適切でないと感じます。	幼小接続に関する国や近隣市町村の動向について学ぶ機会となるよう、大学教員を講師として招へいして研修を実施し、公立・私立各園職員と小学校職員とが共に幼小接続について考える機会を令和５年度から設けております。 私立園からは11名参加いただいております。（保育総務課） また、私立の保育所、認定こども園におかれましても、小学校と連携を図り、情報交換会や交流活動を通じて幼小接続に取り組んでおられます。（保育所・幼稚園課） 上記等の各種取組を実施しているものの、本市全域での推進にあたっては、より一層充実させていく必要があるため、「令和５年度の取組状況」を一部見直しました。	保育総務課
							（実績）	－	（決算）	－										
	10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	－	支援体制の充実を数値化することは困難であるため、指標の設定は行わない。	－	（目標）	－	（予算）	153,947	B	一人一人に必要な支援の実現のため、子育て相談課発達支援係と協議し、園生活において支援が必要な園児に対して各園に特別支援教育支援員の配置を行った。 また、支援が必要な子どもへの理解を深め、多様なニーズに即した支援に対応できるよう、特別支援教育支援員や保育者を対象として特別支援者研修や公開講座を実施し、専門的知識の習得と実践力の向上に繋げた。さらなる研修内容の充実を図るとともに、開催方法についても対面開催とリモート開催を取り入れ多数の職員が参加できるよう実施していく。 また、関係機関との連携についても充実を図り、乳幼児期からの切れ目ない支援を保障していく。	B	－	継続		174,449	特別支援教育支援員の配置や、特別支援教育支援員や保育者を対象としての研修等を実施とのことですが、この事業においても公立園でのみの取り組みであるため、評価Bは適切ではないと感じます。 また、一人一人に必要な支援の実現のための取り組みや、支援が必要な子どもへの理解を深めること、多様なニーズに応じた支援に対応できるよう専門的知識の習得と実践力の向上に繋げることは公立のみならず、私立においても大切だと思います。 関係機関との連携についても、充実を図り乳幼児期からの切れ目ない支援の保障は奈良市の全ての園児に対して必要だと思います。	一人一人に必要な支援の取り組みや、支援が必要な子どもへの理解を深めることは重要であり、国公私立園を対象とした特別支援者研修を年間3回実施しております。私立園からも44名参加いただいております。今後も引続き特別支援教育の専門的知識の習得と実践力の向上に繋げてまいります。 また、関係機関との連携の充実を図ることで、国公私立園全ての園児を対象に乳児期からの切れ目ない支援を保障していけるよう努めてまいります。	保育総務課
							（実績）	－	（決算）	110,236										
	11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	－	子どもたちの心身の健全育成を図ることが目的であり、各園において年齢に応じた取り組みを実施することとなる。画一的かつ定量的に事業の進捗を図ることが困難であるため指標の設定を行わない。	－	（目標）	－	（予算）	－	B	奈良市立園「食育カリキュラム」に基づき、各園で各年齢に応じた食育目標・食育計画を作成し、保育の場や給食を通じた食育活動を継続して取り組んだ。 これまでから引き続き、家庭と園で連携した食育に取り組むことができるよう「食育だより」を年４回発行した。令和５年度は「菜園活動」「クッキング保育」「食中毒予防」「食事バランス」「献立の立て方」について情報提供を行った。	A	－	継続		-			保育総務課
							（実績）	－	（決算）	－										
	12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	－	安全・安心でおいしい給食の提供にあたっては、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーへの配慮など様々な側面があり、一つの指標をもって達成できたかどうかを評価することが困難であるため、指標の設定を行わない。	－	（目標）	－	（予算）	－	B	乳幼児期の成長に望ましい栄養や食事内容を考慮し、出汁を使う和食を中心とし、行事食・郷土料理・旬の食材を取り入れた献立作成を行い、食品衛生管理を徹底して安全・安心な給食の提供に努めた。	A	－	継続		-			保育総務課
							（実績）	－	（決算）	－										
	13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	入所児童数（人）	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要であり、入所児童数が適当であると考えられるため。	6,529	（目標）	6,388	（予算）	775,695	B	私立保育所等における医療的ケア児の受入れを促進するため、令和３年度より医療的ケア児保育支援事業を開始し、令和５年度は私立認定こども園１園に対し補助を実施した。また、令和５年度より多子世帯の子どもを対象とした副食費補助事業を開始したほか、奈良市障害児保育事業における障害児認定の幅を広げ、園の活用を促進した。引き続き、保護者の多様なニーズに対応しながら保育士の処遇改善及び保育内容の充実を図れるよう補助を行っていく。	A	－	継続		823,293			保育所・幼稚園課
							（実績）	6,528	（決算）	608,581										
	14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	第三者評価又は関係者評価を実施する施設数（園）	第三者評価や保護者アンケート等の関係者評価を実施することで、教育・保育の質の充実につながるため。	54	（目標）	35	（予算）	14,156	B	公立園：関係者評価として、奈良市公立園全園で保護者アンケートによる評価を実施し、評価をとりまとめホームページ等で情報を公開した。また、幼稚園、こども園において学校評議員による園運営全般の評価を実施した。加えて、園長による自己評価及び園評価を実施、各園の課題を明確にし、職員の意識改革や課題解決につなげ園運営に活かした。また、次年度に向けて職員の資質の向上や園運営、保育の向上を図っていきたい。 （私立）私立保育所４園、小規模保育事業所５園及び認定こども園１８園において、公立園と同様、保護者アンケートと自己評価を実施した。また、私立認定こども園７園で施設関係者評価を実施した。私立保育所等の第三者評価受審については努力義務であり令和５年度は実施園がなかったが、受審することが望ましいので、受審の働きかけ方について検討を進める。施設関係者評価についても実施園増加のため、受審の働きかけを進めていく。	A	－	継続		15,340			保育総務課 保育所・幼稚園課
							（実績）	57	（決算）	1,356										
	15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	１園あたりの在園児童数（人）	本補助金の対象（私立学校法に規定する学校法人が、学校教育法の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項に規定する確認を受けたものを除く。））から子ども・子育て支援制度へ移行する幼稚園のことも踏まえ、全体の在園児童数ではなく、1園あたりの在園児童数で正確な推移を確認することができるため。	113 （11園）	（目標）	120	（予算）	20,079	B	市内私立幼稚園１１園に対し、運営費補助金を交付した。人件費及び管理運営に関する費用を補助することにより、各園の教育条件の維持向上を図るとともに、幼稚園経営の健全性を高め、私立幼稚園の健全な発展を図った。継続して実施することにより、奈良市の幼稚園教育の更なる拡充及び振興発展を目指す。	A	－	継続		16,971			保育所・幼稚園課
							（実績）	107	（決算）	17,402										

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由			目標・実績値		予算・決算額（千円）	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
（３）学齢期の教育・育成施策の充実																				
①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実	16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数（人）	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため。	65,776	（目標）	117,100	（予算）	65,607	C	市内の全中学校区（21校区）で、地域のお祭りや校区の運動会、地域の歴史を知るイベント等の地域学校連携協働活動の取組を実施し、子どもたちに様々な学びの機会を提供できた。また、本事業を支えるボランティア数は60,815人（地域で決める学校予算事業のみ）であり、昨年度より1,280人減少したが、コロナの影響により中止していた事業を復活するなど、多様な学びの場の提供に努めた。また、事業の担い手育成のための研修や校区を超えた人材交流の場を設けるなど、担い手の教育資質向上に向けた取組も実施した。	A	A	継続		66,943			地域教育課
							（実績）	65,605	（決算）	58,394										
	17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。	主体的な学びを実現できる子どもの割合（%）	「授業で学んだことを、ほかの学習にいかしていますか。」とのアンケートに当てはまると答えた生徒・児童の割合を増やすことで、世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じても、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもの育成を目指す。	93	（目標）	88	（予算）	7,472	B	奈良市教育委員会が事務局を務める世界遺産学習連絡協議会の主催のもと、第14回世界遺産学習全国サミットを和歌山県田辺市で開催し、学校関係者、関係団体、保護者、児童生徒など約600名の参加を得た。また、教員向け研修「世界遺産学習リレー講座」を8回実施し、延べ約100名を超える教員が参加した。特に、NHK奈良放送局との協働で実施した「世界遺産学習VR体験」では、VRを用いた効果的な世界遺産学習について議論を行うとともに、春日山原始林をVR化することの可能性について検討する等、学びを深めることができた。オンラインを活用した学校間交流では、市内12校の学校が市内、市外、海外の学校と交流を行い、互いの地域での学びを発信することで、持続可能な社会構築のための学びを深めることができた。	A	A	継続		8,370			学校教育課
							（実績）	84	（決算）	6,894										
	18	学校ICTの推進	タブレット端末等のＩＣＴ機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	「教員のICT活用指導力」の4観点について「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合（%）	毎年、文部科学省が行う「教員のICT活用指導力」アンケートで、「A教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」「B授業中にICTを活用して指導する能力」「C児童のICT活用を指導する能力」「D情報モラルなどを指導する能力」の4観点を集計、回答の割合に応じて、今後の研修等の参考とする。	90.2	（目標）	84.0	（予算）	511,709	B	GIGAスクール構想での1人1台端末整備以降、学習の内外で児童生徒がICT機器を学びに利用しているシーンが増えていることから、教員についても活用が進んでいる。令和5年度にシステム基盤を更改し、クラウド環境をフルに活用しながら業務を行えるようにしている。今後、これらの環境を活用した授業改善に取り組みたいと考えている。	A	A	継続		511,000			教育DX推進課
							（実績）	91.4	（決算）	503,362										
	19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	－	学校の自己評価については学校学校教育法及び学校教育法施行規則により、実施・公表及び設置者である市教育委員会への報告が義務化されており、全ての学校で実施されていることから、指標の設定は適しないと考える。	－	（目標）	－	（予算）	－	B	平成２９年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、令和元年度中に市立小・中・高等学校の学校評議員制度から学校運営協議会制度にすべて移行した。今後は学校運営協議会を活用し、各学校が自らの教育活動等の成果や取り組みを検証し、学校運営の組織的・継続的な改善を図ることができるよう、状況を把握していく。	A	A	継続		－			学校教育課
							（目標）	－	（予算）	－										
	20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	－	協議内容が学校内で共有されているか、協議結果に基づく方策の検討を行う体制が学校にあるかどうかといったことが指標として考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを問う新たなアンケート調査を実施することが難しい。	－	（目標）	－	（予算）	1,730	－	各校区の学校運営協議会（38協議会）において、学校と保護者や地域住民が、学校運営のビジョンや取組状況、課題等について協議を行い、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を実施した。 また、学校運営協議会と地域教育協議会の一体的な推進を図るため、それぞれの役割を、学校と地域が共に理解した上で、保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続発展可能な仕組みの構築をめざし、制度理解を深めるための研修を実施した。	－	－	継続		1,710	学校運営協議会と地域教育協議会の「一体的な推進」はどの程度図られているのでしょうか? 「制度理解を深めるための研修」もコーディネーターのところで止まっているように感じます。 奈良市はCSより地域教育協議会が先行していて、取り組みや行事が出来上がった状況で学校運営協議会が出来たという流れもあり、特に多数小一中の校区では各学校運営協議会が地域教育協議会の後付けになっている部分もあります。学校運営協議会の存在意義がどうしたら深まるかを地域を超えて考える必要があります。	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール=CS）への理解を深めるため、地域コーディネーター対象のCS研修を実施するとともに、CSの効果的な運営には教員の理解の深化の必要性を感じ、教員研修担当部署に働きかけ、令和４年度より学校長対象のCS研修を共同で年１回実施しています。 しかし、令和５年度にCSの現場視察を重点的に実施しましたが、ご意見にある通り、本市では、国でいう「地域学校協働本部」が「地域教育協議会」という組織で確立されている中で、後付けで設置されたCSとの棲み分けは難しく、両組織が一体的に運営されている校区はかなり少ない状況です。 このことより、今年度より、両組織の一体的な推進を目指し、各種関係者の意見を聞く場を設け、組織のあり方の見直しを検討しているところです。	地域教育課
							（実績）	－	（決算）	1,049										
	21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	奈良市教職員研修講座に係る満足度（%）	奈良市教職員研修講座において実施している受講直後アンケートの満足度を4件法で評価しており、これを指標とする。	97.9	（目標）	94.8	（予算）	2,441	B	若手教員対象の「教員個別訪問研修」を延べ221回実施し、対象教員個々の課題やニーズに合わせた具体的かつ的確なアドバイスを行ったことで、学級経営や授業に対する改善意欲の向上を図ることができた。 また、教育センターにおいて、キャリアステージや職階に応じた集合型やオンラインの研修講座を76講座を実施し、満足度は97.6%だった。	A	A	継続		2,421			学校教育課
							（実績）	97.6	（決算）	1,654										

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標 施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況 目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価 子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	今後の方針	拡大、縮小、廃止の理由	令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
②子どもの居場所や体験活動の充実	22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	入所児童数（人）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	3,749	（目標）	4,358	（予算）	252,971	B	例年に引き続き延長保育や夏休み等昼食提供事業を実施、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化することで、保護者の負担軽減を図った。その結果、令和5年5月1日時点の入所児童数は3,980名となった。 巡回支援員の訪問保育指導を142回、作業療法士の訪問指導プログラムを152回(856時間、対象児童41名)、支援員研修を18回(合計参加人数1,106名)実施し、過去の研修動画を視聴可能な専用ホームページを作成する等、保育の質の向上に取り組み、引き続き主任支援員を配置し施設運営の効率化を図った。 また、支援員確保のため、求人広告の掲載、本市SNSでの求人情報の配信、県内大学への求人情報の周知、デジタルサイネージへの求人情報の掲示、しみんだよりへの支援員募集の特集記事掲載、奈良県保育人材バンクへの登録、支援員募集ポスターの各施設への掲示等の取り組みを継続して行った。 施設設備については、国や県の補助金を受け、合計3箇所(令和4年度からの繰り越し伏見・西大寺北、令和5年度:左京)のパンビーホームの整備を行ったが、全国的な電線資材の不足により登美ヶ丘北パンビーホームについては令和6年度に繰り越しを行った。 共働き家庭の増加に伴い、パンビーホーム利用児童数は年々増加していることから、引き続き支援員確保を強化しつつ、児童が安全・快適に過ごすことができるように施設整備を進める。	A	A	継続		266,779	保育所・こども園（2、3号認定）の入所申請においては、65歳未満の同居祖父母も保護者めて、保護者全員分の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類等が必要である。一方、パンビーホームへの入所にあたって、保護者の定義が、「児童の父母(親権者)及び児童の兄弟姉妹以外で18歳以上の同居家族(同居人含む)全員」となっている。そのため、保育所・こども園（2、3号認定）からパンビーホームに移行する必要がある時に、65歳以上の同居者（例えば祖父母）のいる家庭ではその同居者が入所理由に当てはまらないと移行できないということが起きてくる。このことが子どもたちの最高の利益につながるかどうか考慮すべきである。すなわち、保育園やこども園での友達関係がパンビーホームに入れないことで途切れてしまう子どもたちが少なからずいるということである。	パンビーホームは保護者等が就労等により昼間家庭にいない世帯の児童の健全な育成を目的として、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや生活の支援を行う放課後児童健全育成事業として実施しており、世帯において児童の監護が困難な場合の保育の場の提供を目的とした事業となるため、65歳以上であっても保護者等がいらっしゃる場合は家庭保育をお願いしております。保護者等とは、児童の父母（親権者）及び兄弟姉妹以外の１８歳以上の同居家族（同居人を含む）となります。 なお、パンビーホームにおいては文部科学省からの通達もあり放課後子ども教室との連携強化を図っており、放課後子ども教室においてはパンビーホーム利用児童も、利用していない児童も参加が可能となっております。引き続き、パンビーホームを利用しない児童との交流が可能な場の提供に努めたいと考えております。	地域教育課
							（実績）	3,980	（決算）	206,795										
	23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数（人）	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため、地域学校協働活動に関わる地域ボランティアの活動人数を指標とした。	65,776	（目標）	117,100	（予算）	19,658	C	市内の全小学校区（42校区）で放課後子ども教室を延べ982日開催し、延べ36,351人（R4年度は35,602人）の児童の参加があり、子どもたちの居場所づくりに貢献した。宿題に取り組む児童を補助する学習支援・学習相談をはじめ、絵手紙や読み聞かせ、水墨画体験、収穫体験、スポーツ教室の活動を行うことにより、子どもたちが地域の方々と触れ合い、様々な体験を行う機会を創出できた。コロナによる制限が緩和し、様々な活動が復活し、応募枠を超える参加希望により教室回数を増やした教室もあり、子どもたちに多様な学びの場を提供した。 また、本事業を支えるボランティア数は、コロナの影響による事業中止等の理由によりここ数年減少傾向であったが、令和5年度のボランティア数は4,790人（放課後子ども教室推進事業のみ）であり、コロナ前の人数には達しないものの、昨年度より1,109人増加（約30%増）し、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めた。	A	A	継続		19,489	この事業の指標が参加者数ではなく、ボランティア数とする理由はどこにあるのでしょうか？（２４～２７は利用者数等、参加者数になっています） ボランティアの方々により、本事業が支えられているというのは理解できますが・・・。そのうえ、目標値に対して、実績は桁違い数値になっていますし、課題の欄にもボランティアを増やす方策の記載がありません。	ご指摘のとおり、本事業の指標を「児童の参加者数」とすることも妥当だと思われますが、「ボランティア数」としているのは以下の理由からです。共働き家庭が増加し、国からも放課後児童対策の一層の強化が求められており、今後、放課後等の「子どもの居場所づくり」は需要も高まり、重要性も増していくと予測されます。 一方で、本事業を支えるコーディネーターやボランティア等の地域の担い手は高齢化・固定化という課題を抱え、担い手不足は深刻化している状況です。 実際に、放課後子ども教室を開催すれば一定数の児童の参加は得られている状況ですが、担い手不足により、年間開催回数が少ない校区がある状況です。 このように、需要と供給のミスマッチが起きている中で、供給側の体制づくりが喫緊の課題であることより、事業を支えるボランティアの人数を本事業の指標に掲げ、子どもたちの居場所づくりに貢献していきたいと考えています。 また、課題であるボランティアの増加策については、大学生の参画を目的として、令和５年度下半期から奈良市内の大学と調整を行い、今年度下半期より大学生ボランティアの募集を開始予定です。	地域教育課
							（実績）	65,605	（決算）	17,027										
	24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	年間来館者数（人）	センター学習の市内学校園及び市民への提供状況を直接的に示す数値として、年間来館者を目標指標に設定する。	8,670	（目標）	16,690	（予算）	19,544	B	平日の学校園向けの講座については、教育センター内で実施する館内講座と出前講座を行い、昨年度より２校園多い１３０校園の利用があった。 土日祝日の市民向けの講座（キッズホリデークラブ）については、新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行による各種規制等撤廃により、こどもまつり等のイベントや通常の科学実験等の講座の受入れ人数を増やした結果、昨年度よりも約2,800人多い来館者数となった。 今後は、より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、教職員向けの掲示板や市民向けのアプリ等を活用し事業を周知するとともに、ニーズに沿った講座の増加を図る。	A	A	継続		18,505			教育支援・相談課
							（実績）	12,258	（決算）	18,449										
	25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	市営青少年野外体験施設の利用者数（人）	魅力的な事業展開や広報活動の拡充により、黒髪山キャンプフィールド及び青少年野外活動センターの利用者数の増加を目指す。	8,427	（目標）	11,050	（予算）	31,010	B	黒髪山キャンプフィールドと青少年野外活動センターにおいて、キャンプ活動やレクリエーション活動等の学習の機会を提供した。青少年野外活動センターでは施設の周囲の自然環境を生かした魅力的な事業展開に努めた。 黒髪山キャンプフィールドでは、危険木の伐採や水はけ改善作業等を行い、施設の充実度や安全性を高めた。新規利用者の獲得と利用者の満足度を高めるため、ニーズの高い事業や地域にある自然などを生かした幅広い魅力的な事業を実施するとともに、更なる広報活動の拡充を行い、青少年の健全育成のための教育・体験活動の場として利用促進に努める。	A	A	継続		37,270			地域教育課
							（実績）	9,626	（決算）	30,648										
	26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	児童館(4館)の利用者数（人）	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点として機能しているか、また、子育て支援の拠点として乳幼児とその保護者に対して遊びや交流の場を提供するという目的をどの程度果たしているかを確認するため、児童館（４館）の利用者数を指標とする。	22,252	（目標）	26,700	（予算）	114,596	B	児童館での各種活動や、地域子育て支援拠点事業等を通じて「子どもの居場所づくり」や「児童の健全育成」を促進することができた。 指定管理者制度の導入により、法人のノウハウを活かし更なる児童館事業の充実につなげ、より効果的・効率的な運営を図る。	A	―	継続		113,640			子ども育成課
							（実績）	26,169	（決算）	112,791										
	27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。 （※令和２年より「体育の日」が「スポーツの日」に改められました。）	参加人数（人）	多種目のスポーツを「見て・触れて・体験して」感じることができる「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く誰もが参加できる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心を測る指標と考えられるため。	448	（目標）	3,000	（予算）	1,600	C	事前予約制で実施したことと、雨天のため午後の部を中止したことで目標値に届かなかった。 事前予約制から当日受付制とすることで、参加者の大幅な増加が見込まれる。	A	A	継続		1,600			スポーツ振興課
							（実績）	1,346	（決算）	1,600										

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標 施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況 目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価 子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	今後の方針	拡大、縮小、廃止の理由	令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
	28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ少年団加入率（%）	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業であるが、少子化等により子どもの絶対数は減少しているため、スポーツ少年団加入対象のうち中心となる総児童数（小学生）に対する加入率を指標とする。	7.04	（目標）	8.2	（予算）	1,000	C	昨年度に引き続き団員数は減少傾向にある。 野外活動体験を日帰りで実施することで開催が出来た。 体力つくり大会は雨天のため中止となった。 児童数全体が減少している中だが、事業は継続し、スポーツ少年団の団員がわくわくする魅力ある事業を引き続き検討していく。	A	A	継続		1,000			スポーツ振興課
							（実績）	6.4	（決算）	1,000										
	29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	事業の実施件数及び参加人数（件）（人）	継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。文化を取り巻く環境は日々変化しており、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	27件 38,886人	（目標）	30件 47,500人	（予算）	17,444	B	各文化施設の特色を活かし、合計55,287人の子どもたちに文化に触れる機会を提供することができ、目標を大幅に超過した。 今後も引き続き、事業を実施していく。	A	A	継続		19,454	子どものためのイベントの多さが関西圏の他の地府県と比べて、圧倒的に少ないと思います。 また、学校からの案内もほとんどないのが現状です。何か媒体を考えたほうが良いかと思います。	子どもたちが文化に触れる機会を、より多く提供できるように取り組んでまいります。 事業の広報については、子育て世帯向けのSNSや駅設置のデジタルサイネージ等を活用して行っております。今後、発信内容の充実や発信方法の工夫などに取り組んでまいります。	文化振興課 奈良町にぎわい課
							（実績）	31件 55,287人	（決算）	14,222										
	30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	事業の実施件数及び参加人数（件）（人）	近年多種多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より能動的な取り組みが求められる。文化を取り巻く環境は日々変化しているため、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	5件 1,432人	（目標）	5件 2,800人	（予算）	2,994	B	各文化施設の特色を活かし、合計1,931人の子どもたちに文化に触れる機会を提供することができた。	A	A	縮小	既存事業の見直しにより一部縮小	2,110			文化振興課
							（実績）	5件 1,931人	（決算）	1,643										
③心身の健やかな成長のための取り組みの充実	31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育センターにおける来所教育相談のべ回数（回）	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより、教育相談事業が周知され、ひいては市民への生活環境の改善・向上に繋がることから、不登校児童生徒のための相談や支援、また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための相談やことばの指導、発達検査など来所による教育相談延べ回数を指標とする。	3,791	（目標）	3,250	（予算）	28,755	A	児童生徒を対象とした相談や保護者の相談、教員の児童生徒支援についての相談や助言をカウンセラーや特別支援の教育相談員が行った。各校にはスクールカウンセラーを配置し、校内において児童生徒、保護者を対象に相談業務を行うとともに、教員との児童生徒に関わる情報共有や会議等にも参加するなど、校内の教育相談担当者と協働して教育相談体制の充実を図った。 重篤なケースが発生した場合などはスクールカウンセラーを追加で配置し児童生徒の心理面の支援にもあたった。 心理面での支援の周知が広がっている一方、教育センター相談６階フロア、スクールカウンセラー共に相談予約数が増加しており、どのように予約件数を解消、対応を行うのかが課題である。	A	A	継続		29,000			教育支援・相談課
							（実績）	3,917	（決算）	28,677										
	32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	通級指導教室において指導を受けている児童生徒数（人）	国は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導について、一人一人のニーズや課題に即した特別な教育過程による指導及び適切な支援の場としての「通級指導教室」を増設し、平成29年度から10年間で、通級指導担当教員の恒常定数化を推進する方向性を示している。本市においても、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援を行うために本指標とする。	489	（目標）	410	（予算）	20,388	A	通級指導教室の新規開設は、令和４年度に４校、令和５年度に７校と、通級による指導に対するニーズの高まりとともに加速度的に進んでいる。令和５年度現在、小中学校計２３校に２７教室の通級指導教室を開設している。 今後の通級指導教室の増設を見据え、人材育成を図るために、インクルーシブ教育システム推進講座のリモート開催や、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所の講義配信システムを活用した研修の実施など、幅広く研修を行った。 国が提唱している「令和８年度末までに通級指導教室を小中学校に全校設置する」という目標に向け、今後も各小中学校への啓発や、新規開設に向けた支援を進めていく必要がある。	A	A	拡大	国は令和８年度末までに通級指導教室を小中学校に全校設置するとしている。通級による指導に対するニーズは依然として高く、奈良市としてもそのニーズに応えられるよう、通級指導教室のさらなる新規開設、担当者の育成を推進する。	21,257			教育支援・相談課
							（実績）	671	（決算）	19,887										
	33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	すこやかテレフォン相談件数（件）	青少年やその保護者の電話相談件数がこの数年は概ね増加傾向にある。また、世情を反映した青少年を取り巻く問題も複雑化しており、相談内容は多様化していることから、相談件数を指標とする。	973	（目標）	900	（予算）	900	B	専門的な知識と資格を有する相談員が年中無休で電話相談業務にあたる。令和５年度の電話相談件数は９１７件であり、昨年度の相談件数と比べて少ない結果となった。 相談件数の７割が女性からの相談であり、相談者自身の悩みを相談されるケースが多く、幼児や小中高生を持つ親からの相談では母親からの相談が多かった。また、一定数の男性からの相談もある。このことから、子どもをめぐる諸問題についての電話相談として、市民の中に定着しているものと思われる。 青少年やその保護者を取り巻く環境は大きく変化し、いじめや不登校、自殺企図、ヤングケアラー、貧困など、より深刻化・複雑化している。 相談員の高齢化も進み、業務負担の大きいボランティア活動であることから、希望者も少なく、新たな相談の担い手の育成や、相談員のより一層の研鑽が求められている。	B	―	継続		900	「専門的な知識と資格を有する相談員が年中無休で電話相談業務にあたる」が、「相談員の高齢化も進み、業務負担の大きいボランティア活動であることから、希望者も少なく、新たな相談の担い手の育成や、相談員のより一層の研鑽が求められている」とのこと。 電話相談の事業は「いつでもかけられる」「いつでも聞いてもらえる」ことが大切なので、件数の増減に関わらず継続し続けることが必要だと思われます。 今後の相談員の養成や育成を、誰がどのようにするのか、計画もまもなく3期目に入るので、課題をクリアできる具体的な提案があればと思います。また市児相との連携はあるのかを教えてください。	すこやかテレフォンは、相談業務を事業者に委託（外注）する形で実施しています。相談業務に従事する相談員はボランティアであり、相談員を確保するため、同協会では、相談員養成講座の受講生募集、仕事をしている人も参加しやすい研修や相談員のニーズに合わせた研修などに力を入れています。 本市におきましても、事業の広報や相談員養成講座の実施に関する広報を行うことで、委託業務継続のための後方支援を行っています。 また、現在は市児相（子どもセンター）との連携はございませんが、関係機関との連携について、今後の検討課題としていきたいと考えます。	いじめ防止生徒指導課
							（実績）	917	（決算）	900										
	34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	―	啓発については市内にある全高校に対して実施しており、現状維持か高校の統廃合で学校数が今後減少していく中でこれ以上の増加は見込めないため設定指標として望ましくないと考える。	―	（目標）	―	（予算）	2,015	B	啓発は、例年通り市内の中学校、高校、大学、専修学校へ啓発チラシやポスターを配布した。 若年層への啓発として、大学１校へ健康教育を実施できた。 令和５年度の上半期は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の特例措置期間中で一部対応を継続実施していただ、通常通りの受入枠で検査を実施することができなかった。徐々に検査数を増やし、下半期からは以前と同じ受入枠での検査体制で事業を実施することができた。 感染不安のある検査希望者からの問い合わせは依然として多く、不安の軽減が図れるよう検査事業を継続実施していく。	B	―	継続		1,022			保健予防課
							（実績）	―	（決算）	427										
	35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	未成年へ啓発物配布人数（人）	たばこから子どもたちの健康を守るためには、学校等の協力を得て啓発を行うことが、効率的かつ効果的であり、その啓発方法としては、学校等を通じて啓発物を配布することが適切であると考えられるため。	0	（目標）	4,000	（予算）	183	B	・未成年者禁煙相談窓口は継続して実施したが、相談実績は0件であった。 ・たばこの健康への影響等を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、市内小学校に対して小学6年生全員・教員分配布を行った。 ・小学６年生向けのリーフレット配布について、令和6年度は印刷物ではなくデータにより配布予定。	A	C	継続		83			医療政策課
							（実績）	3,631	（決算）	71										

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標							直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由			目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	36	思春期保健対策（性）	１０代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	16歳未満の妊娠届出数（件）	１０代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設け取組を進めており、関係機関と協力し、啓発活動や支援を行うため。		0	（目標）	0	（予算）	16	B	・妊娠届出数1,790件のうち、16歳未満の届出は3件。 ・市内小・中学校に対し、思春期相談窓口啓発ポスターを配布。市立中学生には思春期相談カードも配布。 ・母子保健課での電話相談、メール相談の実施（40件）。 ・ホームページでの相談窓口の啓発を実施。 ・養護部会に母子保健課の取り組みや事例を報告し、連携の強化を図る。 ・学校等に対し思春期教材の貸出を行っている。	―	―	継続		19			母子保健課
								（実績）	3	（決算）	16										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
（１）子どもと子育て家庭の健康の確保																				
①妊娠から出産、子育てまでのひれ目ない支援の充実	37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。 （令和4年4月1日より対象が生後4か月未満から生後１歳未満に変更となった）	利用者数（人）	母子保健法の規定により生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に実施しており、利用者数が事業評価に適切と思われるため。	56	（目標）	40	（予算）	10,852	A	令和５年１０月より、受け入れ施設が１か所増加し９医療機関へ変更。令和６年１月１日より利用料の減額を実施し、利用しやすい体制整備を進めた。産後ショートステイは延１９１泊、産後デイケアは延１７０日の利用となり、前年度比較し実人数、利用日数ともに２倍の増加となった。さらなる利用者のニーズに応えるため、令和６年度から訪問型の産後アウトリーチを開始予定。出産直後は心身ともに不安定で、きめ細かなサポートを要するため、受け入れ医療機関との連携、支援体制の強化を図りながら支援を行っている。	A	ー	継続		17,358	コロナ禍以降、里帰りをせずに、自宅で夫婦二人で育児をスタートするケースが増えていると思われます。いざ、やってみると初めてのことばかりで、要領もわからずネット動画から情報を得る家庭も多い現状です。 受け入れ医療機関も増え利用料も減額化できたことで、利用者は今後も増加すると思われます。スムーズに育児がスタートできるように、このような支援が誰でも使えるように周知し、浸透していくことを願っています。訪問型の産後アウトリーチにも期待しています。 その後、これらの家庭が拠点事業に繋がって子育て仲間と日常の生活が安心して過ごせるように、事業と事業の切れ目を作らず、より結びつきを強化していただきたいと思います。	妊娠届出時や母子保健事業等を通じ、妊産婦に対し奈良市の子育て支援事業関連の情報提供を行っています。また、産後ケア事業の委託医療機関に対しても、子育て広場を含む社会資源の情報提供を行い、利用者にも子育て広場等の案内をしています。引き続き、委託医療機関や子育て広場等と連携していきます。	母子保健課
							（実績）	108	（決算）	10,193										
	38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	特定不妊治療費助成延べ件数（件） 及び助成額（千円）	治療費に対する補助事業であり、事業成果を図るためには助成件数及び助成額が評価指標として適当と思われるため。	81件 18,211千円	（目標）	400件 70,000千円	（予算）						廃止	令和4年4月から不妊治療が保険適用となり、国庫補助が終了したため事業廃止。				母子保健課
							（実績）		（決算）											
	39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	28週以降の妊娠届出数（件）	母子保健法の規定により、適切な時期に母子健康手帳を交付し安心安全に妊娠期から出産を迎えるため、28週以降の妊娠届出数が事業評価として適切であると思われるため。	11	（目標）	0	（予算）	804	B	母子健康手帳の中に妊娠、出産、子育てに関する情報を掲載している。乳幼児健診・予防接種・妊婦健診実施医療機関やドラッグストアでのポスター掲示や市ホームページ等にて妊娠届出の啓発を行った。妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、関係機関と連携しながら、妊娠届出の際、必要時には妊産婦支援計画書を作成し、個人の状況に応じて支援を行っている。	A	ー	継続		747			母子保健課
							（実績）	4	（決算）	747										
	40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	受診回数（回）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	23,837	（目標）	29,498	（予算）	240,799	B	妊娠中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成した。 妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付（令和５年９月１日以降は１４枚を追加し、４０枚交付）した。延べ受診回数は22,061回であった。”	ー	ー	継続		200,526			母子保健課
							（実績）	22,061	（決算）	181,669										
	41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児ができるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	参加者数（人）	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ることを目的に、教室を実施しており、教室の参加者数が事業評価として適切であると思われるため。	371	（目標）	2,300	（予算）	646	C	母親教室：年12回開催、参加者98人 離乳食教室:年12回開催、参加者310組625人 歯磨き教室:年9回、参加者156組315人 妊婦歯科健診:年12回　参加者211人 出張歯科講座:年11回　参加者91組188人 妊娠・出産・育児をする中で、初めての子育てに不安や悩みが多い初妊婦（第1子）を対象に、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み感染対策を行いながら、各教室毎に専門職による講話やグループワーク等を実施した。その他、相談希望者には個別で対応した。	A	ー	継続		726			母子保健課
							（実績）	1,437	（決算）	550										
	42	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	新生児訪問対象者への訪問実施率（%）	妊産婦、新生児及び未熟児への訪問は母子保健法の規定により実施しているもので、育児不安の軽減を図り、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、新生児訪問対象者への訪問実施率が最も事業評価に最適と思われるため。	97.4% （令和5年4月時点）	（目標）	98.0	（予算）	310	B	妊娠届出時のアンケートや産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施（訪問及び面接）した。	A	ー	継続		182			母子保健課
							（実績）	97.2%（R6年4月時点の実績）	（決算）	173										
	43	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	面接人数（人）	生後4ヶ月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、支援を必要とする家庭に対して適切な支援機関につなげることにより子どもの健全な育成や児童虐待防止を図るため、面接件数・面接率を指標とする。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,912	（目標）	2,090	（予算）	5,787	B	令和５年４月から令和５年１１月生まれの対象1,244人に対し、1,232人（面接率99%）訪問を行った。令和5年度の最終の実績は、3月生まれの対象者が4か月になるまでに訪問を行うため、現時点では実績を出すことはできない。令和４年度は、対象者1,927人に対し、1,912人（面接率99.2%）に訪問を行った。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育訪問等で支援を行った。 引き続き、全戸訪問の100%実施の実現に向け、訪問できない家庭については、来所等による面接を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指す。また、継続的な支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら支援を行っていく。	A	ー	継続		5,390	99%の面接率、とても評価できると思います。 しかしながら、全戸訪問100%実施の実現に向けて引き続きよろしくお願いいたします。 また、継続的な支援が必要な対象者に対しては、行政だけでなく、多様な支援団体、関係機関との連携をより密に行い、継続的に支援を行っていってください。地元でアウトリーチ型の子育て支援に関わっていますが、この「こんにちは。赤ちゃん訪問事業」からの連携、つながりが、この先への支援にとても重要です。	ケースによっては、子育てスポット等へ同行訪問し、地域の支援機関に繋いでいます。今後も継続して、多様な支援団体と連携をとれるようにしていきます。	子育て相談課
							（実績）	1807	（決算）	4,549										
	44	４か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後４か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、４か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	健診受診率（%）	４か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	98.5	（目標）	98.0	（予算）	11,244	B	R5年度はコロナ禍以前通り、受診期間を通常（生後4か月～5か月に達するまで）に戻し実施した。乳児期初めての健診であり保護者の心配や意識も高く、受診率は昨年度よりはやや低かったが、目標を達成することができた。	A	ー	継続		10,740			母子保健課
							（実績）	98.0	（決算）	9,560										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１１条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	45	１０か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後１０か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	健診受診率（%）	１０か月児健康診査は母子保健法のなかで実施を推奨されているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	97.5	（目標）	96.5	（予算）	11,865	B	R5年度はコロナ禍以前通り、受診期間を通常（生後１０か月～１１か月に達するまで）に戻し実施した。乳児期後期の健診であり保護者の意識も高く、受診率は昨年度よりはやや低かったが、目標を達成することができた。	A	ー	継続		10,731			母子保健課
							（実績）	96.7	（決算）	10,176										
	46	１歳７か月児健診、１歳７か月児歯科健診	１歳７か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率（%） 歯科健診受診率（%）	１歳７か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	健診受診率86.3% 歯科健診受診率87.0%	（目標）	健診受診率95.0% 歯科健診受診率95.0%	（予算）	6,232	B	コロナ禍では医療機関における個別健診で実施していたが、R5年度からは保健センターでの集団健診を再開できた。内科（小児科）健診、歯科を同時に受診することができ、受診率は昨年度より改善し目標に達することができた。	A	ー	継続		5,750			母子保健課
							（実績）	健診受診率96.3%	（決算）	5,106										
	47	３歳６か月児健診、３歳６か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率（%） 歯科健診受診率（%）	３歳６か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	健診受診率82.6% 歯科健診受診率83.9%	（目標）	健診受診率90.0% 歯科健診受診率90.0%	（予算）	6,758	B	コロナ禍では医療機関における個別健診で実施していたが、R5年度からは保健センターでの集団健診を再開できた。内科（小児科）健診、歯科を同時に受診することができ、受診率は昨年度より改善し目標に達することができた。検査項目に視覚検査の屈折異常のスクリーニングができる検査機械：スポットビジョンスクリーナー（SVS）を導入し、受診者に実施することができた。	A	ー	継続		7,177			母子保健課
							（実績）	健診受診率93.4%	（決算）	5,732										
	48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、２歳０か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	塗布者数（人）	母子保健法及び歯科口腔保健の推進に関する法律のなかで、むし歯予防の対策が推奨されている。幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのためには、フッ化物塗布事業の継続実施が効果的であり、塗布者数が最も事業評価に最適と思われる。	新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず	（目標）	700	（予算）	373	B	R4年度まで新型コロナ感染拡大予防のため未実施だったが、R5年度は2歳０か月～４か月児を対象とし、月1回のフッ化物塗布事業を再開した。R5年度実績としては411人であった。R5年度は5月に新型コロナウィルス感染症が５類に移行するまで人数制限をしたことや、再開に当たっての周知が不十分であり参加者は減少となった。今後は１歳７か月児健康診査（集団健診での個別指導時）やホームページ、しみんだより等で周知を図る予定。	A	ー	継続		373	前回もお伝えしたようにこの年齢でのフッ化物塗布は医学的に意味がない。保健活動としてやるのであれば、年齢をあげることと、フッ化物塗布に対しての正しい説明が必要だと思います。	国の示す歯科口腔保健の推進に関する基本的事項において、３歳児のう蝕のない者の割合を90%と目標を掲げています。 本市の状況として、令和5年の３歳６か月児健康診査時のむし歯罹患者は180人（8.5%）ですが、令和3年の１歳７か月児健康診査時の16人（0.8%）から２年間の推移では増加（164人、7.7%）しています。 そのため、幼児期のむし歯予防の一つとして、かかりつけ歯科医を持つ（つくる）ことや、定期的なむし歯予防をすることの大切さを伝えるようにしています。また実施する上では、個別に対応しており、保護者への正しいフッ化物の説明を口頭やチラシなどで伝えるように努めています。	母子保健課
							（実績）	411	（決算）	353										
	49	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 〈個別接種〉 ・ヒブ感染症(生後２か月～５歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後２か月～５歳未満) ・ＢＣＧ（生後３～１２か月未満） ・４種混合（生後３か月～７歳６か月未満） ・三種混合（生後３か月～７歳６か月未満） ・二種混合（小学校６年生） ・不活化ポリオ （生後３か月～７歳６か月未満） ・ＭＲ（麻しん・風しん） 第１期（１歳～２歳未満） 第２期（年長児） ・水痘（１歳～３歳未満） ・日本脳炎 第１期（生後６か月～７歳６か月未満） 第２期（９歳～１３歳未満） ・ヒトパピローマウイルス感染症 (小学６年生～高校１年生相当の女子) ・Ｂ型肝炎（生後２か月～１歳未満） ・ロタウイルス感染症（ロタリックス：出生６週０日後から出生２４週０日後まで　ロタテック：出生６週０日後から出生３２週０日後まで）	定期接種（A類疾病）の接種率（%） ※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康的な生活を守るためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	95.5	（目標）	95.0	（予算）	850,973	B	７歳６か月未満の対象者に予診票綴りを発送し、定期予防接種の啓発を行った。また、二種混合、ＭＲ２期等について対象者に個別に勧奨ハガキを送付し、接種率の向上に努めた。さらに、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、定期接種対象者のうち中学１年生から高校一年生相当の女子への個別通知及び積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種対象者（平成９年４月２日から平成１９年４月１日生まれの女子のうち接種未完了者）への個別通知を行った。 　そのほか、予防接種週間にパネル展示による啓発を行い、年度末に向けて接種忘れがないよう啓発を行った。 　令和５年度のA類定期予防接種の被接種者数は、延５６，６９０人であった。 　また、令和５年度から、１歳児を対象に任意接種であるおたふくかぜワクチンに対する接種費用助成を実施し、被接種者数は１，８６０人であった。	A	ー	継続		728,650			健康増進課
							（実績）	95.3	（決算）	628,162										
②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実	50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。	子育て世代包括支援センターへの来所相談で満足できた人の割合（%） ※満足できたか否かの２択で確認	子育て世代包括支援センターに相談することで育児についての悩みや問題が解決し安心して妊娠・出産・育児が行えるように、満足できた人の割合が事業評価として適切であると思われるため。	100	（目標）	100	（予算）	7,311	B	妊娠期から出産、育児に関する相談について、来所・電話・訪問等で保健師・助産師等が相談対応している。妊娠届出時のアンケート や面談により早期から保健師・助産師等や産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施（訪問及び面接）した。	A	ー	継続		111			母子保健課
							（実績）	99	（決算）	1,169										
	51	発達支援	主に１歳７か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達の支援を行います。	発達支援教室参加延べ組数（組）	子どもの発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図ることを目的に実施しており、教室参加組数が事業評価として適切であると思われる。	ー （令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化）	（目標）	270	（予算）	40	B	発達に支援が必要な親子に早期に適切な支援ができるきっかけとして発達相談を実施している。発達検査を用いた個別の発達相談：年間利用数260件。子どもの発達の状態を保護者と確認し、関わり方などを共に考える場となっている。常時、相談の枠を設け、多くの相談に応じている。相談の結果、必要に応じ子どもセンター（子育て相談課）に引き継がれた親子教室を紹介し、適宜連携しながら支援している。	A	ー	継続		43			母子保健課
							（実績）		（決算）	40										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	妊婦喫煙率（%） 妊婦飲酒率（%）	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談について妊婦喫煙率や妊婦飲酒率が事業評価として適切であると思われる。	妊婦喫煙率1.0% 妊婦飲酒率0.1%	（目標） （実績）	妊婦喫煙率2% 妊婦飲酒率0.5% 妊婦喫煙率1.9% 妊婦飲酒率0.2%	（予算） （決算）	0 0	B	妊娠届出時の啓発数1,790人 うち、保健指導　37件（妊婦喫煙者34人、妊婦飲酒者3人） リーフレットを用いて保健指導を実施。	A	ー	継続		0			母子保健課
③小児医療体制等の充実	53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	全診療時間に対する小児科医配置時間（%）	子どもの急病に対応するための休日・夜間における救急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診察時間の維持が必要であるため。	62.0	（目標） （実績）	62 62	（予算） （決算）	536,809 401,970	B	前年度と同様に小児科医を配置し、診療業務を行った。 また、小児科医を配置している時間帯以外は、小児科も診られる内科医を配置できるよう調整した。	ー	ー	継続		465,314			医療政策課
	54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	ー	救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ることが重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	ー	（目標） （実績）	ー ー	（予算） （決算）	9,895 9,895	B	奈良県の産婦人科一次救急医療体制に参加して、安心して妊娠・出産ができるよう、休日・夜間の救急時に受診できる体制の整備に努めている。 なお、市立奈良病院は産婦人科一次救急の輪番病院の役割を担っている。	ー	ー	継続		11,952			医療政策課

（２）地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進	55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）（人） ※No55、56、57は同一指標	地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	（目標） （実績）	174,000 117,417	（予算） （決算）	82,364 81,966	B	市内の子育て広場１３か所で、親子が集える場の提供、子育てに関する講座の実施、子育て等に関する相談援助を行った。また、地域の団体と協働しての出張講座、地域ボランティアの受入れ、子育てサークルの支援を行う等積極的な地域との連携・支援を行った。	A	ー	継続		87,190	市内の子育て広場１３か所で、利用者支援事業も実施されるとのこと。より身近な場所で気軽に相談できる体制ができるのはとても望ましいと思います。奈良市の子育て支援の土台作りは大きな成果を上げつつあると思います。今後はどの拠点でも支援のスタンスや質にバラつきがないよう、研修会や情報交換会など全体のスキルが上がるように維持し続けていくことが課題かと思います。そのバックアップはどのように考えておられますか？	市主催で外部から講師を招き、各子育て広場から１名以上参加していただき実施する研修や、子育て広場同士の交流会など、年3回程度スキル向上や情報交換のための取り組みを行っています。	子ども育成課
	56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月１～２回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）（人） ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の情報交換や育児相談を実施し、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	（目標） （実績）	174,000 117,417	（予算） （決算）	3,967 3,731	B	地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが内容の工夫を行い事業を実施した。 令和６年度においても地域の子育て親子が利用しやすい場となるよう、引き続きそれぞれの地域で工夫しながら事業を実施する。	A	ー	継続		3,874			子ども育成課
	57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（０～３歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）（人） ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、また、高齢者を復命世代間における交流を実施することで、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数（年度末時点）を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	（目標） （実績）	174,000	（予算） （決算）						廃止	令和5年度よりNo.55地域子育て支援拠点事業として実施しているため、廃止。				子ども育成課
	58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	ー	地域と園との交流においては、園の教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育内容の充実は数値で指標を設定できないため、未設定とした。	ー	（目標） （実績）	ー ー	（予算） （決算）	ー ー	B	令和5年度は、市立幼稚園・保育所・こども園では、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となったため、様々な方と触れ合う中で豊かな経験を行えるように計画し、行事や交流を実施した。また、地域力を活かせるように、地域と連携を図り、より良い方法を探ることに努めた。地域の方々（地域ボランティア、高齢者、地域の学校園、自治会等）と菜園活動や田植え、地域の公園の花植えなどを通して、人と触れ合う楽しさ、思いやり、感謝の気持ちを育むことに繋がった。	A	ー	継続		-			保育総務課
	59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）	子育て支援に関する事業数（事業）	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	128	（目標） （実績）	165 148	（予算） （決算）	1,562 1,538	B	地域の各種団体の協力を得るなどして、多様化する家族のあり方や子育て環境に対応した事業を開催した。また、託児付きの事業や土日開催の事業、申込不要で気軽に参加できる事業など、参加しやすい工夫を行った。さまざまな対象に向けた事業や、地域資源をいかした多彩な事業を継続して実施することで、公民館が子育て支援の拠点として定着している。講座ごとに参加者へのアンケートや聞き取り等を実施し、市民のニーズに対応した講座を開催した。今後も、各種団体や学校園、自主グループと連携・協力しながら、継続して取り組んでいく。	A	A	継続		1,625			地域教育課（奈良市生涯学習財団）

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況：目標・実績値	令和５年度の取組状況：予算・決算額（千円）	令和５年度の取組状況：進捗状況に対する担当課評価	令和５年度の取組状況：取り組み内容・課題等	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価：子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価：子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	今後の方針	今後の方針：拡大、縮小、廃止の理由	令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
②多様な子育て支援サービスの充実	60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	一時預かり事業利用者数（人） ※事業No61地域子育て支援拠点における一時預かり事業の利用者数も包含	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	10,363	（目標）12,400 （実績）12,365	（予算）97,544 （決算）60,804	B	保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場６箇所で一時預かりを行った。 令和６年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施する。 また保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内の私立保育所等１８園に対して補助を行った。今後も、子育て支援の充実のため、事業の充実に努める。	A	ー	継続		95,701			保育所・幼稚園課 子ども育成課
	61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	①一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数（拠点） ②一時預かり事業利用者数（人）	①家庭において保育を受けることが一時的に困難になる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数を指標として設定する。 ②合わせて利用状況が計りやすい利用者数を指標とする。	①６拠点 ②1,094	（目標）①6拠点 ②980人 （実績）①6拠点 ②1589	（予算）6,696 （決算）6,696	B	保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場６箇所で一時預かりを行った。 令和６年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施する。	A	ー	継続		6,696	普段から使いなれている地域子育て支援拠点での一時預かりは、利用者にとっても子どもにとっても安心で、預けることへのハードルが低くなるため、今後もニーズが増えていくと思われます。安全のため、預かる環境の整備や、保育者へのスキルアップなどにも力を入れてください。6か所で利用料金や登録料の有無など、違いがあるのは今後も変わりませんか？また保険についても、それぞれで違うのでしょうか？	市担当職員が定期的に地域子育て支援拠点を巡回するとともに、年に一度地域子育て支援拠点担当職員との振り返りを実施して、地域子育て支援拠点の子どもを受け入れる環境を確認しています。 料金については預かる時間や人数が異なるため、地域子育て支援拠点それぞれで設定していただいています。また、保険についても同じようそれぞれで加入していただいています。	子ども育成課
	62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	病児・病後児保育利用児童数（人）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,220	（目標）1,824 （実績）1,552	（予算）49,851 （決算）42,639	B	子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内５施設に対して補助を実施した。市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を実施している。	A	ー	継続		52,869	子どもの病気は急である。子育て中の最も苦しいことはこの時である。市内に施設をもう少し増やせないものか考慮していただきたい。	既存の施設が定員通りの人数を預かることが出来れば保育ニーズを満たすことができると考えられることから、既存施設で対応できる職員体制の整備に注力し、病児保育の提供に努めてまいります。	保育所・幼稚園課
	63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を７日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後２時から１０時までの時間帯のうち、１日４時間、６か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）	年間延べ利用人日（人日）	核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い、一時的に家庭において児童を養育することが困難な家庭が増加していると考えられる。児童の養育が緊急一時的に困難になった場合、児童養護施設等において養育・保護を行える体制を整え、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ることを目標とし、利用者数を設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	324	（目標）300 （実績）223	（予算）2,084 （決算）1,424	B	令和４年度は、利用延人員は77人であり、利用日数は324日（コロナ特例５０日含む）であった。一方で令和５年度は利用者延人数は84人であり、利用日数は223日であった。利用人数が増え、日数が減った理由としては、1回の利用で長期に利用する人が減ったことである。このことから長期に利用せずとも育児疲れが軽減し、また、親子が離れることで親子関係、愛着形成の阻害は免れていると考える。しかし、子育ての孤立化などから、今後も利用者が増加していることが予測され、児童虐待防止を目指し、里親等受け入れ先の増加を目指していく。	A	ー	継続		2,082	ショートステイの受け皿拡大の一つとして、里親やファミリーホームの活用もご検討いただけるといいかなと思いました。 ショートステイを使うことで「親子が離れることで親子関係、愛着形成の阻害は免れている」とのことで、長期にわたる見守りの中でなんとか親子関係が継続できる家庭もあります。子どもが家庭から離されないためにも必要な支援だと思います。施設だけでなく、里親等受け入れ先も必要となりますが、どれくらいのケースが里親家庭で受け入れられているのでしょうか？また個人の家庭と繋げる時にどのような配慮がされているのか？研修や里親家庭のフォローはどうされているのか知りたいと思います。	ショートステイの委託先として、里親やファミリーホームと契約をしていますが、実際の利用状況としては少ないため、今後も里親受託時に、ショートステイの事業説明を積極的にしていくことで、受託者の増加を目指していきます。 里親には、事前に受け入れ要件を聞いており、選定の際の参考にしています。実施時には、事前にマッチング（里親宅での顔合わせ）を実施し、両者にとってスムーズな導入になるようにしています。フォローについては、実施後に様子の確認を行い、必要な助言を行っています。	子育て相談課

（３）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況：目標・実績値	令和５年度の取組状況：予算・決算額（千円）	令和５年度の取組状況：進捗状況に対する担当課評価	令和５年度の取組状況：取り組み内容・課題等	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価：子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価：子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	今後の方針	今後の方針：拡大、縮小、廃止の理由	令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
①子育てに関する相談体制・情報提供の充実	64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	利用者支援事業の実施箇所数（箇所）	子どもやその保護者、妊娠している方等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いやすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	6	（目標）5 （実績）16	（予算）57,727 （決算）53,746	A	【子ども育成課】子ども育成課において、「子育てナビゲーター」を配置し、地域子育て支援拠点等の訪問や、職員及び利用者等の相談対応、他の支援とのつなぎ役を担った。支援の内訳としては、情報の集約・提供、相談、利用支援等が36件、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりが360件、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有等が38件であった。 また、利用者支援事業を子育て広場の統括拠点１か所から、市内12か所の各子育て広場に拡大したため、当初の計画を上回った。 【保育所・幼稚園課】保育所・幼稚園課に、コンシェルジュを継続して配置している。就学前の子どもを持つ保護者及び妊娠している方の子育て支援のサポートを対面で行えるようになったことから、電話等によるサポートでは保護者の表情など分からないという課題も解消している。対面対応に伴う業務量増加という課題については、電子申請の普及により改善しつつある。 【母子保健課】子育て世代包括支援センター（母子保健型）では妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供している。令和６年４月からこども家庭センター（母子保健型）として引き続き支援を行っていく。	A	ー	継続		63,780	個々で完結しがちなので、拠点と拠点をつなぐ「子育てナビゲーター」のような存在は大切。内容が公になる利点もあると思う。利用者支援事業が子育て広場の統括拠点１か所から、市内12か所の各子育て広場に拡大した効果が数字に表れているが、担当職員の研鑽も望まれるし、その相談内容を把握しスーパーバイズする必要があると思われる。その点はどうされているのか？	各地域子育て支援拠点から相談のあった件については担当課で集約し、内容の確認や助言を行うとともに、必要に応じて庁内の関係部署と連携して対応しています。 また、担当職員は定期的に外部研修等に参加しており、適した対応ができるよう引き続き研鑽を積んで参ります。	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課
	65	子育て世代支援ＰＲ事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども未来部公式SNS（Facebook・LINE@・Twitter）合計フォロワー数	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録をしなければカウントされないLINE@やTwitter等のSNSフォロワー数の方が適当であり、認知度を測る指標としても適切であると思われるため。	6,251	（目標）9,500 （実績）7,687	（予算）1,836 （決算）1,558	B	令和5年度は、奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」を、市民の求める情報によりたどり着きやすくなるようデザインや階層の見直しリニューアルを行った。なら子育て情報ブックは、「子どもの権利」についての記事を新たに追加した。また、子育ておうえんキャラクター「ももいろいくジーカ」のママジーカの着ぐるみを作成し、既に作成していたパパジーカとともにイベント出演を行いPR活動に努めた。令和6年度は、主に子育てに係るキャッチコピーやロゴデザインを作成するとともに、各種イベントへのパパジーカ・ママジーカの出演頻度を増加させ、結婚・子育ての機運醸成を図る情報発信を行う。また、本市の子育て支援情報の「見える化」支援として、子育て関連施設（保育所・幼稚園、子育スポット、公園等）について、「子育て@なら」上でのマップ作成を行う。（Instagramフォロワー数：528（R5.3）➡920（R6.3））	A	C	継続		2,366	（マップにたどり着くのに時間がかかりましたが）そこから施設の詳しい情報や写真につながって、とてもわかりやすいと感じました。これから利用を考えている人たちに「見える化」支援は一歩踏み出すきっかけになり、とても良いと思います。こども未来部のLINEの配信も適切で、奈良市の子育て関連の情報がわかりやすく、スマホでなんでも完結する世代に合わせて情報発信を進化させている努力を感じました。フォロワーが増えるようにイクメン手帳や各拠点等のお知らせなどにもQRコードをつける等工夫の余地があるかもしれません。	「見える化」支援につきましては、本市HPのみならず、民間の子育て情報サイトとの協力も検討しながら進めていきたいと考えております。また、本市の各種発行物へのQRコード等の掲載や各拠点等への周知についても、各担当課と調整し、幅広い情報発信に努めていきます。	子ども政策課
	66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	相談件数（件） ※事業No93と同一	核家族化・共働きの増加など家庭環境が多様化する中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加していると考えられる。子どもが成長していく中で抱える悩みを身近に相談できる体制を整え、それぞれの家庭にあったサポートを行うことを目標とし、相談件数を設定した。	2,408	（目標）2,000 （実績）2,776	（予算）324 （決算）228	B	すべての妊産婦や子どもとその家庭を対象に、一般的な育児相談から、児童虐待などの専門的な相談までを実施。離婚、DVセンターなどの関係機関との連携を密にし、相談支援の充実を図った。今後も子ども家庭センターとして、児童虐待の重症化予防と再発防止に努める。 市民の身近な相談室として活用されるよう、ホームページ等で広報活動を積極的に行うとともに、関係機関との連携、調整を緊密に図り、家庭の福祉向上に努める。	A	ー	継続		323			子育て相談課 子ども支援課

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	－	子育てに不安を抱える保護者のための育児相談は随時実施しており、数値化することは難しいため指標の設定は行わない。	－	（目標）	－	（予算）	－	B	市立幼稚園・保育所・こども園における園庭開放や子育て支援においては、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となったため、通常通りに開始をすることができ、回数や時間など昨年度よりも多く実施をすることができた。コロナ禍に外出や同年齢の子ども、保護者との交流が十分にできなかったことで、子育てに孤立感や不安感を感じている保護者も多い。そのため、保護者が安心して子育てができる場所となるように、子育て情報を積極的に伝えたり、保護者同士が繋がり情報共有の場、子育て拠点の場となるように心がけた。また、安心して遊べる場となるように園庭開放や在園児との交流などを行った。	A	－	継続		-			保育総務課
							（実績）	－	（決算）	－										
	68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数（館）	「家庭教育支援事業」を実施していることで、子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため。	13	（目標）	11	（予算）	360	B	重点地域（平城西・平城）と取組継続館12館において、子育て中の当事者や支援者の声を聞き、課題の解決をめざした事業を開催した。平城西公民館では、「平城西子育て応援団」のメンバーを結成し、子育て中の親子が様々なプログラムを通して、地域の中で安心して子育てできる環境作りにつなげた。平城公民館では、子育て支援団体がつながる機会として講演と交流会を実施し、団体間の交流が進んだ。他の取組館でも、様々な対象に向けて開催し、子育て世帯の交流や子育ての悩みの解消に向けた事業を展開した。	A	A	継続		360			地域教育課
							（実績）	14	（決算）	360										
②子育て家庭への経済的な支援の充実	69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（１５歳到達後最初の３月３１日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	－	子育て世帯の経済的な負担を軽減すること を目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため目標とする指標は設けない。	－	（目標）	－	（予算）	1,070,000	B	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に囚われず来年度以降も医療費助成を円滑に進めていく。 なお、令和５年４月からは対象年齢を高校卒業まで延長し、また令和５年６月からは小中学生への現物給付方式拡大を実現しており、今後も更なる福祉医療制度の充実に努める。	A	－	拡大	令和６年８月より現物給付方式を高校生まで拡大	1,110,000	医療費助成の制度がめまぐるしく変わっているので、その段取りとスケジュールを医療側と受給者側両方に認知してもらうよう、何かしら媒体を通した確実な案内が必要だと思います。	制度改正については、しみんだより、デジタルサイネージ、ホームページ等複数の媒体を通して周知を行いました。また医療機関に対しては、複数回にわたり改正についての周知文書の送付を行っております。今後も制度改正にあたっては、適切な周知に努めてまいりたいと考えおります。	子ども育成課
							（実績）	－	（決算）	993,732										
	70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	－	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学援助費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	－	（目標）	－	（予算）	304,665	B	保護者の事務的な負担軽減を図るため、令和４年度の受給者に対して年度更新作業を実施して継続審査を行い、令和５年度の認否について保護者宛に通知した。 また、申請期間の開始時期を４月下旬に早め、申請期間中の給食費の徴収猶予について、年度当初より対応できるよう改善した。	－	－	継続		264,239			教育総務課
							（実績）	－	（決算）	236,101										
	71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	－	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学奨励費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	－	（目標）	－	（予算）	38,262	B	保護者の事務的負担（購入物品のレシート提出）軽減についての検討を行うために他市の状況を調査したが、公平かつ合理的な単価を定めることは難しく、令和6年度からの導入を見送った。 今後も事務の効率化に取り組み、保護者の立場に立ってより利用しやすい制度となるよう検討し改善していく。	－	－	継続		44,060			教育総務課
							（実績）	－	（決算）	19,697										
	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	当該集団活動を利用する幼児数（人）	本事業の量的拡大を評価する指標として、給付対象となる幼児数が適当であるため。	11	（目標）	20	（予算）	3,240	B	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者に月額20,000円を限度に給付した。	A	－	継続		3,840			保育所・幼稚園課
							（実績）	11	（決算）	2,432										
	73	保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、０～２歳児の保育料について、第２子を半額、第３子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の算定方法を緩和します。	市独自の多子軽減を適用した児童の延べ人数	本事業による負担軽減の実績を評価する指標として、対象児童数が適当であるため。 （※出生数の変動や入所希望の有無等が関わるため、目標設定及び予算の設定は困難であるが、負担軽減が図られた実績人数に基づく市費負担額として、決算額を算出）	－	（目標）	－	（予算）	－	B	本市では、子どもを産み育てやすい環境整備が急務であることから、国の多子の算定方法に設けられている要件を撤廃した上で、第２子以降の保育料を無償とすることにより、多子世帯の経済的な負担の軽減を図った。	－	－	継続		－	令和４年度の実績値がないのは、令和５年度から開始した事業ということでしょうか？ 奈良市の子育て支援政策をわかりやすくアピールする事業だと思いますので、広くアピールしていただきたいと思います。	本事業は令和５年度より開始した事業です。 本事業については、しみんだよりや奈良市ホームページ（子育て@なら）、「なら子育て情報ブック」等のガイドブック、「入園のしおり」等により市民に対し周知しております。また、市外在住者に対しては、移住ガイドブック「ならりすむ。」に掲載しております。今後は、より多くの媒体を用いて、幅広く周知し、本市の施策を知っていただけるよう取り組んでまいります。	保育所・幼稚園課
							（実績）	15,227	（決算）	401,364										

（４）様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実	74	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と１８歳未満（１８歳到達後最初の３月３１日まで）の子や父母のいない１８歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	－	ひとり親世帯等の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	－	（目標）	－	（予算）	210,000	B	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に囚われず来年度以降も医療費助成を円滑に進めていく。 なお、令和５年４月からは対象年齢を高校卒業まで延長し、また令和５年６月からは小中学生への現物給付方式拡大を実現しており、今後も更なる福祉医療制度の充実に努める。	A	－	拡大	令和６年８月より現物給付方式を高校生まで拡大	205,278			子ども育成課
							（実績）	－	（決算）	195,919										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１１条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	相談件数（件）	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,358	（目標）	1,850	（予算）	－（人事課にて一括管理）	B	相談件数は令和４年度より減少した。引き続き関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の相談に応じていく。 また、年度末には相談予約システムを導入したため、市民に対して積極的な周知を行い、手軽に相談がでいるような仕組みづくりを構築する。	A	－	継続		－（人事課にて一括管理）			子ども育成課
							（実績）	1,084	（決算）	－（人事課にて一括管理）										
	76	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数（人）	本事業は年々利用額が増加しているが、同じ利用者が複数回利用していることが多く、従来の延べ利用回数では全体的な事業のニーズが判断しにくいため、事業の周知目安として設定する。	40	（目標）	48	（予算）	1,000	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響により、利用回数が減少した。特定の利用者が利用している状況。引き続き制度の周知を図り、登録者の増加を図っていく。	A	－			1,000			子ども育成課
							（実績）	37	（決算）	429										
	77	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	母子家庭等自立支援プログラム策定件数（件）	母子自立支援プログラムは児童扶養手当の受給者を対象に策定するものであり、プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	31	（目標）	81	（予算）	4,620	C	母子家庭等の個々の状況に応じて、一貫した就業支援を実施した。8月の現況届提出に伴い、来庁者が増える時期に体制を強化する等の取り組みも行った。また、その他ひとり親の来庁者の増加が見込まれる時期に出張相談の回数を増やしたものの、あまり効果は見られなかった。引き続き奈良県と共同で事業を実施し、利用者の増加を図っていく。	A	－	継続		5,145			子ども育成課
							（実績）	24	（決算）	4,619										
	78	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	この制度の対象者は雇用保険制度の教育訓練講座を受講するため、講座終了後又は資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	4	（目標）	18	（予算）	265	B	母子家庭の母もしくは父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して就業する場合、入学料及び受講料の一部を給付。引き続き対象者への制度の周知を図っていく。	A	－	継続		2,600			子ども育成課
							（実績）	7	（決算）	265										
	79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	この制度の対象者は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであるため、資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	27	（目標）	44	（予算）	29,370	B	対象資格の取得を目指すものに対し、生活費として「訓練促進給付金」を給付。また、修了者には「終了支援給付金」を給付している。修了者は取得した資格を活かし、正規就労につながった。引き続き機会を捉え対象者への制度の周知を図っていく。	A	－	継続		50,752			子ども育成課
							（実績）	24	（決算）	29,370										
	80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で２０歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	母子父子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	ひとり親家庭の子どもの２人に１人が貧困状態にあるといわれる中、住宅に困窮する母子父子世帯向けに低廉な家賃の住宅を供給するため。なお、空家募集については過去の募集状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集件数をその都度検討するため、第一期計画時と同様に目標値は定めない。	2	（目標）	－	（予算）	－	B	母子父子世帯向けとして2件空家募集し、15件応募があった。 予算・決算額については、一般向け住宅の空家修繕費に含まれており、母子父子世帯向住宅として個別で計上していない。 募集戸数については、過去の応募状況等を参考に、一般向け住宅や他の特定目的住宅とのバランスを考慮しつつ、その都度検討するため、目標値は定めていない。	A	－	継続	－	－	2件の募集に対し１５件の応募があったということでしょうか？厳しい倍率になっていますが、募集件数を増やせないのでしょうか？空きのある住宅は不便な場所であったりして、希望される住宅は偏るということもあるかと思いますが。	異なる募集期間にそれぞれ１戸づつ募集した結果、年間で２戸募集し、平均倍率が7.5倍であったということです。 今回の募集住戸は、一般向けとして募集すれば40倍程度になる住宅を、優先して母子父子世帯向けに提供している事情もあり、更に追加募集することは難しいと考えております。なお、母子父子世帯であっても、一般向けの低倍率住戸に応募することは可能です。	住宅課
							（実績）	2	（決算）	－										
②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実	81	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第４次総合計画の居宅介護、行動援護に準じて設定する。	195	（目標）	201	（予算）	203,844	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	－	継続		200,000			障がい福祉課
							（実績）	262	（決算）	203,844										
	82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合（%） ※事業No.89と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.8	（目標）	49.1	（予算）	2,408,000	B	関係機関や保護者へ事業自体が浸透し、療育を希望される保護者が増加し利用実績の増加が顕著であり、相談支援専門員の確保は課題となっている。保護者の意向や児童に必要とされる支援を把握し支給決定を行うこと、また療育指導事業を活用し、通所事業所の質の向上を目指し事業を実施した。 今後も引き続き、保護者への事業目的の理解を図るとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携や療育指導事業を実施していく必要がある。	A	－	継続		2,550,000			障がい福祉課
							（実績）	64.3	（決算）	2,399,925										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１１条第２項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,138	（目標）	1,291	（予算）	1,431,000	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	ー	継続		1,423,000			障がい福祉課
							（実績）	1,192	（決算）	1,361,300										
	84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	276	（目標）	261	（予算）	394,879	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	ー	継続		417,000			障がい福祉課
							（実績）	301	（決算）	394,879										
	85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	延べ治療人数（人）	一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、延べ治療人数による把握が適当であると思われるため。	146	（目標）	170	（予算）	10,342	B	奈良市歯科医師会への業務委託により、一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的として、みどりの家歯科診療所での歯科検診及び歯科治療を行っている。令和4年11月13日に柏木町へ診療所を移転し、令和5年度も継続して事業を実施した。	A	ー	継続		10,947			障がい福祉課
							（実績）	164	（決算）	9,773										
	86	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	延べ利用回数（回）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	2,493	（目標）	8,900	（予算）	9,800	B	利用者のニーズを把握し、個々の状況に応じサービスの利用決定を行っている。障害児通所支援等、国の他制度を利用する人も多いため目標値に比して実績値が低く推移していると推察される。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	C	継続		7,050			障がい福祉課
							（実績）	2,694	（決算）	6,858										
	87	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,135	（目標）	1,245	（予算）	280,659	B	新型コロナウイルス感染症に起因する外出控えの傾向も落ち着き、利用人数、利用時間数とも増加傾向が続いている。障害児相談を担当する相談支援専門員と連携を図りながら適切に利用できるような取り組みを継続する必要がある。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	C	継続		284,000			障がい福祉課
							（実績）	1,165	（決算）	280,659										
	88	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	在籍者数（人）	みどり園を利用できる在籍者数が指標として適当と考えられるため。	ー	（目標）	60	（予算）						廃止	令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化されたため、廃止。				障がい福祉課
							（実績）		（決算）											
	89	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%) ※事業No.82と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.8	（目標）	49.1	（予算）	72,908	B	障害児通所支援の利用希望者は増加しており、相談支援につながりにくい現状がある。地域自立支援協議会の相談支援グループやこども支援グループ等で、障害児相談支援の現状と課題の共有を行っている。事業所数の増加や質の向上に向けて、関係機関でのネットワーク強化やサポート体制を含めた検討を引き続き行い、障害児相談支援事業所による支援の必要がある方が適切につながっていくような取り組みを継続する必要がある。	A	B	継続		78,000			障がい福祉課
							（実績）	64.3	（決算）	72,908										
	90	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	延べ利用者数（人）	実際に教室に参加した延べ利用者人数が指標として適当と考えられるため。	1,175	（目標）	1,200	（予算）	180	A	令和5年度は7月から開始し、20回開催できた。本人・家族・ヘルパー・ボランティアみんなが楽しめる教室づくりに努めた。 各回1時間半程度の2部制で実施。1部は音楽に乗せたダンスやサーキットトレーニング、第2部はラジオングやストレッチ、器具を使った運動と、それぞれ特徴のあるプログラムを実施。 特に年度後半は２月の春咲きコンサート出演に向けた練習も取り入れ、 教室に参加するモチベーションを維持できるようにした。 他の参加者と交流しながら自身の身体状況に合わせて体を動かす楽しさを感じていただいている。	A	ー	継続		180			障がい福祉課
							（実績）	1,264	（決算）	140										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	91	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子どもセンターが発達相談等を行った実人数（人）	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に即した適切なかかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目標し、子どもセンターが発達相談等を行った実人数を設定する。	683	（目標）	550	（予算）	1,488	B	●延べ相談件数 電話相談　406件 来所相談　592件 園巡回相談　343件 専門相談　199件 ●発達支援親子教室 開催日数　144日 延べ参加親子　734組 今後も引き続き、相談の質を保ちながら個別相談やや教室参加人数の拡充に努め、相談者が安心安全に相談を受けていただけるよう、プライバシーの保護と十分な相談時間の確保に配慮する。また、園巡回体制の利活用を促進する。	A	ー	継続		1,702	発達相談等を行った実人数が、令和４年度実績値より目標値が低いのはなぜですか？令和４年実績値が出される前に目標値を設定しているためでしょうか？ 令和５年の実績値がさらに多いですが（しかも前年度から９０人、目標からは２２０人以上とかなり多いです）、延べ人数ではなく実人数とのことなので、同じ人が何回も相談しているということではないと考えられます。とすると、それだけ需要があるということになりますが、それ以上に需要がある、必要性が高いのであれば（すなわち、相談したいのにできていない人がいるのであれば）、対処方法を早急に検討する必要があると考えます。	相談件数の実績値目標値より多くなった背景には、新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、社会生活がコロナ前に戻りつつあるなかで、日常生活やこども園などの集団生活の様子などと子どもの発達の課題に気づく機会が増えたことで、相談のニーズが高くなったことがあると考えています。今後も発達に課題のある未就学児に対して、所属園や発達支援関係課などの関係機関と連携を図りながら、就学前まで子どもの発達の経過や保護者や園の困りごとに対して、発達検査などを通して子どもの発達特性を理解し、必要なかかわりや家庭や園で適切に受けることができるように、相談の質を保ちながら相談を実施してまいります。	子育て相談課
	92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児童とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	家庭訪問、関係機関等へ訪問等、延べ支援回数（回）	対象者は増加しているが、対象者の身体状況や医療的ケアの状況が多様化しており、対象者によっては他機関で支援を受けていることから、引き続き支援回数を指標として設定する。	106	（目標）	250	（予算）	68	B	家庭訪問や医療・教育・障害福祉関係機関と連携し、成長に合わせ支援した。対象者６９人に対して、家庭及び関係機関等へ、延べ２７４回訪問や電話等を実施した。 令和5年度は支援者研修会は実施しなかったが、医療的ケア児交流会は関係機関と連携し開催した。 支援対象者の身体状況・医療ケアが多様化し、保護者のニーズも様々であり、支援内容についても多種多様になってきている。今後も関係機関と連携し継続支援を実施していく。	B	ー	継続		70			保健予防課
							（実績）	274	（決算）	33										
③児童虐待防止などの取り組みの充実	93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。	相談件数（件） ※事業No66と同一	No66「家庭児童相談室運営事業」に、児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行うための専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を設置し、児童と家庭の福祉の向上を目標とするため、No66の指標と同一とした。	2,408	（目標）	2,000	（予算）	ー	B	平成30年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、市民や関係機関への周知を図った。また保健師、社会福祉士、保育士などの多様な専門職を配置し、より専門性の高い相談支援を実施した。 令和６年度からは、子ども家庭総合支援拠点は廃止となり、機能としてはこども家庭センターが担うこととなる。奈良市でも令和６年度から母子保健課、子ども支援課、子育て相談課の３課協同によるこども家庭センターが設置された。 多職種による専門性の高い相談支援を今後も継続できるよう、研修等で相談援助技術のスキルアップを図っていく。 なお、児童福祉法の改正により、令和６年度からは、子ども家庭総合支援拠点が廃止となるが、母子保健課と子ども支援課、子育て相談課の３課が協同でこども家庭センターとして、機能強化を図っていく。	A	ー	継続		-	NO.91と同様に相談件数の実績が目標値より相当多いように感じます。相談したいのにできていない人がいないかが気になります。 また、令和６年度から、子ども家庭総合支援拠点が廃止になり、子ども家庭センターが担うことのようですが、子ども家庭センターはそれ以外の重要な役割もあると考えますので、カバーできるのか懸念されます。	「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、児童への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できるよう、関係機関との連携を強化します。 今後も、より相談しやすい機関を目指して、啓発を継続していきます。	子育て相談課 子ども支援課
							（実績）	2,776	（決算）	ー										
	94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い順重度・重度の割合（%）	妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアウトリーチ型の支援を重点的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い順重度・重度の割合を設定する。	5.7%	（目標）	0	（予算）	699	B	令和4年度より奈良市子どもセンターが開設し、児童相談所機能も加わったため、一時保護等を含め重症度の高いケースも含まれている。児童虐待予防・早期発見・早期支援のため、要対協構成機関との連携や研修、支援を実施している。関係機関との個別ケース検討会議や連携会議を通じてネットワークの強化を図った。令和6年度は、子ども家庭センターの設置もあり、母子保健機能と児童のよりよい連家により、虐待防止につながるよう取り組んでいきたい。	A	B	継続		711			子ども支援課
							（実績）	6.4%	（決算）	519										
	95	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。 平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	支援家庭数（世帯数）	様々な理由によりこの養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、専門職（保育士等）が訪問し養育に関する相談、助言を行う。またヘルパーなどを派遣して本事業がどの程度家庭における養育負担軽減を図れているかを量る指標として、支援家庭数を設定する。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	93	（目標）	50	（予算）	6,364	A	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職（保育士、看護師等）が訪問し、養育に関する相談、助言などを行った。新規としては17件、継続も含め合計224回の訪問を行った。家事や育児についてサポートが必要である家族に対して、ホームヘルパーを派遣し、1,455回サポートを行った。 年々家事や育児サポートに対するニーズが高まっており、申請希望者が増加しているため、新たに４事業所と契約し、育児負担の軽減に務めた。今後も事業所の拡大と電子申請等の利便性の向上が必要である。	A	ー	継続	令和６年度施行の児童福祉法の改正により、養育支援訪問は専門職による相談に限定され、家事や育児のサポートは、子育て世帯訪問支援事業に位置付けられた。 ヘルパーなどを派遣する家事や育児の支援は、子育て世帯訪問支援事業として実施する。	34			子育て相談課
							（実績）	122	（決算）	6,343										
	96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	訪問人数（人）	母子保健課での家庭訪問は母子保健法に基づき実施しており、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、乳幼児訪問人数が最も事業評価に最適と思われるため。	乳児（新生児・未熟児を除く）：実485人（延べ545人） 幼児：実176人（延べ206人）	（目標）	必要な家庭への訪問を実施する	（予算）	0	B	支援が必要な家庭に対する訪問は、乳児については昨年度と比較すると増加、幼児については減少。 乳児訪問の増加については、新生児未熟児訪問（赤ちゃん訪問）後、継続した支援が必要な方への家庭訪問が増えたためと考えられる。産科医療機関等からの情報提供等もあり、乳児期に複数回訪問している家庭が増えていることから、必要な人に対して低月齢からの早期支援を行うことができていると考えられる。	A	ー	継続		0			母子保健課
							（実績）	乳児（新生児・未熟児を除く）：実511人（延べ540人） 幼児：実124人（延べ148人）	（決算）	0										
	97	奈良市児童相談所（（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。	ー	児童相談所を含む（仮称）奈良市子どもセンターの整備は目標を数値化することは困難なため目標値設定は行わない。	ー	（目標）	ー	（予算）	ー					完了					子育て相談課
							（実績）		（決算）											
	98	つなげる乳児おむつ宅配事業（令和２年度開始）	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	対象世帯数	多胎育児は2人以上の乳児を抱え外出もままならない状況に陥りやすく、また、10代での出産は経済的な問題や知識不足により地域から孤立する傾向があり支援が必要である。平成29年度から令和元年度の対象世帯の平均は57件で、あわせて令和2年度の実績に準じた目標値に設定した。	49	（目標）	50	（予算）	2,163	A	訪問希望があった月から概ね生後７か月を迎える月まで最多で６回、保育士がオムツの配達を実施する。訪問時には、母子の状況を確認しながら、保護者の気持ちを傾聴し、育児相談に対応するなど関係づくりに努めている。 対象者は、多胎児、その他（要対協ケース）に加えて、若年妊婦の支援強化のため、１０代で妊娠届を提出された家庭も対象に含めている。67世帯に211回訪問し、総数969個のオムツを配布した。支援終了時には、アンケートを実施（回収率89.1%）し、90%の人から、育児相談がしやすかったと回答を得ている。 対象者を生後７か月を迎える月までとしているが、特に育児支援が必要な１歳までの家庭に対して、支援を充実させていく必要がある。	A	ー	継続		2,138			子育て相談課
							（実績）	67	（決算）	2,111										

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
④子どもの貧困対策の推進	99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	学習支援参加者の高校等進学率（%）	国が掲げる子供の貧困対策に関する大綱より「生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率」及び「ひとり親世帯の子どもの高校等進学率」が挙げられており、本事業における参加者も生活保護世帯やひとり親世帯の子どもの中学生を対象としており、卒業後の就労状況を鑑みると高校等に進学することが子どもの貧困対策として有効であると考えられる。同時に子育て支援の観点から有効であるとみられるため。	100	（目標）	100	（予算）	10,479	B	就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯、生活保護受給世帯のいずれかに該当する特定中学校区に在住する中学３年生に対し募集を行い、市内５ヶ所の拠点で以下の取り組みを行った結果、最終参加者５１名全員が高校進学を果たした。 （１） 学習支援　週１回（概ね年間４０回以上）※１回あたり２時間程度 （２） 子どもが将来のことを考える機会になるようなプログラム（仕事（社会の仕組み）や進路について考える機会 （３） 暗記のやりかた等自ら学習ができるように勉強方法を教授 （４） 進路相談・生活相談・悩み相談	A	A	拡大	令和６年度についてはこれまで6月開始だったものを4月開始とした。また、今年度は既存の5会場に加え本格的にオンライン会場の実施を行っている。	13,129			子ども育成課
							（実績）	100	（決算）	10,474										
	100	若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が伴ｴ直しや就労などの相談に応じます。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋げるよう努めます。	つながりサポーター（人）	様々な境遇にある子どもや若者が社会とのつながりを持って生活していけるようにするには、当事者の立場に立ち、生涯を見通した長期的な視点をもつとともに発達段階について理解を深め、地域全体で支援する体制を構築するための支援者の育成が必要とされているため。	44	（目標）	50	（予算）	38,714	B	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、相談員が学び直しや就労などの相談に応じた。また、奈良市子ども・若者支援地域協議会実務者会議では訪問支援と居場所の検討を行い、ケース会議では支援関係者による個別ケースへの対応方針の検討を行った。 令和５年度については新たなサポーターの養成講座を行わず、勉強会や市民啓発講座の開催を通じてこれまで養成してきたサポーターの研鑽期間とした。 また、代表者会議を開催し、奈良市の子ども・若者支援のこれまでの取組実績や今後の活動方針について、代表者レベルでの共有を行った。	A	ー	継続		37,828	進学ができてもサポートが必要になってくる青年もいる。各課が連携して事業を進めていただきたい。	令和6年3月26日に開催された、奈良市子ども・若者支援地域協議会代表者会議で、奈良市若者サポートセンターRestartならと教育委員会が連携し、義務教育後のシームレスな支援への移行について、次年度に協議することが課題としてあがっています。 令和６年度の実務者会議において教育委員会と義務教育段階における対象者のケーススタディを行うとともに、義務教育後のシームレスな支援を行うための連携方法について協議を行っていく予定としています。	福祉政策課
							（実績）	0	（決算）	38,714										
	101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援を行います。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行います。就労支援については、ビジネスマナーや面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施します。	ー	生活困窮者のなかには年齢や世帯構成等さまざまな状況の方が存在し、その全体の新規相談件数等を奈良市子ども・子育て支援事業計画に指標として設定することはふさわしくないと考えるため。また、子どもや若者に関連した相談数等に限定して数を抽出することが難しいため。	ー	（目標）	ー	（予算）	57,500	B	日常生活や社会生活、就労等に関する相談に専門職が応じ、対象者に適当な支援を行うことで自立の促進を図った。また、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連絡調整・協議を行い、必要であれば対象者を関係機関につなぎつつ、就労に関する支援として、パソコンスキル向上につながるセミナーやコミュニケーションに苦手意識を持つ方が気軽に参加する居場所（サロン）の開催、面接や研修で着用できるスーツの貸し出し等を行った。さらに、離職等により経済的に困窮し住居を失うおそれのある方に対し、就職に向けた活動を行うこと等を条件に、一定期間家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行った。	ー	ー	継続		57,500			福祉政策課
							（実績）	ー	（決算）	57,500										
	102	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。	食品配布の量の満足度（%） ※５段階評価の上位２つ「満足」「やや満足」を選んだ割合	当事業はSDGsの目標として挙げられている「１　貧困をなくそう」及び「２　飢餓をゼロに」をテーマとして食品ロス削減と結びつけて対応することが求められており、食品が必要な家庭に対して十分な食品料を提供したいため。	85	（目標）	90	（予算）	75,464	B	フードバンク事業の取り組みの一つである、家庭や企業などで余った食品をフードバンクに寄附するフードドライブを市内各所で６・１１・２月に実施し、合計1325.6kgの食品等の寄附を集めた。また、今年度から該当月をフードドライブ強化月間と称し更なる周知に努めた。その他、奈良市フードバンクセンターでも市民から食品の寄附を受け付け食品等の寄附を集めた。 　併せて、寄附頂いた食品を物価高騰等で社会的・経済的に影響を大きく受けるひとり親家庭や、子育てをしている生活困窮家庭の方に対して食品を提供するフードパントリーを７・１２・３月に実施。約１２kgの食品等を７月872世帯及び約8kgの食品等を12月868世帯、３月1,005世帯に配布した。 　また、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭の方に対して、２か月に１回、10kgの米を自宅へ配送した。	A	ー	拡大	令和６年度についてはフードロス対策コーディネーターを設置し、これまで活用されていない食品を掘り起こすとともに、提供する方法を工夫し、必要とする人に届ける仕組みを創出する。	83,554			子ども育成課
							（実績）	91	（決算）	68,951										

基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標 施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況 目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価 子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	今後の方針	拡大、縮小、廃止の理由	令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
（１）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進																				
①地域における子育て支援活動の充実	103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数（件）	核家族化や地域社会の活力低下に伴う子育て親子の孤立化及び育児不安を抱える人が増加しているという時代背景に対し、本事業の目的である「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」がどの程度達成できているかを推し量る指標となるため、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	5,499	（目標）	8,700	（予算）	8,925	B	依頼会員のニーズに応じ、預かり、送迎等の支援を行った。また、多子世帯や非課税世帯等に対する利用料助成を行った。 また、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報を行った。加えて、令和５年度は、類似の子育て支援を実施している奈良女子大学と連携し、合同の会員募集フェアを本庁舎において実施した。 会員数は、令和5年度末時点で依頼会員1,870人、援助会員416人、両方会員65人であり、今後も引き続き、例年の課題となっている援助会員数の増加に向けて、ファミリー・サポート・センター以外の場所でも説明会を行う等積極的に広報を行っていく。	A	―	継続		8,851	一時預かり等いろいろな預かるカタチがある中、ファミサポの特徴は「相互援助活動である」ことと、「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」だと思う。会員を増やすための取り組みや周知を子育て支援に関心を持つ市民を巻き込んで行うことで、「子どもを預けても心OK」という厚しい絆づくりにつながっていくと思われます。それが利用件数の増加につながっていくのではないでしょうか？	子育てに関心がある市民の方にファミリー・サポート・センターの取り組みを認知してもらえるよう、福祉センターやボランティアセンター等関係機関に周知用リーフレットの設置依頼を継続して行い、また会員登録をしていない子育て世帯も参加できる交流会を継続して実施することで、会員の増加につながるよう取り組んでまいります。	子ども育成課
							（実績）	4,384	（決算）	8,266										
	104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子育て支援アドバイザーの派遣回数（回）	保護者の子育て不安等を軽減するため、地域子育て支援拠点等と連携し、安定的にアドバイザーの派遣を行う必要があることから、子育て支援アドバイザーの派遣回数を指標として設定した。	385	（目標）	500	（予算）	1,000	B	市内の子育て広場、子育てスポット、子育てサークル等で子育て親子の相談対応や絵本の読み聞かせなど、各派遣先でそれぞれのアドバイザーがニーズに沿った支援を行った。 令和６年度についても、引き続き派遣先でのニーズに応じた支援を実施する。	A	―	継続		1,000			子ども育成課
							（実績）	437	（決算）	1,000										
	105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子育て支援交流会の開催回数（回）	子育て支援交流会を実施することで、地域子育て支援拠点が子育てサークルの支援を行い、連携が強化されることが見込まれ、地域の子育て支援団体や地域住民等との交流、ネットワークが生まれることで、地域に根ざしたサークル活動が可能となることを目標とするため、子育て支援交流会の開催回数を指標として設定した。	7	（目標）	7	（予算）	450	B	子育て広場が中心となり、地域で子育て支援を行う団体や子育てサークル等と子育て支援交流会を実施した。 令和６年度についても、引き続きサークル活動を支援すべく、奈良市子育てサークル補助金を交付するとともに、地域における子育て支援団体交流の場として、子育て支援交流会を開催する予定である。	A	―	継続		450			子ども育成課
							（実績）	5	（決算）	238										
②地域における子どもの見守り活動の推進	106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	交通安全教室開催率（%）	交通安全教室は、交通事故防止と交通安全思想の普及を目的としている点から、「交通安全教育の推進」を測る指標として、奈良市内の学校園の交通安全教室開催率を設定した。	49.2	（目標）	84	（予算）	2,049	C	保育園、こども園、幼稚園、小・中学校、福祉センター等に出向き、令和５年度は延べ97回（参加者8998人）交通安全教室を実施した。交通安全教室を実施したことで、幼児・児童・生徒、保護者、高齢者の交通ルール、マナーの向上を図った。交通安全教室については、奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署と協力し、それにより、今後も、幼児・児童・生徒、保護者、高齢者を対象に、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図っていく。	A	C	継続		2,206			危機管理課
							（実績）	54.8	（決算）	1,883										
	107	青色防犯パトロール	市内一円を、青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	青色防犯パトロール実施回数（回）	青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため設定した。	369	（目標）	275	（予算）	221	A	青色防犯パトロールを令和5年度は332回実施した。パトロールの定着により、犯罪・事故の未然防止に効果があった。青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため、各機関と協力し、パトロールの実施を積極的に推進する。	A	C	継続		266			危機管理課
							（実績）	332	（決算）	200										
	108	防犯カメラ設置事業	交通の様要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	街頭防犯カメラ設置台数（台）	犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合において右警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。また、自治会等に補助金を助成し防犯カメラの設置を促進することで、地域の防犯意識を高め犯罪を許さない機運を醸成するため、防犯カメラの市設置台数と自治会等設置台数を合算した数値を設定した。	500	（目標）	434	（予算）	22,163	B	平成28年度から令和4年度までに、犯罪発生が集中する市内各駅周辺、交通の要衝地及び観光地、小・中学校の通学路周辺や防犯及び交通安全の観点から設置の必要性の高い場所や、街頭犯罪やひき逃げなどの交通犯罪が多発している箇所のほか東部地域の交通要衝地などに500台を設置した。 また、奈良警察署及び奈良西警察署と協定を締結し、犯罪発生時の迅速な捜査協力体制を構築した。平成29年度から、防犯カメラを設置する自治会等団体に補助金を交付し、令和２年度は、補助金の上限を１地区あたり10万円から20万円に増額した。自治会等団体への防犯カメラ設置補助事業の更なる充実に取り組み、奈良市内の安全安心なまちづくりの推進を図る。	―	―	継続		24,739			危機管理課
							（実績）	500	（決算）	17,601										
	109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	「子ども安全の日の集い」参加者の満足度（%）	子どもの安全に取り組む大人の意識向上を目的としていることから、「子ども安全の日の集い」参加者の満足度を指標とする。	100	（目標）	90	（予算）	62	B	「子ども安全の日の集い」については、新型コロナウイルス感染症に係る制限も緩和されたことから、参加者が会場に集う集合型での開催とした。 また、昨年度に引き続き、一般の方へ向けて会場の模様をライブ配信し、子どもの安全・安心を守る学校と地域の機運を高める契機とすることができた。 全国的にも子どもが被害に遭う凶悪な事件や事故は後を絶たず、地域の小中高生の安全への意識や防犯に対する意識を高め、「自らの命は自ら守る」力を育成することは、今後、更に重要となってくると思われる。	A	―	継続		62			いじめ防止生徒指導課
							（実績）	100	（決算）	61										
	110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	市立小中学校に子どもを通わせている全世帯における、なら子どもサポートネットの登録世帯数の割合（%）	「なら子どもサポートネット」を通じて、不審者情報をはじめとする、子どもの安心安全に関する情報を配信している。家庭の防犯意識の向上や防犯活動の促進が、子どもの安心安全確保に関して重要であると考えることから、登録世帯数の割合を指標とする。	92	（目標）	98	（予算）	1,254	B	「なら子どもサポートネット」には、保護者や地域の方、学校園等の関係機関も含め16,292件の登録があった。また、309件の安全安心情報の配信を行うとともに、正確な情報を迅速に提供するよう努めた。 不審者情報をはじめとする子どもの安全安心に関する情報については、保護者や市民からのニーズが高く、迅速で正確な情報提供が求められている。 今後、登録者数を増やし、より多くの人が情報を共有することで、地域の防犯力の向上に繋げることが重要である。	A		継続		1,254			いじめ防止生徒指導課
							（実績）	90	（決算）	1,254										

基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由				
	111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	「子ども安全の家」標旗延設置件数（件）	地域全体で子どもを守る機運を広めるため、標旗の設置件数を指標とする。	3,595	（目標） （実績）	5,000 3,519	（予算） （決算）	506 617	B	「子ども安全の家」の標旗の設置については、3,519軒のご家庭及び店舗に協力いただくことができた。 今後も、子どもを犯罪や事故から守るため、子どもが危険を感じた時に、直ぐに助を求め駆け込める場を確保することが重要である。また、より多くの場所に設置いただくことで、地域で地域の子どもを守る機運を高めることに繋げる必要がある。	B	―	継続		560	地域ごとに拡大した「子ども安全の家」ですが、「子ども安全の家」の標旗ある家の住人が必ずしも在宅であると限らず、緊急時に駆け込んでも不在という事態も起こりうると考えられます。また、緊急時の対応をどうするかについてもマニュアル等を配布している地域とそうでない地域との差もあります。 指標が標旗数ではなく、子どもの安全の為にどういった取り組みをしているのか、「子ども安全の家」の標旗自体が必要なのかも含めて考えていく時期に来ていると思います。	「子ども安全の家」の標旗については、平成１２年度に作成して以降、長きにわたり活用いただいておりますが、旗を掲げていただいている個人宅などの中には、ほとんど留守にされているなど、本来の目的である「子どもが助けを求めて駆け込める場所」として機能していない軒数が年々増加してきていると認識しております。旗は、経年劣化による交換並びに新規設置への対応用として各小学校を通じて毎年配付しています。旗を配付する際に、より実効性を持った設置となるよう、設置状況の確認と改善を改めて依頼してまいります。 　また、「子ども安全の家」の標旗は、子ども達を狙う犯罪行為の抑止力として一定の効果を持つものと考えており、周知については、多くの小学校で校区の「安全マップ」の作成をしています。その取組をすすめ、地域にも広く周知し、安全への意識向上を図っていきたいと考えております。	いじめ防止生徒指導課

（２）仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成	112	イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN　HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	イクメン手帳配布部数（部）	父親として子育てに積極的に参加してもらうことを目標として発行している。母子手帳との配布と同時に渡すことはもちろん、庁内外各窓口に設置することや、子育てに関するイベント等で積極的に配布していき、第一期の目標値を上回るよう設定した。	2,785	（目標） （実績）	3,500 2,785	（予算） （決算）	495 495	B	出産や育児に関し、父親として知っておきたい情報をまとめた「イクメンハンドブック」を母子手帳と共に配布している。また、各出張所や行政センター、子ども未来部の各窓口に配置し希望者に配布している他、市ホームページでも公開し、ダウンロードが可能である。令和５年度にリニューアルしたハンドブックは、４章立てで構成しているが、第１章に育児休業を取り上げ、特に男性育休についての啓発に注力した。その後の章においても、妊娠期から子どもの就学前までの、その時々に応じた父親の対応をわかりやすく記載しており、内容の充実に努めている。今後も引き続き周知に努めていく。	A	―	継続		443	一定社会的な役割は果たした言葉とは思いますが、そろそろ「イクメン」という言葉、変えた方が良いのではないでしょうか 「妊娠期から子どもの就学前までの、その時々に応じた父親の対応をわかりやすく記載しており、内容の充実に努めている。今後も引き続き周知に努めていく」令和5年度には改定もされて、内容がとても充実していると思います。育休取得は増えていますが、どのように関わっていくかは家庭によって様々です。何をすればいいのかがわからないのが実情なので、パパ・ママ・先輩などからのいろいろな視点でのコメントも有効だと思いました。ぜひこの手帳を活用した、パパやプレパパのしゃべり場を実施して、パパの子育て仲間作りや、これからの子育ての参考にしてもらいたいと思います。アンケートは平成25年度以降も実施されていますか？ 奈良市さんが独自に取り組まれているオリジナルのイクメン手帳、令和5年度に改正育児介護休業法を受け、リニューアルした内容、拝見させていただきました。4章仕立てで作られており、とても充実しているものでした。配布に関して、行政の窓口他、産業政策課さんと協働されて、商工会議所や市内にある企業を通しての配布などもされてはいかがでしょうか。(既に実施されておりましたら失礼します)	イクメンという言葉は「男性も子育てに参加し自分自身も成長できる」という趣旨で使用され始めたものですが、10年以上経った今、この言葉の使用についての議論もあることは認識しております。一方で、厚生労働省等の国や地方自治体をはじめ民間団体においても使用され社会的に普及していることを鑑みると、現在のところは使用を続け、社会情勢等も考慮しながら、事業名等も考えていきたいと思います。 今年度「プレパパ・プレママ講座」を令和６年９月と令和７年２月の２度開催いたします。プレパパの仲間づくりに貢献できると考えます。アンケートは、令和５年度に作成したイクメンハンドブックにてアンケートフォームを設け、次号の作成に反映するための情報収集を行っております。 イクメンハンドブックの配布について、産業政策課と協働し、商工会議所や市内にある企業を通しての配布を行うということについて、ご提案ありがとうございます。産業政策課と協働して進めてまいりたいと存じます。	男女共同参画室
	113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	ワークライフバランスに関する企業向け講座回数（回）	女性の就業等に向けた事業の一環として、市内企業のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を推進することで、従業員の就業への満足度や生活・労働意欲の向上、また企業の業績や生産性の向上に繋がり、ひいては市内企業の魅力をアップさせ女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を構築することが重要であるため。	―	（目標） （実績）	3 3	（予算） （決算）	765 462	B	男性の育児休業取得の重要性や効果についての啓発を行うため①経営者・人事総務担当者向け集合型セミナー②社員向け講師派遣型講座③好事例の収集と発信を実施し、育児休業が企業にもたらす利益や生産性の向上の重要性を伝え、経営者の意識改革を促し、市内企業のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を推進した。	―	―	継続		450	決算額と事業規模についての問い合わせです。 企業向け講座を3回開催の実績について。 １経営者、人事総務担当者向け集合型セミナーの参加者数は何名でしたか。 2 社員向け講師派遣型講座、こちらの講座、何社に派遣されたか教えていただきたいです。 3 事例の収集と発信について。収集は、育児休業取得についての事例だけでしょうか。 また、どの程度収集されましたか。合わせて、発信はどのような形でどちらに発信されましたか。ホームページ等？ ここでは、ワークライフバランスの取り組みを推進したと書かれておりますが、育児休業取得事例だけでなく、その他、多様なワークライフバランスの事例等も収集、発信されたということよろしいでしょうか。 １では集合型だけでは経営者、人事総務担当者も参加できない場合もある為、オンライン開催とのハイブリッド開催。また、オンデマンド放送の充実もご検討されてはいかがでしょうか（すでに実施されていれば失礼しました） 3について、　奈良市さん独自での事例収集も身近な実例としていいかと思います。 ただ、多様な事例として厚労省から育休もワークライフバランスも事例集を出していますので、これの資料の活用もご検討いただければいかがでしょうか。 https://kumen-project.mhlw.go.jp/library/download/ikumen_company/ https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0101012.pdf	１　参加者は14名です ２　3社に派遣しました（派遣先企業募集数3社に対して３社の応募） ３　男性の育児休業取得に関して、5社にインタビュー調査を実施し、奈良市ホームページ、課SNS等で発信しております（https://www.city.nara.lg.jp/site/seminar/149644.html）。 ・産業政策課ではワーク・ライフ・バランス推進事業として、毎年テーマを設定して取組を進めております。令和5年度は、男性の育児休業に焦点をあてた事業を実施しました。 ・セミナーの実施形態について、集合型と記載しておりましたが、ハイブリッド開催いたしました。オンデマンド配信については検討してまいります。 ・厚生労働省発表の働き方・休み方改革取組事例集については、奈良市ホームページ等でのご紹介など進めて参ります。	産業政策課

（３）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して外出できる環境づくりの推進	114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	対策箇所数（箇所）	「通学路交通安全プログラム」に基づき、市・警察・小学校関係者・ＰＴＡ代表・地域の代表者と共に通学路の合同点検を行い要対策箇所を決定しているため。	70	（目標） （実績）	40 41	（予算） （決算）	54,500 29,197	B	平成24年度から奈良市通学路交通安全プログラムに基づき毎年教育委員会等の関係機関と通学路点検を実施しており、抽出された危険箇所について随時安全対策を施している状況である。今年度も引き続き、通常の合同点検にて抽出された危険箇所に対し、随時安全対策を行っていく計画である。	―	―	継続		604,500			道路建設課

基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況（令和４年度実績値）	令和５年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和６年度予算額（千円）	子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
施策の方向性		No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額（千円）		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止の理由			
		115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	管理する公園などの数（箇所）	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	687	（目標）	710	（予算）	221,149	B	公園・緑地等の安全・安心の確保を図るため、清掃・除草・樹木の剪定撤去による維持管理及び、遊具の修繕や日常点検を実施した。 今後も地域住民とともに遊具の事故が発生しないよう安全な公園施設を目指す。 さらに予算の都合上、十分な対応が出来ないことのないように、予算の確保や公園の遊具等の安全確保に努める。	B	B	継続		225,109			公園緑地課
								（実績）	690	（決算）	204,205									
		116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	遊具数（基）	平成２７年度に策定された公園施設長寿命化計画に基づいた事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるよう継続的な公園施設の整備が重要であるため。	0	（目標）	20	（予算）	30,000	B	令和5年度は更新する遊具の選定について、自治会を通じ小学生等に意見を伺ったり新たな遊具を発表する場を設けたりする等を行い広く意見を聞くことができた。 また、今後事業は継続して行っていくが、令和5年の補正予算によって令和6年度に実施予定だった工事を前倒しで取り組んでいる。	A	B	継続		0			公園緑地課
								（実績）	39 （繰越２６基予定）	（決算）	52,077 （繰越額29,888）									
		117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の３ＤＫ若しくは３ＬＤＫの空家募集において、１８歳未満の児童が３人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	多子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	多子世帯向け住宅の新規募集を行うことにより住宅に困窮する多子世帯に対する支援や、空家の有効活用・地域活性化につながるため。	2	（目標）	2	（予算）	4,000	B	多子世帯向けとして２件募集し、１件応募があった。 入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で子育て世帯向けとして募集している。 決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。 今後も多子世帯向け住宅の募集を継続する。	A	－	継続	－	4,000			住宅課
								（実績）	2	（決算）	－									
		118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	子育て世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	子育て世帯に低廉な家賃の住宅を提供することにより、ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な住環境を創出するため。	20	（目標）	4	（予算）	20,000	B	子育て世帯向けとして２０件空家募集し、１１件応募があった。 入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で一般向けとして募集している。 決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。 今後も子育て世帯向け住宅の募集を継続する。	A	－	継続	－	20,000			住宅課
								（実績）	20	（決算）	－									

資料2－2

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

令和5年度進捗状況に対するご意見及び
ご意見に対する対応状況

２．令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見

基本方針・基本目標	事業数	ご意見の数
基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	**36**	**9**
（１）子どもにとって大切な権利の保障	1	2
（２）乳幼児期の教育・保育の充実	14	2
（３）学齢期の教育・育成施策の充実	21	5
基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり	**65**	**16**
（１）子どもと子育て家庭の健康の確保	18	3
（２）地域の子育て支援の充実	9	5
（３）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	9	3
（４）様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	29	5
基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	**16**	**6**
（１）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	9	1
（２）仕事と子育ての両立支援の推進	2	4
（３）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	5	1
合計	117	31

※その他ご意見・ご質問4件

３．地域子ども・子育て支援事業について

＜子ども・子育て支援法第６１条＞では、本事業計画に、保育所・幼稚園・こども園など教育・保育施設の提供区域毎の目標値、及び「地域子ども・子育て支援事業」の１３の事業の目標値（量の見込みと確保方策）を設定し、各計画年度の進捗管理を行うことが求められています。

これらの事業は第二期計画の進捗管理事業に含めるとともに、本事業計画書の第５章「教育・保育の量の見込みと確保方策」（P58～99）に掲載しています。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」（令和２年度～令和６年度）　第５章							
対象事業	No	奈良市における事業名	担当課	対象事業	No	奈良市における事業名	担当課
教育・保育	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課 保育所・幼稚園課	（７）地域子育て支援拠点事業 （子育て広場）	55	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
					56	子育てスポット事業	子ども育成課
（１）利用者支援事業	64	利用者支援事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課		57	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
				（８）一時預かり事業	4	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課 保育所・幼稚園課
（２）時間外保育事業 （延長保育事業）	5	保育所等の延長保育	保育総務課 保育所・幼稚園課		60	保育所等における一時預かり事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課
					61	地域子育て支援拠点における 一時預かり事業	子ども育成課
（３）放課後児童健全育成事業 （バンビーホーム等）	22	放課後児童健全育成事業	地域教育課	（９）病児・病後児保育事業	62	病児・病後児保育事業	保育所・幼稚園課
（４）子育て短期支援事業 （ショートステイ等）	63	子育て短期支援事業	子育て相談課	（１０）子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	103	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
（５）乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	43	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	子育て相談課	（１１）妊婦健康診査事業	40	妊婦健康診査事業	母子保健課
（６）養育支援訪問事業	95	養育支援訪問事業	子ども育成課 子育て相談課	（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業	―	未実施	―
				（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 （令和３年度より実施）	保育所・幼稚園課

※「No」は資料2-1の事業Noと紐づいています。

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No22　放課後児童健全育成事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
保育所・こども園（2、３号認定）の入所申請においては、65歳未満の同居祖父母も保護含めて、保護者全員分の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類等が必要である。一方、バンビーホームへの入所にあたって、保護者の定義が、「児童の父母(親権者)及び児童の兄弟姉妹以外で18歳以上の同居家族(同居人含む)全員」となっている。そのため、保育所・こども園（2、３号認定）からバンビーホームに移行する必要がある時に、65歳以上の同居者（例えば祖父母）のいる家庭ではその同居者が入所理由に当てはまらないと移行できないということが起きてくる。このことが子どもたちの最善の利益につながるかどうか考慮すべきである。すなわち、保育園やこども園での友達関係がバンビーホームに入れないことで途切れてしまう子どもたちが少なからずいるということである。	バンビーホームは保護者等が就労等により昼間家庭にいない世帯の児童の健全な育成を目的として、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや生活の支援を行う放課後児童健全育成事業として実施しており、世帯において児童の監護が困難な場合の保育の場の提供を目的とした事業となるため、65歳以上であっても保護者等がいらっしゃる場合は家庭保育をお願いしております。保護者等とは、児童の父母（親権者）及び兄弟姉妹以外の１８歳以上の同居家族（同居人を含む）となります。 なお、バンビーホームにおいては文部科学省からの通達もあり放課後子ども教室との連携強化を図っており、放課後子ども教室においてはバンビーホーム利用児童も、利用していない児童も参加が可能となっております。引き続き、バンビーホームを利用しない児童との交流が可能な場の提供に努めたいと考えております。	地域教育課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No43　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
99%の面接率、とても評価できると思います。 しかしながら、全戸訪問100%実施の実現に向けて引き続きよろしくお願いいたします。 また、継続的な支援が必要な対象者に対しては、行政だけでなく、多様な支援団体、関係機関との連携をより密に行い、継続的に支援を行っていってください。地元でアウトリーチ型の子育て支援に関わっていますが、この「こんにちは。赤ちゃん訪問事業」からの連携、つながりが、この先への支援にとても重要です。	ケースによっては、子育てスポット等へ同行訪問し、地域の支援機関に繋いでいます。今後も継続して、多様な支援団体と連携をとれるようにしていきます。	子育て相談課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No55　地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
市内の子育て広場１３か所で、利用者支援事業も実施されるとのこと。より身近な場所で気軽に相談できる体制ができるのはとても望ましいと思います。奈良市の子育て支援の土台作りは大きな成果を上げつつあると思います。今後はどの拠点でも支援のスタンスや質にバラつきがないよう、研修会や情報交換会など全体のスキルが上がるように維持し続けていくことが課題かと思います。そのバックアップはどのように考えておられますか？	市主催で外部から講師を招き、各子育て広場から１名以上参加していただき実施する研修や、子育て広場同士の交流会など、年3回程度スキル向上や情報交換のための取り組みを行っています。	子ども育成課

No61　地域子育て支援拠点における一時預かり事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
普段から使いなれている地域子育て支援拠点での一時預かりは、利用者にとっても子どもにとっても安心で、預けることへのハードルが低くなるため、今後もニーズが増えていくと思われます。安全のため、預かる環境の整備や、保育者へのスキルアップなどにも力を入れてください。6か所で利用料金や登録料の有無など、違いがあるのは今後も変わりませんか？また保険についても、それぞれで違うのでしょうか？	市担当職員が定期的に地域子育て支援拠点を巡回するとともに、年に一度地域子育て支援拠点担当職員との振り返りを実施して、地域子育て支援拠点の子どもを受け入れる環境を確認しています。 料金については預かる時間や人数が異なるため、地域子育て支援拠点それぞれで設定していただいています。また、保険についても同じようそれぞれで加入していただいています。	子ども育成課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No62　病児・病後児保育事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
子どもの病気は急である。子育て中の最も苦しいことはこの時である。市内に施設をもう少し増やせないものか考慮していただきたい。	既存の施設が定員通りの人数を預かることが出来れば保育ニーズを満たすことができると考えられることから、既存施設で対応できる職員体制の整備に注力し、病児保育の提供に努めてまいります。	保育所・幼稚園課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No63　子育て短期支援事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
ショートステイの受け皿拡大の一つとして、里親やファミリーホームの活用もご検討いただけるといいかなと思いました。 ショートステイを使うことで「親子が離れることで親子関係、愛着形成の阻害は免れている」とのことで、長期にわたる見守りの中でなんとか親子関係が継続できる家庭もあります。子どもが家庭から離されないためにも必要な支援だと思います。施設だけでなく、里親等受け入れ先も必要となりますが、どれくらいのケースが里親家庭で受け入れられているのでしょうか？また個人の家庭と繋げる時にどのような配慮がされているのか？研修や里親家庭のフォローはどうされているのか知りたいと思います。	ショートステイの委託先として、里親やファミリーホームと契約をしていますが、実際の利用状況としては少ないため、今後も里親受託時に、ショートステイの事業説明を積極的にしていくことで、受託者の増加を目指していきます。 里親には、事前に受け入れ要件を聞いており、選定の際の参考にしています。実施時には、事前にマッチング（里親宅での顔合わせ）を実施し、両者にとってスムーズな導入になるようにしています。フォローについては、実施後に様子の確認を行い、必要な助言を行っています。	子育て相談課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No64　利用者支援事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
個々で完結しがちなので、拠点と拠点をつなぐ「子育てナビゲーター」のような存在は大切。内容が公になる利点もあると思う。利用者支援事業が子育て広場の統括拠点１か所から、市内12か所の各子育て広場に拡大した効果が数字に表れているが、担当職員の研鑽も望まれるし、その相談内容を把握しスーパーバイズする必要があると思われる。その点はどうされているのか？	各地域子育て支援拠点から相談のあった件については担当課で集約し、内容の確認や助言を行うとともに、必要に応じて庁内の関係部署と連携して対応しています。 また、担当職員は定期的に外部研修等に参加しており、適した対応ができるよう引き続き研鑽を積んで参ります。	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

No103　ファミリー・サポート・センター事業

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
一時預かり等いろいろな預かるカタチがある中、ファミサポの特徴は「相互援助活動である」ことと、「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」だと思う。会員を増やすための取り組みや周知を子育て支援に関心を持つ市民を巻き込んで行うことで、「子どもを預けてもOK」という優しい街づくりにつながっていくと思われます。それが利用件数の増加につながっていくのではないでしょうか？	子育てに関心がある市民の方にファミリー・サポート・センターの取り組みを認知してもらえるよう、福祉センターやボランティアセンター等関係機関に周知用リーフレットの設置依頼を継続して行い、また会員登録をしていない子育て世帯も参加できる交流会を継続して実施することで、会員の増加につながるよう取り組んでまいります。	子ども育成課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

その他

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
「誰でも通園制度」はどのように取り組まれる予定ですか？	奈良市としては、令和８年度からの本格実施を見据え、令和６年８月から「奈良市こども誰でも通園制度の試行的事業」を奈良市立高円こども園において１日最大５名、こども１人あたり月１０時間までとして開始しています。試行的事業の実施によりニーズや課題を把握し、今後はじまる本格実施をよりよいものにしていきたいと考えています。	保育総務課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

その他

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
ヤングケアラーについての項目がなかったように思いますが、フォローできているのでしょうか？（見落としていたら失礼します）	ヤングケアラー支援事業が令和5年4月から始まり、子育て相談課・子ども支援課の両課にそれぞれ1名ずつコーディネーターを配置し、相談窓口を開設しています。 令和5年度は庁内連携として関係機関で会議を行ったり、関係機関に向けた研修や啓発を実施しました。令和6年度も、庁内連携会議を持ち、課題解決に向けて取り組んでいきます。	子ども支援課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

その他

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
ニーズ調査において日中、緊急時であっても子どもをみてもらえる親族・知人がいないと答えた家庭が10%以上あり、子育てに関する悩みの相談や助けを求められる相手がいない、地域社会に繋がりを持てず孤立する家庭があるなど、新たな課題も生じています。障害を持った子育てしやすい環境の拡大に向けて、ファミリー・サポート・センター事業など地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実をはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつなげていくことが必要と記載があります。その主な取組みとして、ファミリー・サポート・センター事業、子育て支援アドバイザー事業、子育てサークルの支援等がありますが、実際にその事業を理解し、どこに連絡をしたらいいのか、自家庭がどの支援を受けることができるか等、まだまだ周知がされていないように思います。困った時に、まずここに連絡したら、使える支援等を教えてくれるなどのコーディネーターの設置等があるとわかりやすいと思いました。	子育て広場15ヶ所には、子育てに関する様々な悩みや不安を一緒に考え、適切な行政サービスや専門の窓口などにつなげる「子育てコーディネーター」を配置しておりますが、まだまだ認知度が低いように思われますので、今後も様々な媒体で周知し、子育て世帯が必要な支援につながるよう努めてまいります。	子ども育成課

令和5年度進捗状況に対する奈良市子ども・子育て会議における意見及び意見に対する対応状況

その他

子ども・子育て会議における意見等	意見等に対する対応状況	担当課
保育園、こども園、幼稚園に関する方針において、公立園のみを想定した実施計画が多いように感じます。 「子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり」は、奈良市の全ての子どもたちのために制定されるものであると考えると、一部難しい所があるかもしれませんが、奈良市の全ての園の子どもたちに向けて定め、実施することが望ましいと考えます。	幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児教育における質の向上を図るため、国公私立園すべての園を対象に様々な研修を計画し、職員の資質向上に努めております。また、小学校教員と幼児教育関係者が、互いの学びや育ちについて情報共有する機会を設け、小学校教育への円滑な接続が行われるよう連携を図っております。今後も本市の子どもたち一人ひとりの個性が生かされ、可能性を伸ばすことができる教育・保育の推進に努めてまいります。	保育総務課 保育所・幼稚園課

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）概要について

1 第1章 計画の策定にあたって

本市の計画では、国が指定する事項以外に、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を規範とするとともに、「こども基本法」に基づく「こども計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「貧困対策計画」、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定し、奈良市の子ども施策を幅広く網羅し、推進していきます。

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とし、計画の対象者は以下の通りとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

2 第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

(1)子ども・子育て家庭を取り巻く状況

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定後、奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況の変化について、主に市の統計データや令和5年度に実施したニーズ調査の結果を基に記載しています。

○ 家族の状況、保護者の就労状況の変化
○ 子育てに対する保護者の意識の変化
○ 子育てに関する悩みや不安の相談相手　　等

(2)第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」に基づき、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち　なら」の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

3 第3章 計画の基本理念・基本方針

基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち　なら

基本方針	基本目標
「こどもまんなか社会」 の実現に向けたまちづくり	1-1 子どもにとって大切な権利の保障 1-2 子どもの居場所づくりの充実 1-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進 1-4 子どもと子育て家庭の健康の確保
切れ目ない育ちを支える まちづくり	2-1 乳幼児期の教育・保育の充実 2-2 学齢期の教育・育成施策の充実 2-3 次代を担う若者の支援の充実
様々な状況にある子どもや子育て家庭 を支えるまちづくり	3-1 子どもの貧困対策の推進 3-2 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実
地域全体で子育て家庭 を見守るまちづくり	4-1 地域の子育て支援の充実 4-2 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 4-3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 4-4 仕事と子育ての両立支援の推進

4 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組

(1)基本方針1「「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
1-1 子どもにとって大切な権利の保障	① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進
1-2 子どもの居場所づくりの充実	① 子どもの居場所や体験活動の充実
1-3 子どもと子育て家庭にやさしい 生活環境づくりの推進	① 安心して生活できる環境づくりの推進
1-4 子どもと子育て家庭の健康の確保	① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実 ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実 ③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

(2)基本方針2「切れ目ない育ちを支えるまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
2-1 乳幼児期の教育・保育の充実	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実
2-2 学齢期の教育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実
2-3 次代を担う若者の支援の充実	① 若者への包括的な支援の推進 ② ライフコースの形成支援の充実

（3）基本方針3「様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
3-1 子どもの貧困対策の推進	① 生活困窮家庭等への教育支援の充実 ② 生活困窮家庭等への生活支援の充実 ③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援
3-2 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実	① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ② ひとり親家庭への支援の充実 ③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

（4）基本方針4「地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
4-1 地域の子育て支援の充実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実
4-2 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	① 子育てに関する情報提供体制の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実 ③ 気軽に相談できる支援体制
4-3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	① 地域における子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進
4-4 仕事と子育ての両立支援の推進	① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

5 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を定める必要があります。量の見込みについては、令和5年度に実施したニーズ調査の結果を活用するとともに、本市の現状を勘案しながら算出するものとし、それに対応するための確保方策を記載することとなります。

（1） 教育・保育の量の見込み

（単位：人）

	認定区分			
	1号	2号	3号	
	3歳以上	3歳以上	1・2歳	0歳
令和5年度の利用状況	3,250	3,825	2,315	563

	認定区分				
	1号	2号	3号		
	3歳以上	3歳以上	2歳	1歳	0歳
令和11年度の量の見込み	2,484	3,456	1,169	1,085	593

（参考）認定区分について

認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業を利用する際は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
3歳以上	なし	1号	認定こども園・幼稚園
	あり	2号	認定こども園・保育所
3歳未満	あり	3号	認定こども園・保育所 地域型保育事業

（2） 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事 業 名			単 位	直近の実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
利用者支援事業			実施箇所数	16	19	
時間外保育事業（延長保育事業）			利用児童数（人）	2,285	3,264	
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	低学年	1年	登録児童数（人）	3,023	3,495	1,241
		2年				1,243
		3年				1,011
	高学年	4年		957	1,489	795
		5年				478
		6年				216
子育て短期支援事業（ショートステイ）			年間延べ利用者数（人日）	223	300	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）			面接件数（件）	1,807	1,697	
養育支援訪問事業			対象世帯数（人）	122	75	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場）			年間延べ利用者数（人日）	117,417	168,920	
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育		年間延べ利用者数（人日）	115,170	114,170	
	保育所等の一時預かり			12,365	13,684	
病児・病後児保育事業			年間延べ利用者数（人日）	1,552	1,882	
ファミリー・サポート・センター事業			年間延べ利用者数（人日）	4,384	5,453	

妊婦健康診査事業	年間延べ受診回数 （回）	22,061	23,758
子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用者数 （人日）	―	3,060
児童育成支援拠点事業	対象児童者数 （人）	―	20
親子関係形成支援事業	対象児童者数 （人）	―	16
妊婦等包括相談支援事業	年間延べ面談回数 （回）	―	3,661
産後ケア事業	年間延べ利用者数 （人日）	361	800
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	必要定員数 （人日）	12	15※

※試行実施事業の検証結果などを踏まえて、国や県の動向を注視しながら見直し等の検討を予定。

6 第6章 計画の推進体制

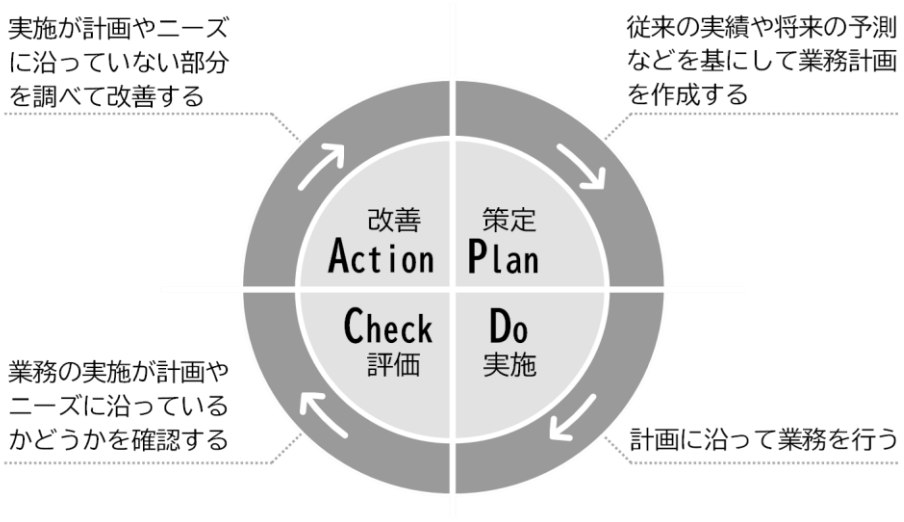

資料編

・事業計画の策定経過

・事業計画に関する条例等　など

を掲載予定。

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）概要について（策定スケジュール）

	子ども・子育て会議	奈良市（事務局）
令和６年 ４月		
５月		
６月		
７月	【第37回】 ・第二期計画の進捗状況について ・第三期計画について	子ども会議 「子どもにやさしいまち」をテーマに意見提出
８月		
９月		
１０月		
１１月	【第38回】 ・第二期計画の進捗状況について ・第三期計画素案について	
１２月		第三期計画素案に対する パブリックコメント（意見募集）の実施 令和6年12月10日～令和7年1月9日
令和７年 １月		
２月	【第39回】 ・第三期計画について ・その他	
３月		

募集期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

1　趣旨

現在、奈良市では、下記の計画を一体的に整備した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画／奈良市こども計画）の策定を進めています。

（1）こども基本法に基づく「こども計画」
（2）子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
（3）子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策計画」
（4）子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
（5）次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」

この度、奈良市が定める「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」素案について「奈良市子ども・子育て会議」で中間取りまとめを行ったことから、本計画策定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

2　奈良市子どもにやさしいまちづくりプランとは

（第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画／奈良市子ども計画）

子ども・子育て支援事業計画では、国が策定する「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事て業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、5年を1期として、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の需要予測（量の見込み）とそれを充足するための提供体制（確保方策）を決定する必要があります。

奈良市では、この事業計画を「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定する「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

また、こども基本法において、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定することで、地域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すとともに、住民にとって一層わかりやすいものとすることが期待できることから、自治体こども計画の策定は努力義務を課されています。

3　募集期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

4　意見募集の対象者

（1） 市内に在住・在勤・在学の方
（2） 市内に事務所又は事業所有する個人、法人その他の団体

5 閲覧場所

(1)市ホームページ

（奈良市トップページ→奈良市からみなさんへ→意見・委員募集→意見募集→募集中の案件）

(2)子ども政策課（市役所 中央棟3階）

(3)総務課（市役所 北棟5階）

(4)各出張所（西部・東部・北部）

(5)各行政センター（月ヶ瀬・都祁）

※(2)～(5)については、土日祝を除く、募集期間中の8時30分から17時15分まで

6 意見提出方法

・ 別添の『「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」素案に対する意見提出用紙』（以下、「提出用紙」）に日本語で記入し、電子申請システム(LoGoフォーム）、郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。

・ 提出用紙については、市ホームページからもダウンロードすることができます。

・ 提出用紙へは、意見のほかに、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は、受付しません。

・ 電話、訪問等による口頭でのご意見は受付しません。

7 意見への対応

・ 受付したご意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公表しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。

・ 提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。

・ 提出された原稿等は返却しません。

資料3－２

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）

＜量の見込みについて＞

子ども・子育て支援事業計画の概要

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を簡単に表現すると、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（国の子ども・子育て会議資料より抜粋・編集）

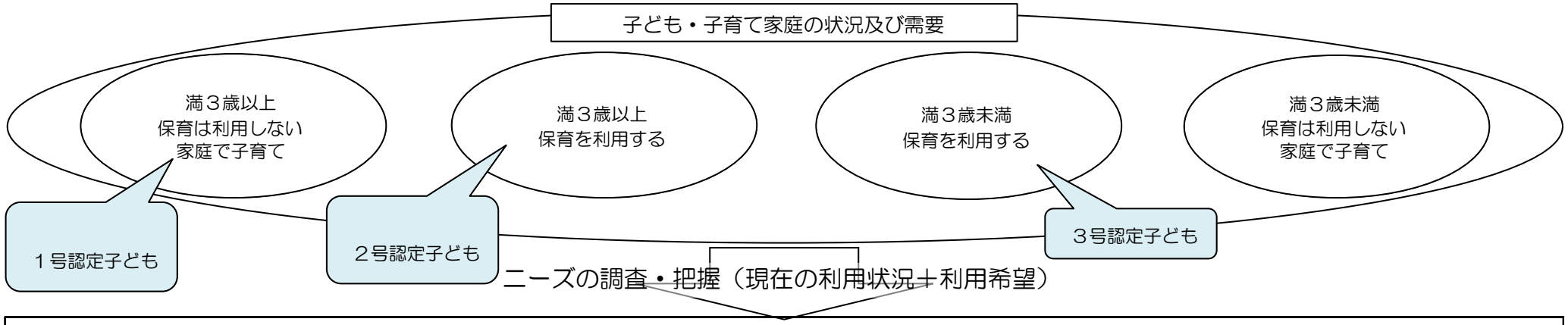

子ども・子育て支援事業計画（５か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載。

計画的な整備

教育・保育給付(教育・保育事業)

施設型給付

認定こども園
幼　稚　園
保　育　所

地域型保育給付

小規模保育事業
家庭的保育事業
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援法」で定める法定１９事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- ファミリーサポートセンター事業
- 病児・病後児保育事業
- 延長保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 利用者支援
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

※子育て世帯訪問支援事業
※児童育成支援拠点事業
※親子関係形成支援事業
※妊婦等包括相談支援事業
※産後ケア事業
※乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園事業）

※次期計画からの新規掲載事業

量の見込みの算出方法

①量の見込みの算出方法

以下のどちらかの方法で算出します。

A. 国が示す「子ども・子育て支援事業計画の手引き」に基づいて算出

「推計児童数」（本市住基データに基づく人口統計から算出）に、昨年度実施したアンケート調査の結果から算定した「潜在家庭類型」の割合、「利用意向」の割合を加味し「量の見込み（補正前）」を算出。そこに市町村の個別要件に基づく補正を加える。

推計児童数		潜在家庭類型		利用意向		量の見込み（補正前）
第三期計画期間中（令和７年度～11年度）の本市の児童数を推計	×	「就労希望」を勘案して区分した家庭類型の割合（ニーズ調査の結果より算定）	×	施設や事業の「利用希望」の割合（ニーズ調査の結果より算定）	＝	国が指定する計算式で算出した量の見込み。各市町村の個別要件に基づく補正を行う前の段階。

量の見込み（補正前）		個別要件に基づく補正		量の見込み（補正後）
国が指定する計算式で算出した量の見込み。各市町村の個別要件に基づく補正を行う前の段階。	×	各市町村の独自の要件により行う補正。ニーズ調査の回答結果等に基づいて反映する。	＝	市町村の個別要件を反映した後の量の見込み。支援事業計画では、この見込みに対する確保・方策を策定する。

確保・方策の策定

B. トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮して算出

トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、実績値の推移の傾向を把握して算出する

量の見込みの考え方

②提供区域（区域設定）

本計画における提供区域の設定は、「奈良市第５次総合計画」における７つのゾーンを勘案したうえで２１の中学校区を基本単位として、児童数の動向のほか、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映し、可能な限り提供区域内での需給調整を目的として、第一期計画時に５つの教育・保育提供区域を設定しています。

区域	区域名	構成する中学校区
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城 登美ヶ丘北、平城東
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、 富雄第三
④	南部	都南
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁

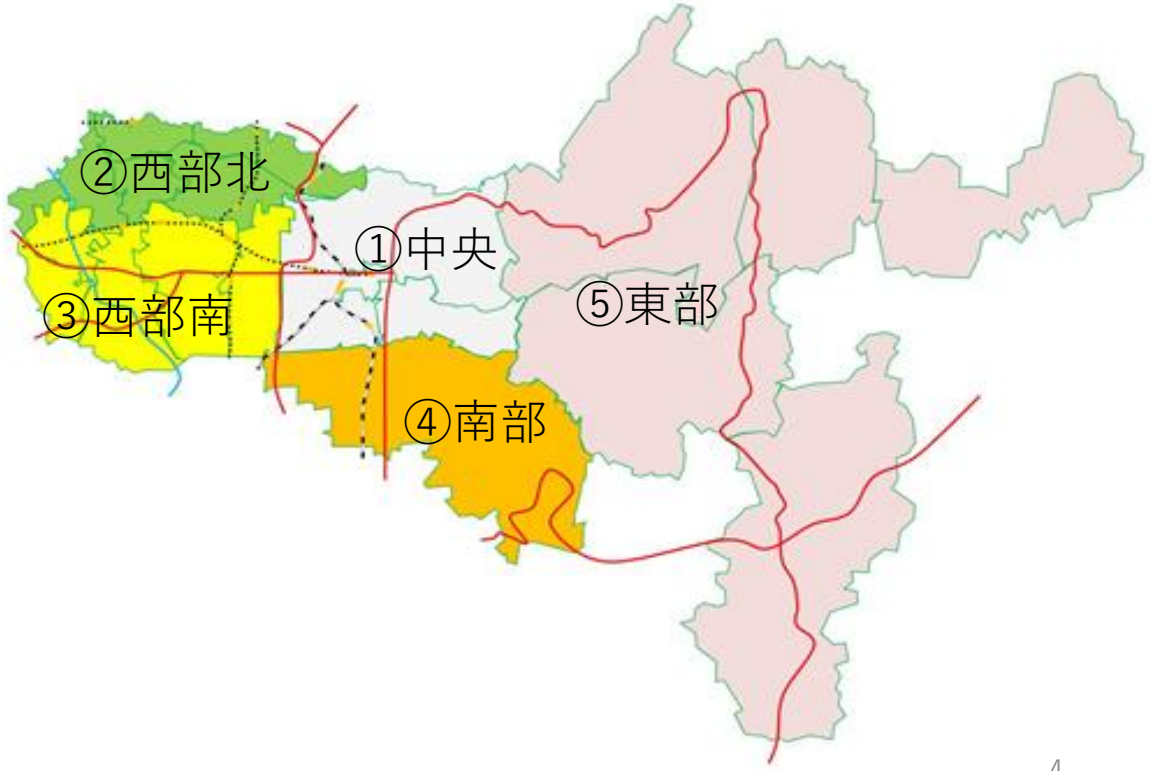

量の見込みの考え方

③対象事業

＜教育・保育の量の見込み（提供区域別）＞

提供区域別
１号：教育のみ（３～５歳）●●人
２号：保育の必要性（３～５歳）●●人
３号：保育の必要性（０～２歳）●●人

＜確保の内容・実施時期＞

・施設（認定こども園、幼稚園）をいつまでに●●人分確保
・施設（認定こども園、保育所）をいつまでに●●人分確保
・施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業（小規模等）をいつまでに●●人分確保

不足がある場合は供給方法を策定

＜地域子ども・子育て支援事業（提供区域別）＞

・時間外保育事業（延長保育事業）
・放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）
・地域子育て支援拠点事業（子育て広場）
・一時預かり事業
（幼稚園の預かり保育・保育所等の一時預かり）

＜量の見込み＞

事業ごとに
量の見込みを算出

＜確保の内容・実施時期＞

事業ごとに
確保の内容・実施時期を設定

不足がある場合は供給方法を策定

量の見込みの考え方

＜地域子ども・子育て支援事業（市全域）＞	＜量の見込み＞	＜確保の内容・実施時期＞	
・利用者支援事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ等） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ・養育支援訪問事業及び 　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ・妊婦健康診査事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業	事業ごとに 量の見込みを算出	事業ごとに 確保の内容・実施時期を設定	不足がある 場合は供給 方法を策定
次期計画からの新規掲載事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業 ・産後ケア事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	事業ごとに 量の見込みを算出	事業ごとに 確保の内容・実施時期を設定	不足がある 場合は供給 方法を策定

住民基本台帳登録数（各年4月1日時点）

年齢	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳	2,146	2,015	2,043	1,909	1,789
1歳	2,337	2,253	2,093	2,160	2,000
2歳	2,415	2,364	2,308	2,123	2,211
3歳	2,545	2,451	2,395	2,354	2,176
4歳	2,654	2,575	2,472	2,419	2,384
5歳	2,669	2,701	2,592	2,490	2,429
6歳	2,713	2,719	2,749	2,635	2,538
7歳	2,834	2,735	2,749	2,755	2,650
8歳	2,808	2,859	2,758	2,756	2,766
9歳	2,863	2,834	2,892	2,769	2,766
10歳	2,905	2,884	2,848	2,907	2,789
11歳	2,859	2,918	2,894	2,863	2,912
12歳	3,058	2,875	2,958	2,917	2,895
13歳	2,959	3,084	2,892	2,983	2,932
14歳	3,014	2,959	3,079	2,892	2,993
15歳	3,030	3,008	2,975	3,081	2,888
16歳	3,141	3,051	3,012	2,992	3,100
17歳	3,300	3,142	3,038	3,012	2,994
合計	50,250	49,427	48,747	48,017	47,212

推計人口数（各年4月1日時点）

年齢	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
1歳	1,876	1,920	1,876	1,839	1,811
2歳	2,037	1,913	1,956	1,912	1,874
3歳	2,255	2,079	1,951	1,995	1,951
4歳	2,203	2,283	2,104	1,974	2,019
5歳	2,406	2,226	2,305	2,124	1,992
6歳	2,473	2,450	2,268	2,349	2,163
7歳	2,555	2,491	2,467	2,285	2,366
8歳	2,666	2,571	2,506	2,482	2,299
9歳	2,784	2,685	2,588	2,524	2,500
10歳	2,783	2,802	2,702	2,605	2,540
11歳	2,799	2,793	2,813	2,712	2,615
12歳	2,939	2,827	2,822	2,842	2,738
13歳	2,917	2,961	2,848	2,841	2,863
14歳	2,932	2,919	2,962	2,849	2,841
15歳	2,995	2,934	2,921	2,964	2,852
16歳	2,900	3,010	2,952	2,932	2,981
17歳	3,095	2,897	3,007	2,948	2,930
合計	46,445	45,550	44,802	43,903	43,032

推計児童数

各年4月1日時点　住民基本台帳登録数					推計				
2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
14,766人	14,359人	13,903人	13,455人	12,989人	12,607人	12,210人	11,946人	11,576人	11,344人

2025年～2029年：▲10.0％

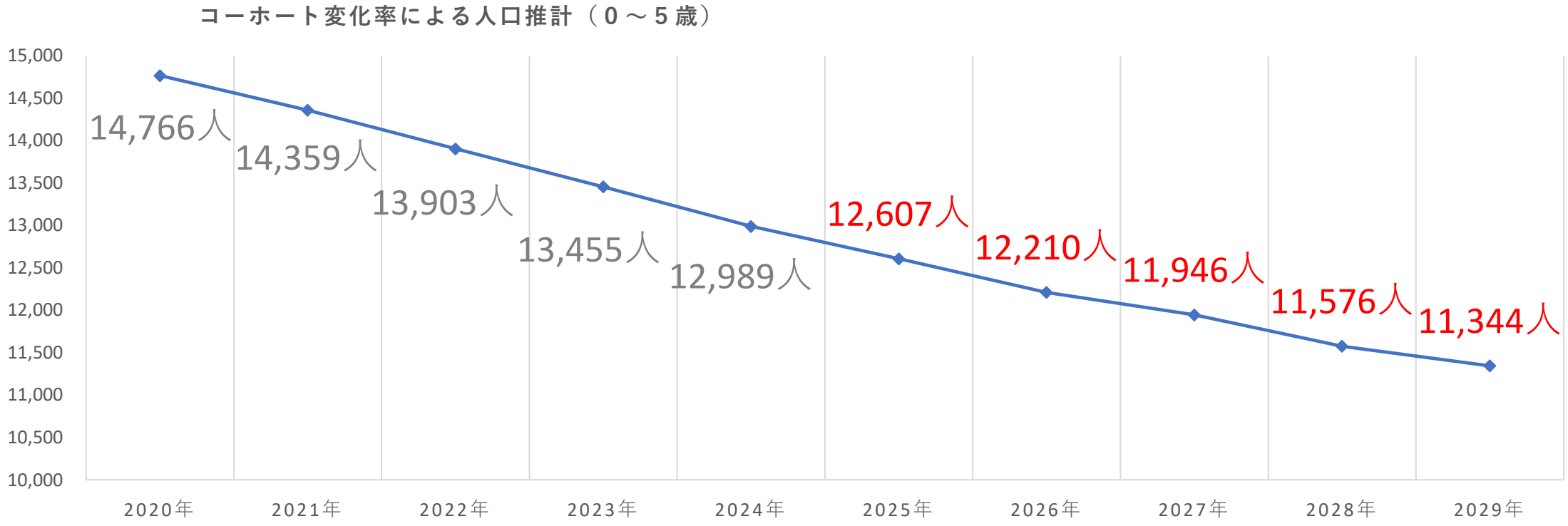

潜在家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム　×　フルタイム
タイプC	フルタイム　×　パートタイム （就労時間：月１２０時間以上＋下限時間～１２０時間の一部） ※下限時間～１２０時間：奈良市は下限６４時間で算出
タイプC’	フルタイム　×　パートタイム （就労時間：下限時間～１２０時間の一部＋下限時間未満） ※下限時間～１２０時間：奈良市は下限６４時間で算出
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム　×　パートタイム （双方が月１２０時間以上＋下限時間～１２０時間の一部） ※下限時間～１２０時間：奈良市は下限６４時間で算出
タイプE’	パートタイム　×　パートタイム （どちらかが下限時間～１２０時間の一部＋下限時間未満）
タイプF	無業　×　無業

潜在家庭類型概念図

母親 / 父親		1．フルタイム就労 2．育休・介護休業中	3．パートタイム就労 4．育休・介護休業中			5．現在は就労していない 6．就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1．フルタイム就労 2．育休・介護休業中		タイプB	タイプC		タイプC’	タイプD
3．パートタイム就労 4．育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE’	タイプD
	120時間未満 下限時間以上	タイプC’	タイプE’		タイプE’	タイプD
	下限時間未満					
5．現在は就労していない 6．就労したことがない		タイプD	タイプD		タイプD	タイプF

（参考）利用意向 例

（例）潜在タイプBを現在タイプBとして取り扱う方法

■現在の家庭類型におけるタイプB（以下「現在タイプB」という。）に、
①母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプC、タイプC’からの転換）
②母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）
を加える

①について
現在タイプがCもしくはC’で「父親がフルタイム」の者のうち
ニーズ調査票　問6 ⑤（パート・アルバイトの母親のフルタイム等への転換希望）で
「1．フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択
した回答者をタイプBに加え、タイプC、タイプC’からは除く。

②について
現在タイプがDで「父親がフルタイム」の者のうち
ニーズ調査票　問６ ⑦・⑧（無業の母親の就労希望形態・時期）で
希望する就労形態で「１．フルタイム」を選択、かつ
「２．すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択
した回答者をタイプBに加え、タイプDからは除く。

母親 / 父親		1．フルタイム就労 2．育休・介護休業中	3．パートタイム就労 4．育休・介護休業中			5．現在は就労していない 6．就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1．フルタイム就労 2．育休・介護休業中		タイプB	タイプC		タイプC’	タイプD
3．パートタイム就労 4．育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE’	タイプD
	120時間未満 下限時間以上	タイプC’	タイプE’		タイプE’	タイプD
	下限時間未満					
5．現在は就労していない 6．就労したことがない		タイプD	タイプD		タイプD	タイプF

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込みと確保方策について

● 第二期事業計画の実績値について

【実績値】		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3歳以上	3歳以上保育必要		1・2歳	0歳	3歳以上	3歳以上保育必要		1・2歳	0歳	3歳以上	3歳以上保育必要		1・2歳	0歳	3歳以上	3歳以上保育必要		1・2歳	0歳	3歳以上	3歳以上保育必要		1・2歳	0歳
		教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育必要	保育必要	教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育必要	保育必要	教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育必要	保育必要	教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育必要	保育必要	教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育必要	保育必要
合計	児童数	7,868			4,752	2,146	7,727			4,617	2,015	7,459			4,401	2,043	7,263			4,283	1,909	6,989			4,211	1,789
合計	量の見込み	3,451	442	3,619	2,250	565	3,251	452	3,700	2,250	587	2,972	436	3,774	2,271	608	2,800	450	3,825	2,315	563	2,405	460	3,885	2,386	556
確保方策	特定教育・保育施設	3,117		4,051	2,221	754	3,082		4,106	2,242	757	2,992		4,179	2,312	769	2,860		4,188	2,274	770	2,877		4,244	2,282	764
確保方策	確認を受けない教育・保育施設	2,077		47	78	30	1,980		47	84	32	1,870		46	85	33	1,870		41	84	35	1,710		55	100	35
確保方策	特定地域型保育事業				68	27				97	34				97	34				97	34				97	34
確保方策	確保方策計	5,194		4,098	2,367	811	5,062		4,153	2,423	823	4,862		4,225	2,494	836	4,730		4,229	2,455	839	4,587		4,299	2,479	833
不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0

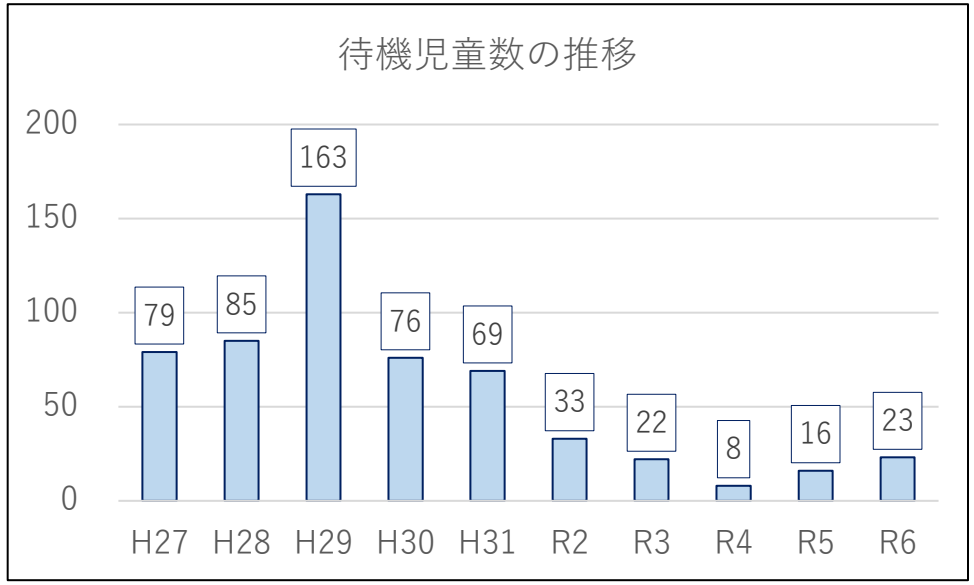

・市内全域での実績値では、需要量を超える提供体制は確保されているが、市の保育認定を受ける就労要件の緩和や第二子無償化等による需要増加からも、待機児童の完全解消には至っていない。

※毎年４月１日時点の国基準の待機児童数

● 保育需要の動向について

・新子育て安心プランにおいて、令和7年度の政府目標である女性（25歳～44歳）就業率82％に対応し、早期の待機児童解消を目指して受け皿の整備を進めている。

・令和２年度の国勢調査では、本市の25歳～44歳までの女性の就業率は約73％
・全国の女性の就業率との乖離があり、本市の保育需要はまだ増加する可能性がある
・第二期計画では、令和5年度を需要のピークと見込んでいたが、幼児教育・保育の無償化、就労要件緩和、第二子無償化の実施などにより保育需要は増加を続けている
・人口に対する保育認定児童数の割合（保育希望率）の上昇と人口減少からくる需要数のピークを見越した提供体制構築を検討する必要がある

○25~44歳の女性の就業率
全　国：約77％
奈良市：約73％
※R2　国勢調査より

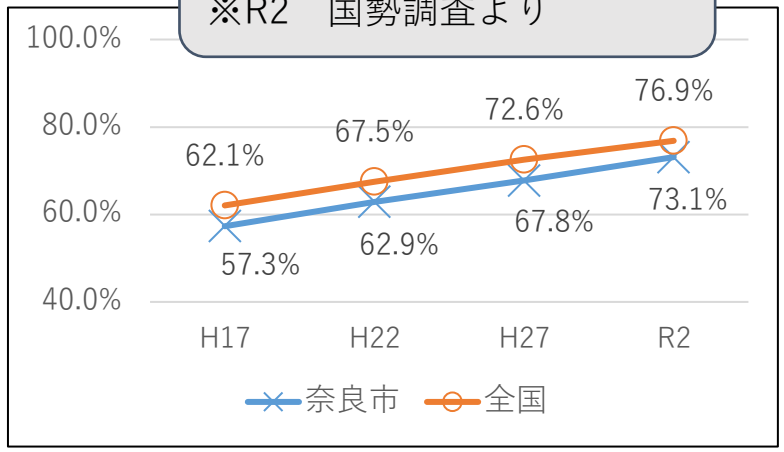

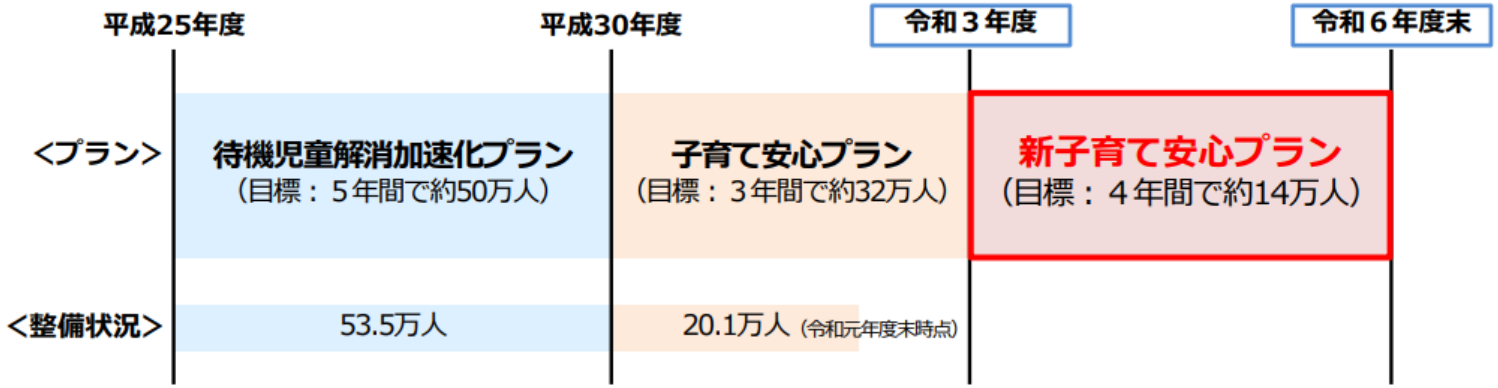

奈良県は全国平均より専業主婦率が高いと言われているため、女性の就業率も全国平均を下回っているが、全国の上昇傾向と同様に上昇を続けているため、今後の施策展開などによっても、まだ保育需要が伸びる可能性がある

● 保育需要の動向について

- ◆ 本市においても全国と同様に少子化傾向であるが、保護者の保育ニーズの高まりは継続している
- ◆ 第二期計画期間中（R2～R6）の保育希望率の高まりは約９％、保育希望数は約360名、増加している
- ◆ 各年齢区分の保育希望率は上昇を続けているが、0歳児はH30年度とR2年度に希望率が減少している
  ➡R2年度の希望率は、コロナ禍における影響が出ているものと考えられる
- ◆ 第二期計画期間中において、年齢区分にもよるが保育希望率が約5％～10％増加している

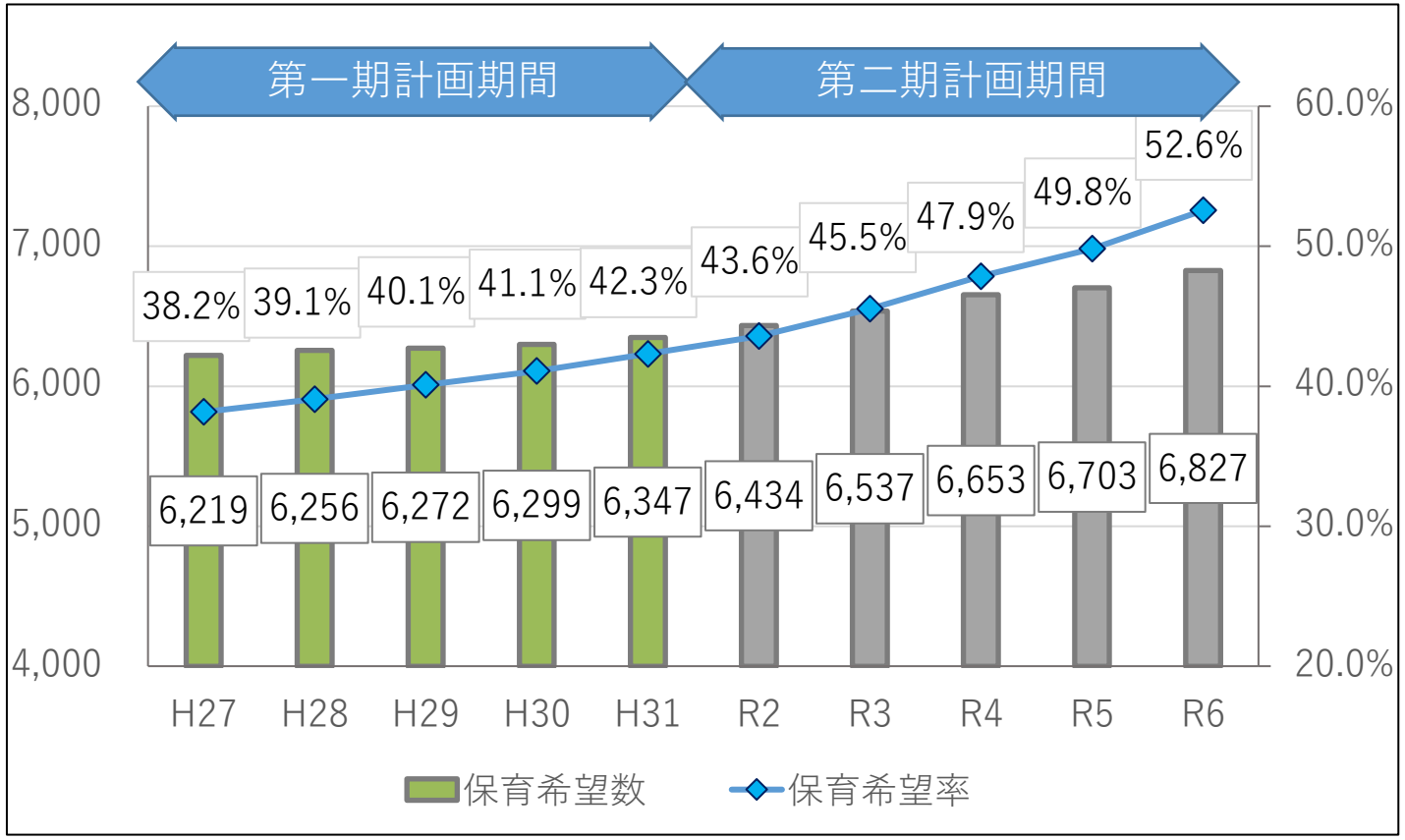

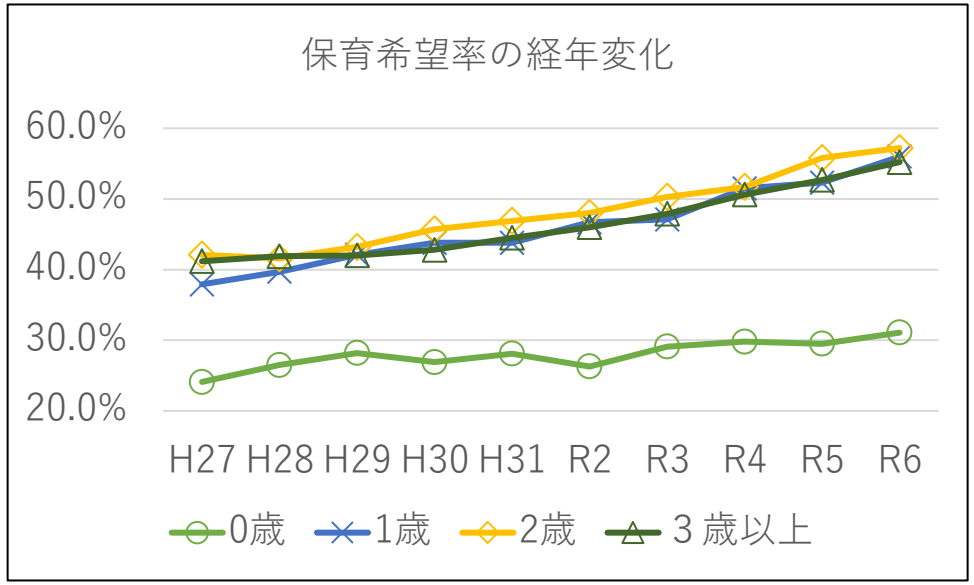

	H27	R2	R6
0歳	24.1%	26.3%	31.1%
1歳	37.9%	46.7%	56.0%
2歳	42.1%	48.0%	57.3%
3歳以上	41.2%	46.0%	55.6%

● 教育需要の動向について

- ◆ 少子化傾向及び保育ニーズの高まりと同調して、教育ニーズは減少傾向にある
- ◆ 第二期計画期間中において、教育ニーズは減少傾向が続いているが、預かり保育を活用して教育を希望するニーズと合わせると、一定の教育ニーズは存在しているものと見込まれる
- ◆ 第二期計画期間中（R2～R6）で、希望率が約8％、希望数が約950名減少している

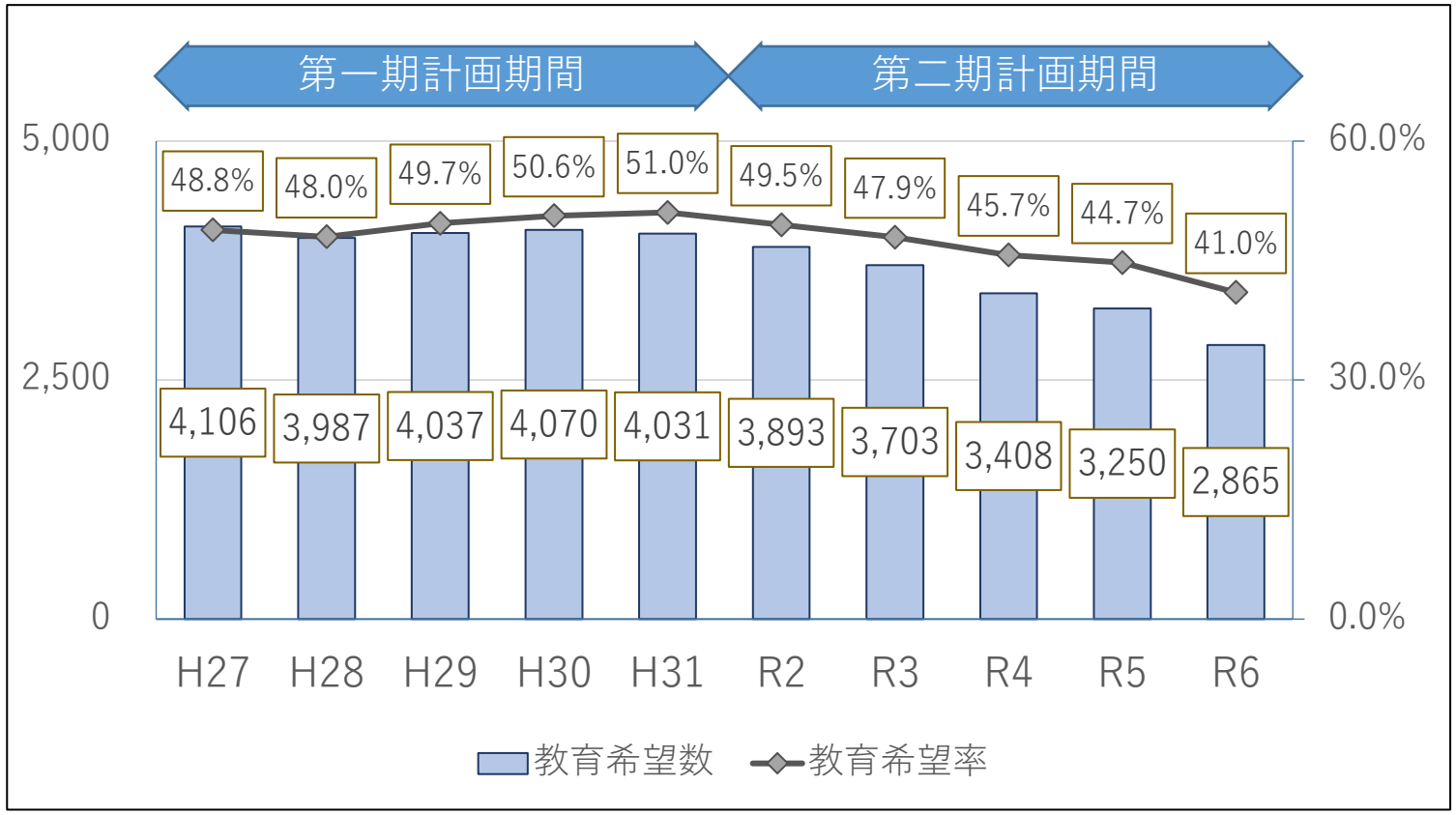

教育希望数は、教育希望が強く預かり保育を活用するニーズと合計数で表示している

● 第三期事業計画の教育・保育の量の見込みについて

○ニーズ調査から算出した量の見込み

二期計画

		R2	R3	R4	R5	R6
保育	0歳	565	587	608	563	556
	1歳	1,091	1,062	1,078	1,130	1,119
	2歳	1,159	1,188	1,193	1,185	1,267
	3歳以上	3,619	3,700	3,774	3,825	3,885
教育	教育希望が強い	442	452	436	450	460
	教育	3,451	3,251	2,972	2,800	2,405

		R2	R3	R4	R5	R6
保育	0歳	26.3%	29.1%	29.8%	29.5%	31.1%
	1歳	46.7%	47.1%	51.5%	52.3%	56.0%
	2歳	48.0%	50.3%	51.7%	55.8%	57.3%
	3歳以上	46.0%	47.9%	50.6%	52.7%	55.6%
教育	教育希望が強い	5.6%	5.8%	5.8%	6.2%	6.6%
	教育	43.9%	42.1%	39.8%	38.6%	34.4%

潜在的な保育ニーズはまだ上昇する可能性がある

三期計画

		R7	R8	R9	R10	R11
保育	0歳	692	677	664	652	642
	1歳	1,177	1,205	1,177	1,153	1,136
	2歳	1,293	1,215	1,243	1,215	1,192
	3歳以上	3,860	3,705	3,574	3,424	3,352
教育	教育希望が強い	253	243	235	226	220
	教育	1,888	1,811	1,750	1,678	1,641

		ニーズ量
保育	0歳	37.8%
	1歳	62.7%
	2歳	63.5%
	3歳以上	56.2%
教育	教育希望が強い	3.7%
	教育	27.5%

保育利用：10月1日時点
（入所児童+待機児童）委託児除く
教育利用：5月1日時点（入所児童数）

0歳児は、1年間の育児休暇を取得するニーズを踏まえた補正を加えた量を見込むものとする

・第二期計画期間の実績値の推移では、保育利用児数の増加傾向は続いており、今後もこの傾向が続くものと見込まれるが、需要のピークと人口減少を踏まえて提供体制を検討する必要がある。
・ニーズ調査結果と直近の実績数を比較すると、保育需要については大きな乖離は見られないと考えられるため、ニーズ調査結果と利用実績を合わせて量の見込みを検討する。
・教育希望の量の見込みについては、実績値と大きく乖離がみられるため、実績を踏まえて量の見込みを検討する。

● 第三期事業計画の教育・保育の量の見込みについて（2・3号認定）

◆ ニーズ調査では、各提供区域の在住者のニーズ量（割合）を統計的に算出しているため、提供区域を越えた利用を想定したニーズ割合は反映されていない

◆ 各提供区域在住者が区域を越えて施設を利用する割合を過去の利用実績から算出し、ニーズ調査結果をもとに各提供区域の希望率を求める

○ニーズ調査結果の年齢・区域別希望率（2・3号認定）

	中央	西部北	西部南	南	東	全域
0歳	41.2%	39.4%	34.1%	40.8%	27.2%	37.8%
1歳	68.6%	55.3%	62.5%	80.0%	42.9%	62.7%
2歳	64.9%	73.2%	59.1%	33.3%	77.8%	63.5%
3～5歳	51.5%	61.5%	54.4%	58.3%	66.8%	56.2%

在住区域以外の施設を利用するニーズを反映し、各希望率を算出

各項目の最大ニーズとして検討する

	中央	西部北	西部南	南	東	全域
0歳	45.9%	38.2%	32.9%	33.3%	24.0%	37.8%
1歳	77.5%	55.7%	59.0%	62.0%	36.4%	62.7%
2歳	71.2%	70.4%	57.3%	35.0%	66.7%	63.5%
3～5歳	60.4%	58.9%	52.9%	46.0%	58.5%	56.2%

● 第三期事業計画の教育・保育の量の見込みについて（2・3号認定）

○量の見込み算出の考え方について

- ◆ 就学前児童に対する過去の利用実績（待機児童を含む）の割合を算出し、平均の伸び率を加算して今後の希望率を算出
- ◆ ニーズ調査結果に、他区域の利用ニーズを反映した率をそれぞれの最大希望率と見込み、実績から推計した希望率と比較
- ◆ 第三期計画期間中に最大希望率に達する場合は、最大希望率に達する年度を最大として、それ以後の希望率を据え置く
- ◆ 希望率に就学前児童数の見込み数を乗じて量の見込みとする

0歳（3号）

	R2	R3	R4	R5	R6
中央	192	188	191	172	172
西部北	145	161	163	157	165
西部南	193	201	224	204	191
南	31	32	24	22	23
東	4	5	6	8	5
合計	565	587	608	563	556

	R7	R8	R9	R10	R11
中央	183	183	184	185	186
西部北	175	177	180	183	180
西部南	198	198	198	198	199
南	24	23	23	23	23
東	6	6	5	5	5
合計	586	587	590	594	593

1歳（3号）

R2	R3	R4	R5	R6
344	338	328	353	336
302	299	309	316	330
373	359	379	397	397
54	54	50	52	41
18	12	12	12	15
1091	1062	1078	1130	1119

R7	R8	R9	R10	R11
319	331	325	320	316
322	328	322	316	311
371	389	392	396	400
44	47	46	47	48
10	11	11	10	10
1066	1106	1096	1089	1085

2歳（3号）

R2	R3	R4	R5	R6
367	375	382	366	404
312	338	330	333	354
389	392	407	410	435
69	63	57	60	62
22	20	17	16	12
1159	1188	1193	1185	1267

R7	R8	R9	R10	R11
366	346	358	350	342
327	330	347	352	355
428	397	415	416	415
50	52	52	50	49
15	10	10	9	8
1186	1135	1182	1177	1169

3～5歳（2号）

R2	R3	R4	R5	R6
1167	1168	1163	1192	1224
968	1006	1043	1073	1082
1173	1213	1268	1269	1308
222	231	219	220	207
89	82	81	71	64
3619	3700	3774	3825	3885

R7	R8	R9	R10	R11
1182	1111	1070	1027	1010
1075	1040	1015	986	992
1341	1363	1340	1285	1241
209	186	178	167	168
57	55	50	49	45
3864	3755	3653	3514	3456

● 第三期事業計画の教育・保育の量の見込みについて（1号認定）

○量の見込み算出の考え方について

- ◆ 就学前児童に対する、過去の利用実績の割合を算出し、平均の伸び率を加算して今後の希望率を算出
- ◆ ニーズ調査結果では現状の実績と比較して乖離が大きいため、実績値のみを考慮した見込みを算出
- ◆ 教育希望が強い保育ニーズについては、幼稚園の預かり保育の利用実績を基に算出

3～5歳（1号）

	R2	R3	R4	R5	R6
中央	876	809	743	757	565
西部北	1075	1018	921	857	757
西部南	1387	1313	1205	1075	990
南	88	89	83	96	88
東	25	22	20	15	5
合計	3451	3251	2972	2800	2405

	R7	R8	R9	R10	R11
中央	542	506	484	462	451
西部北	750	724	705	684	686
西部南	955	914	860	796	741
南	95	91	92	92	97
東	4	4	3	3	2
合計	2346	2239	2144	2037	1977

3～5歳（2号認定教育希望）

	R2	R3	R4	R5	R6
中央	149	151	137	115	111
西部北	98	109	111	123	130
西部南	174	172	167	194	201
南	15	11	13	11	12
東	6	9	8	7	6
合計	442	452	436	450	460

	R7	R8	R9	R10	R11
中央	110	106	105	104	105
西部北	138	141	146	149	157
西部南	211	219	223	224	225
南	13	13	13	13	14
東	6	6	6	6	6
合計	478	485	493	496	507

● 第三期事業計画の教育・保育の量の見込みについて

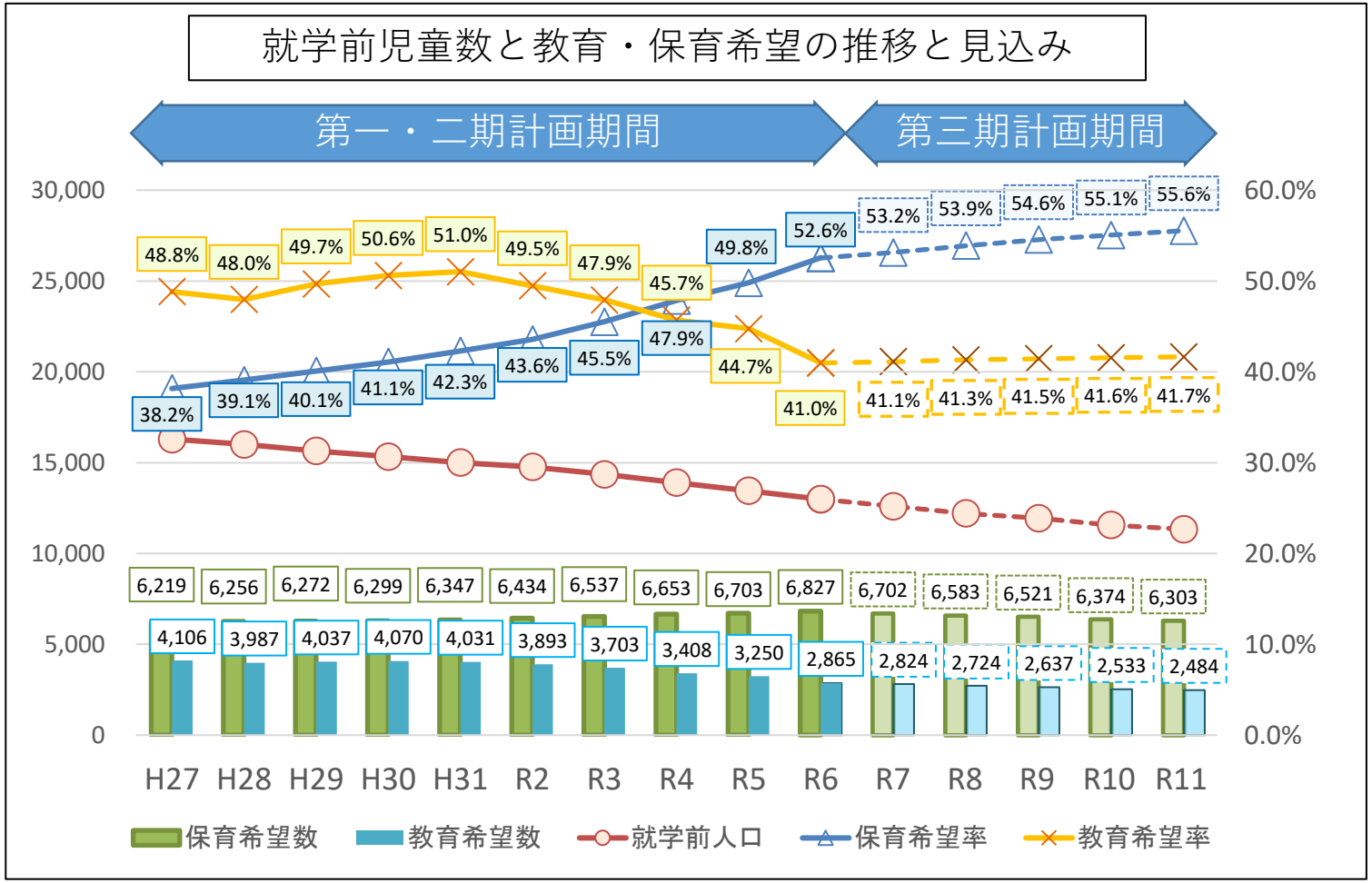

- 保育希望率は上昇傾向
- 就学前児童数の減少に伴い、保育希望数はピークを迎えつつある
- 保育希望者の地域偏在により、特に3号認定を中心に提供体制が不足する区域も存在
- 教育希望率は令和元年度をピークとして減少が続いている
- 実績及び現状を踏まえ、提供体制の検討を要するが、待機児童の完全解消には至っていない

- 今後は必要な年齢、場所に体制を整備することや、市立園の民間移管などの再編、定員年齢の調整なども含めて検討を進め、必要に応じて中間見直しも検討する

※　本計画による量の見込みは今後の人口推計を基に計算したものであり、需要の動向によって提供体制に不足が生じる場合などは必要に応じて新たな整備等を検討するなどの必要な措置を検討していくこととします。
また、需要の動向変化にも注視することで、必要に応じて中間見直しを行うなど、有効な方策を検討していくこととします。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

地域子ども・子育て支援事業　一覧

地域子ども・子育て支援事業（１）	利用者支援事業
地域子ども・子育て支援事業（２）	時間外保育事業
地域子ども・子育て支援事業（３）	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）
地域子ども・子育て支援事業（４）	子育て短期支援事業（ショートステイ）
地域子ども・子育て支援事業（５）	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
地域子ども・子育て支援事業（６）	養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
地域子ども・子育て支援事業（７）	地域子育て支援拠点事業（子育て広場）
地域子ども・子育て支援事業（８）	一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり） 一時預かり事業（保育所等の一時預かり）
地域子ども・子育て支援事業（９）	病児・病後保育事業
地域子ども・子育て支援事業（１０）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
地域子ども・子育て支援事業（１１）	妊娠健康診査事業
地域子ども・子育て支援事業（１２）	実費徴収に係る補足給付を行う事業
地域子ども・子育て支援事業（１３）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域子ども・子育て支援事業　一覧

地域子ども・子育て支援事業（１４）　子育て世帯訪問支援事業
地域子ども・子育て支援事業（１５）　児童育成支援拠点事業
地域子ども・子育て支援事業（１６）　親子関係形成支援事業
地域子ども・子育て支援事業（１７）　妊婦等包括相談支援事業
地域子ども・子育て支援事業（１８）　産後ケア事業
地域子ども・子育て支援事業（１９）　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

地域子ども・子育て支援事業　①利用者支援事業

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

（1）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（2）国の手引きに基づく量の見込み

子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な支援を受けられる、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

（3）実績値（単位：箇所数）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
基本型	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	3	13	2
特定型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2

地域子ども・子育て支援事業　①利用者支援事業

（４）量の見込みの考え方

利用者支援事業は地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態で構成しています。

【基本型】市役所に配置する子育てナビゲーターと、子育て支援センター16か所で配置する予定です。
【地域子育て相談機関】上記の子育て支援センターでの実施分を令和８年度から移行していく予定です。
【特定型】市役所に配置する保育コンシェルジュを継続実施していく予定です。
【こども家庭センター型】
母子保健と児童福祉の両面から包括的で継続的な支援を行うために、令和６年４月から開設しています。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：箇所数）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		19	19	19	19	19
確保方策		19	19	19	19	19
	基本型	17	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

（６）今後の方向性

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業　②時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において、認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

①アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出
算出方法
・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…０歳～就学前
・対象潜在家庭類型…Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｅ
・利用意向率
保育施設の定期的な利用を希望しており、かつ、現在利用している施設の利用終了希望時刻が「１８時以降」と記載している人の割合

地域子ども・子育て支援事業　②時間外保育事業

（３）実績値（単位：実人数）

	実績				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
中央	735	732	791	743	929
西部北	617	705	728	760	895
西部南	679	726	754	782	1041
南部	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-
合計	2,031	2,163	2,273	2,285	2,865

（４）量の見込みの考え方

・国の手引きに基づく量の令和11年度の見込みを着地点として、令和５年度年度実績から経年で増加するように合計数を按分し、各地域については、令和５年度提供区域別利用実績に基づいて按分

地域子ども・子育て支援事業　②時間外保育事業

（５）量の見込み及び確保方策（単位：人）

（単位：実人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
合計	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
中央	849	902	956	1,008	1,061
西部北	869	923	977	1,032	1,086
西部南	894	950	1,005	1,061	1,117
南部	－	－	－	－	－
東部	－	－	－	－	－

（６）今後の方向性

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、民間移管時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

【提供区域別：中学校区】
中央：春日、三笠、若草、飛鳥
西部北：登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東
西部南：伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三
南部：都南
東部：田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁

（２）国の手引きに基づく量の見込み

①アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出

<u>算出方法（ア）</u>

・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…5歳児
・対象潜在家庭類型…Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｅ
・利用意向率…低学年及び高学年で放課後の時間に過ごさせたい場所でバンビーホームと回答している割合

<u>算出方法（イ）</u>

・算出方法（ア）の対象潜在家庭類型にC‘、E’を加える

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（３）実績値（単位：登録者数）　各年度5月１日時点での登録者数

		実績				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
全学年	合計	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
	中央	537	981	1,014	1,079	1,169
	西部北	495	904	1032	1,146	1,268
	西部南	820	1360	1414	1460	1646
	南部	104	181	166	184	201
	東部	40	148	123	111	107

東部を除く提供区域で増加傾向

【提供区域別：中学校区】
中央：春日、三笠、若草、飛鳥
西部北：登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東
西部南：伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三
南部：都南
東部：田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（４）量の見込みの考え方

＜１年生の量の見込み＞

令和11年度：市全域の利用見込みを市全体のアンケート調査に基づいて算出。

（利用者数の増加を見込むため、家庭類型C‘,E’を追加したうえで、5歳児がいる家庭の利用意向率を使用）

＜２年生～６年生の量の見込み＞

令和11年度：左記の令和６年度の各学年毎の継続率から算出。

	継続率（全域平均）
１年生⇒２年生	94.3%
２年生⇒３年生	88.3%
３年生⇒４年生	83.2%
４年生⇒５年生	63.8%
５年生⇒６年生	58.0%

※地域別の継続率を使用すると地域別の登録者数の差が大きくなるため、全域の学年別継続率を使用。

※学年が上がるほど利用の減少傾向があることを考慮（放課後児童健全育成事業の参酌標準）

＜令和７～10年度の量の見込み＞

上記の令和11年度の量の見込みを固定し、令和６年の実績値から一定の割合で増加するように算出し、各年度の市全域の量の見込みを算出。

＜地区別・学年別の量の見込み＞

上記の市全体の量の見込みを、令和６年度の地区別・学年別の実績に基づいて按分し、その総計を、改めて量の見込みとする。

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（５）量の見込み及び確保方策

提供区域別に算出

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
合計	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
中央	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
西部北	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
西部南	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
南部	206	211	217	221	226
東部	111	113	117	120	129

【提供区域別：中学校区】
中央：春日、三笠、若草、飛鳥
西部北：登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東
西部南：伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三
南部：都南
東部：田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（５）量の見込み及び確保方策

中央	計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
1年生	380	367	344	361	346
2年生	269	311	313	293	316
3年生	249	251	301	302	291
4年生	166	153	160	192	198
5年生	94	96	92	96	118
6年生	39	48	51	49	53

西部北	計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
1年生	382	369	346	363	348
2年生	319	369	370	347	374
3年生	257	259	310	312	300
4年生	185	170	178	214	220
5年生	110	112	107	112	138
6年生	45	55	58	56	60

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（５）量の見込み及び確保方策

西部南	計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
1年生	515	498	467	490	468
2年生	406	469	471	442	475
3年生	303	305	366	367	353
4年生	270	248	259	310	320
5年生	140	143	136	142	175
6年生	57	71	74	71	76

南部	計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	206	211	217	221	226
1年生	69	67	63	66	63
2年生	49	56	56	53	57
3年生	41	41	49	49	48
4年生	26	24	25	30	31
5年生	11	11	11	11	14
6年生	10	12	13	12	13

地域子ども・子育て支援事業　③放課後児童健全育成事業

（５）量の見込み及び確保方策

東部		計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み及び確保方策	111	113	117	120	129
	1年生	17	16	15	16	16
	2年生	18	21	21	19	21
	3年生	16	16	20	20	19
	4年生	22	20	21	25	26
	5年生	27	27	26	27	33
	6年生	11	13	14	13	14

（６）今後の方向性

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略 「加速化プラン」の趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応すると共に、以下の取り組みを推進します。

・全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「校内交流型」を実施しておりますが、これを継続します。
・小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
・バンビーホームの担当を引き続き教育委員会が所管することにより、連携が取りやすくなるよう情報共有を行います。
・特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
・利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
・市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
・市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

地域子ども・子育て支援事業　④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

・対象年齢…０歳～５歳（事業自体は１８歳未満まで対象）
・対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
・利用意向（利用意向率×利用意向日数）
　利用意向率：保護者が泊りがけで子どもを家族以外の人にみてもらわなければならなかった場合の対処として、「ショートステイを利用」「子どもだけで留守番」と希望した人の割合
　利用意向日数：利用意向があった人の平均利用日数

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
実績	122	116	324	223	300
確保方策	300	300	300	300	300

地域子ども・子育て支援事業　④子育て短期支援事業（ショートステイ）

（４）量の見込みの考え方

国の手引きに基づくと乖離が発生するため過去実績から算出
・過年度の実績値のうち、令和２～４年度は感染症の影響による増減が見られ、令和5年度の実績値が現状値を示していると考えられます。一方で、令和６年度の制度改正に伴って利用上限日数が撤廃され、すでに一定数の増加が見込まれていることから、令和５年度の実績値200＋αとして、各年度300人日を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	300	300	300	300	300

（６）今後の方向性

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて奈良市要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業　⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

（３）実績値（単位：面接件数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
実績	2,025	2,046	1,912	1,807	2,034
確保方策	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034

地域子ども・子育て支援事業　⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

（４）量の見込みの考え方

生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問する事を目標としますので、各年度の０歳児の人口推計を、量の見込みとして想定します。

対象者：各年度の０歳児

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳人口推計	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

（５）量の見込み及び確保方策（単位：面接件数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

（６）今後の方向性

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指します。

地域子ども・子育て支援事業　⑥－１　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する専門的な相談、助言などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童　及び特定妊婦　並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

（３）実績値（単位：世帯数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
実績	101	97	93	122	75
確保方策	75	75	75	75	75

地域子ども・子育て支援事業　⑥－１　養育支援訪問事業

（４）量の見込みの考え方

過去の実績に基づき量の見込みを勘案しますが、次期計画以降は、育児・家事援助が、別事業となる「子育て世帯訪問支援事業」に移行となるため、当該実績分を除外した実績をベースとします。

育児・家事援助を除く実績値（単位：世帯数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
実績	92	63	40	57	74

・コロナ禍の令和２年度の実績値が大きくなっていますが、直近５ヵ年の平均値は65となっています。今後は、人口推計の推移に基づき、対象世帯数が減少に転じることも想定されますが、十分な対応を行っていく必要があることから、現時点での実績相当量と同様の量を見込み、各年度75世帯を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：世帯数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	75	75	75	75	75

（６）今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する専門的な相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。

地域子ども・子育て支援事業　⑥－2　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

（1）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（2）国の手引きに基づく量の見込み

国からの算定方法は示されていません。

（3）現在の状況

奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図っています。

（4）量の見込み及び確保方策

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」の設定は行わず、適切に実施していきます。

（5）今後の方向性

奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

地域子ども・子育て支援事業　⑦地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出

・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…０歳～２歳
・対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
・利用意向（割合×日数）
　割合：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」と回答した人の割合
　日数：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」、「今後利用日数を増やしたい」と回答した人の年間平均利用回数

地域子ども・子育て支援事業　⑦地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
合計	81,526	73,702	93,774	117,417	176,303
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	53,902
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	73,778
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	28,454
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	13,358
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	6,811

地域子ども・子育て支援事業　⑦地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

（４）量の見込みの考え方

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出方法に基づくと、令和7年度見込みが令和6年度実績の約1.5倍となり、大きく乖離するため、次の補正を反映しました。

・令和11年度の市全体の利用見込みをアンケート調査に基づいて算出した後、令和５年度実績のエリアごとの構成比率を用いて按分し、各エリアの量の見込みを算出

	令和11年度	令和５年度比率
合計	168,920	100.0%
中央	46,604	27.6%
西部北	52,043	30.8%
西部南	55,666	33.0%
南部	9,855	5.8%
東部	4,752	2.8%

・徐々に潜在的な需要が顕在化していくことを想定し、令和６年度の見込みから令和11年度にかけて増加量が均一化されるように按分して令和７～10年度の市全体の量の見込みを算出し、それぞれに令和５年度実績のエリアごとの構成比率を用いて按分し、各エリアの量の見込みを算出

地域子ども・子育て支援事業　⑦地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

（５）量の見込み及び確保方策（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
合計	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
中央	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604
西部北	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043
西部南	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666
南部	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855
東部	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752

（６）今後の方向性

引き続き、地域の子育て拠点として地域に開かれた運営を行うとともに、子育て親子の交流、子育てについての講座の実施、相談・助言をとおして子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
※本市では認定こども園でも在園児を対象とした一時預かりを実施しています。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出

①１号認定
・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…３歳～就学前
・対象潜在家庭類型…Ｃ'＋Ｄ＋Ｅ'＋Ｆ
・利用意向（割合×日数）
割合：「利用意向①（１号認定）のうち、一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の割合」と
「現在幼稚園を利用かつ、一時預かり事業等を利用していると回答した人の割合」を掛け合わせたもの
日数：一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の平均利用日数

②２号認定
・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…３歳～就学前
・対象潜在家庭類型…Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｅ
・利用意向（割合×日数）
割合：利用意向の割合は１００％
（２号認定：就労家庭）が幼稚園を利用する＝必ず預かり保育を利用すると想定されるため）
日数：２号認定のうち幼稚園利用を希望すると回答した人の就労日数

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
合計	96,725	106,832	105,132	115,170	136,286
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	49,158
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	34,153
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	50,152
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,362
東部	709	1,823	1,485	1,301	1,461

感染症の影響が解消され、コロナ禍前の状況にほぼ回復している。（令和元年度　115,843）

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

（４）量の見込みの考え方

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出方法に基づくと、令和7年度見込みが令和5年度実績の約0.8倍と、実績値から大きく減少し、また、各エリアごとの割合も大きく異なるため、次の補正を反映しました。

・感染症影響を回避するため、令和元年度と令和５年度の実績値から４ヵ年の推移から、１ヵ年あたりの変化率を算出し、令和11年度までの全体数を算出

・各年度の全体量に対して、令和５年度実績のエリアごとの構成比率を用いて按分し、各エリアの量の見込みを算出

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

（５）量の見込み及び確保方策（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
合計	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
中央	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
西部北	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
西部南	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
南部	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
東部	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290

（６）今後の方向性

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園および認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出
・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…０歳～５歳
・対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
・利用意向（割合×日数）
　割合：一時預かり事業等を利用する必要があると回答している人の割合
　日数：上記回答者の利用希望日数

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
合計	7,758	8,244	10,363	12,365	12,380
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	4,684
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	3,374
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,311
南部	―	―	―	―	―
東部	39	11	11	35	11

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

（４）量の見込みの考え方

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出方法に基づくと、令和7年度見込みが令和5年度実績の約11倍となり、大きく乖離するため、過去実績から算出。

算出手順１

①保育所の見込み
現行計画分では、直近5年間の平均値を固定値としていたが、感染症の影響による変動が推定されるため、令和5年度の実績値を用いて算出。新園については、過去の各園の定員当たり利用回数を基に推計。

②地域子育て支援拠点及びつどいの広場の見込み
過年度の実績値をみると感染症の影響を大きく受けているため、その影響を回避するため、令和元年度と令和５年度の実績値の４ヵ年の推移を増加率として用いて、市全域の量の見込みを算出し、令和５年度の利用率実績から提供区域別の量の見込みを推計。

算出手順２

①および②を提供区域毎に合算する。

地域子ども・子育て支援事業　⑧一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

（５）量の見込み及び確保方策（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
合計	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
中央	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
西部北	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
西部南	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
南部	－	－	－	－	－
東部	40	43	45	48	51

（６）今後の方向性

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な環境の確保を継続的に図ります。

地域子ども・子育て支援事業　⑨病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出
・対象年齢…０歳～就学前
・対象潜在家庭類型…Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｅ
・利用意向（割合×日数）
割合：「父親または母親が休んだ」人のうち、「できれば当該事業を利用したかった」と回答した人の割合と「病児・病後児保育」「ファミリー・サポート・センター」「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合
日数：回答に記載された日数合計を、上記項目のいずれかに回答した人数の合計で割った日数（平均利用希望日数）

（３）実績値（人日：年間延べ利用者数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
	450	1,015	1,220	1,552	1,824

地域子ども・子育て支援事業　⑨病児・病後児保育事業

（４）量の見込みの考え方

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出方法に基づくと、令和7年度見込みが令和5年度実績の約18倍と、実績値から大きく乖離するため、過去実績から算出。

・感染症影響を回避するため、令和元年度と令和５年度の実績値から４ヵ年の推移から、１ヵ年あたりの変化率を算出するとともに、当該事業のサービス拡充を検討及び実施を図る予定であることから、これまで以上のニーズ増加を想定した補正を行い、量の見込みを推計しました。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

（６）今後の方向性

引き続き病児保育施設３箇及び病後児保育施設２箇所の稼働率を向上させることと共に、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

地域子ども・子育て支援事業　⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

（１）提供区域

提供区域別に量の見込みを設定します。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

アンケート調査結果に基づく量の見込みの算出

・見込み＝推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
・対象年齢…５歳児
・対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
・利用意向（割合×日数）
　割合：放課後の時間に過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」と回答している割合
　日数：上記回答に記載された利用日数の平均×５２週

※（留意事項）各市町村の判断で就学児に対する調査を行っている場合は、その調査結果を利用することも可能。

（３）実績値（人日：年間延べ利用者数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	6,435
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	2,638
合計	4,300	4,812	5,499	4,384	9,073

地域子ども・子育て支援事業　⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（４）量の見込みの考え方

国の手引きに基づいて量の見込みを算出すると実績と大きく乖離するため、過去実績から算出。

■過去の実績値からの推計方法

①令和５年度までの５ヶ年の会員数（依頼・両方）の増加率から、各年度の会員数を推計したうえで、同５ヶ年の同会員の１人当たりの利用回数の平均値を掛け合わせることで、各年度の総利用者数を推計します。

②各年度の総利用者数を、令和５年度までの５ヶ年の就学前・就学後の割合実績の平均値で按分し、それぞれの量の見込みを推計します。

（５）量の見込み及び確保方策（人日：年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
合計	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453

（６）今後の方向性

引き続き、依頼会員のニーズに応じた支援を提供できるよう、援助会員の登録者数増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知を行い、援助（マッチング）につながる環境づくりに取り組みます。

地域子ども・子育て支援事業　⑪妊娠健康診査事業

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び他事の健康の保持・増進を図ります。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

母子保健法第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

※母子保健法第十三条
前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

（３）実績値（単位：健診回数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画値）
合計	25,492	25,480	23,837	22,061	28,700

地域子ども・子育て支援事業　⑪妊娠健康診査事業

（４）量の見込みの考え方

国の手引きに基づき以下のとおり計算する。
・妊娠の届出件数：各年度の0歳人口の推計値で勘案
・厚生労働大臣が定める望ましい基準：妊婦一人につき１４回程度

（５）量の見込み及び確保方策（単位：健診回数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758

（６）今後の方向性

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦１名当たり１４回の健診を想定し事業を継続して実施します。

地域子ども・子育て支援事業　⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

（１）事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用、および日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

（２）今後の方向性

本事業は各施設事業者 が実費徴収 している給食費及び教材費・行事費等について、低所得世帯の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものですが、幼児教育・保育の無償化に伴って特定教育・保育施設等については年収３６０万未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、低所得世帯の負担軽減について必要に応じて検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業　⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で行う下記の事業です。
（ア）私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。
（イ）小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

国からの算定方法は示されていません。

（３）実績値

（ア）認定こども園特別支援教育・保育経費（単位：対象児童数（人月））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実績	―	72	33	125

※1「子ども・子育て支援交付金」実績値より延べ利用数を記入しています。

※2 令和3年度から事業実施

（イ）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（単位：対象幼児数（人月））

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実績	―	137	111	125

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者に月額20,000円を限度に給付しています。

地域子ども・子育て支援事業　⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（４）量の見込み及び確保方策

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

一方で、実施状況については、毎年度の実績数値を報告予定とします。

（５）今後の方向性

（ア）特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、受入体制の充実を図ります。

（イ）地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

地域子ども・子育て支援事業　⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然防止するための事業です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案して、以下の算出方法により算出すること。

$$\text{量の見込み（人日）} = \text{推計児童数（人）} \times \frac{\text{対象世帯数（世帯）}}{\text{全児童数（人）}} \times \text{平均利用日数（日）}$$

※児童数：０～17歳の児童人口

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和６年度（見込み）
実績	3,060

対象世帯数（世帯）×　平均利用日数（日）

地域子ども・子育て支援事業　⑭子育て世帯訪問支援事業

（４）量の見込みの考え方

国の算出方式に基づくと、人口推計の減少見込みに応じて、年度ごとに量の見込みが減少していくことなります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,010	2,952	2,904	2,846	2,789

子育て世帯訪問支援事業については、
・対象となる世帯等の増減が、人口推計の推移に準じるとは限らず、十分な対応を行っていく必要があることから、現時点での実績相当量と同様の量を見込み、各年度3,060人日を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060

（６）今後の方向性

家事・育児支援を求めている世帯のニーズ量に対応可能な確保を継続的に目指します。

地域子ども・子育て支援事業　⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を実施することで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案して、以下の算出方法により算出すること。

$$\text{量の見込み（人）} = \text{推計児童数（人）} \times \frac{\text{対象児童数（人）}}{\text{6歳以上の児童数（人）}}$$

※推計児童数：6～17歳の児童人口

（３）想定される対象児童数（単位：実人数（人））

	令和６年度（見込み）
実績	20

要保護児童対策地域協議会の把握する要支援及び要保護の対象となる児童数及び不登校に係る情報を勘案して、想定児童数を設定

地域子ども・子育て支援事業　⑮児童育成支援拠点事業

（４）量の見込みの考え方

国の算出方式に基づくと、人口推計の減少見込みに応じて、年度ごとに量の見込みが減少していくことなります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	19	19	19	19

児童育成支援拠点事業については、
・対象となる児童の増減が、人口推計の推移に準じるとは限らず、十分な対応を行っていく必要があることから、現時点での想定児童数と同様の量を見込み、各年度20人を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	―	20	20	20	20

（６）今後の方向性

対象となる児童が適切に支援につながることができるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童にとって安心して過ごすことができる場所を提供できるよう包括的な支援体制の構築を行います。

地域子ども・子育て支援事業　⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に相談し、情報交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案して、以下の算出方法により算出すること。

$$\text{量の見込み（人）} = \text{推計児童数（人）} \times \frac{\text{対象世帯数（世帯）}}{\text{全児童数（人）}}$$

※児童数：０～17歳の児童人口

（３）実績値（単位：年間延べ利用者数（人））

	令和６年度（見込み）
実績	16

地域子ども・子育て支援事業　⑯親子関係形成支援事業

（４）量の見込みの考え方

国の算出方式に基づくと、人口推計の減少見込みに応じて、年度ごとに量の見込みが減少していくことなります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	15	15	15	15

親子関係形成支援事業については、
・対象となる世帯等の増減が、人口推計の推移に準じるとは限らず、十分な対応を行っていく必要があることから、現時点での実績相当量と同様の量を見込み、各年度16人を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	16	16	16	16	16

（６）今後の方向性

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、親子間における適切な関係性の構築を図るために、事業を継続して実施します。

地域子ども・子育て支援事業　⑰妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

・経済的支援（妊婦給付認定時と妊娠しているこどもの人数等の届出時の計10万円相当の妊婦のための支援給付）

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

各年度の妊娠届出数等から対象者数を算定して、以下の算出方法により算出すること。

量の見込み（人回）＝　対象者数（人）　×　３回（最低限の面談回数）

（３）現状の想定値（単位：年間延べ利用数（人回））

5,370（人回）　＝　1,790（人）　×　3（回）

（※令和５年度　妊娠届出数　1,790件）

地域子ども・子育て支援事業　⑰妊婦等包括相談支援事業

（４）量の見込みの考え方

直近の妊娠届出数の伸び率（R4→R5：93.8%）を勘案すると、対象となる人数（妊娠届出者の推計数）が年度ごとに減少するため、比例して量の見込みが減少していくことになります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人回））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661

（６）今後の方向性

これまでの「出産・子育て応援交付金事業」が令和７年度より本事業に移行します。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

地域子ども・子育て支援事業　⑱産後ケア事業

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。産後ケアを必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

妊娠届出数や出生数などをもとに、産婦数を推計すること。

$$\text{量の見込み（人日）} = \text{推計産婦数（人）} \times \frac{\text{利用見込み産婦数（人）}}{\text{全産婦数（人）}} \times \text{平均利用日数（日）}$$

（３）現状の想定値（単位：年間延べ利用数（人回））

$$800\text{（人日）} = 1{,}790\text{（人）}^{※1} \times \frac{200\text{（人）}^{※3}}{1{,}790\text{（人）}} \times 4\text{（日）}^{※2}$$

※１　令和５年度　妊娠届出数　1,790件
※２　令和５年度　平均利用日数　3.4日≒約４日
※３　平均利用率　約10％（国調査による支援必要割合）
1,790×10%≒200
（参考値：令和５年度　奈良市利用率約６％）

地域子ども・子育て支援事業　⑱産後ケア事業

（４）量の見込みの考え方

直近の妊娠届出数の伸び率（R4→R5：93.8%）を勘案すると、年度ごとに量の見込みが減少していくことになります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	704	661	620	581	545

産後ケア事業については、
・対象となる利用見込み産婦数の増減が、直近値の推移に準じるとは限らず、またメンタルヘルスの対応が必要な支援対象者が増減する可能性もあることから、現時点での実績相当量と同等の量を見込み、各年度800人回を想定します。

（５）量の見込み及び確保方策（単位：年間延べ利用者数（人日））

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 及び確保方策	800	800	800	800	800

（６）今後の方向性

令和6年度から訪問型を開始するなど、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、支援が必要とする全ての方が利用できるよう、委託先の確保を継続的に図ります。

地域子ども・子育て支援事業　⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的として、定期的な教育・保育の利用をしていない主に０歳児～２歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる子どもを保育所等に預けられる新たな通園給付です。

（１）提供区域

全市域を一つの提供区域とします。

（２）国の手引きに基づく量の見込み

【必要受入れ時間数】

未就園児数（ ０歳６か月から満３歳未満）×　月一定時間（10時間と仮定）

【必要定員数】

必要受入れ時間数　÷　定員一人１月当たりの受入可能時間数（176時間（８時間×22日））

上記の他、利用割合※を乗じるなど、市町村独自で算出することも可能とされています。
また、当該制度が試行実施の期間中であることから、量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間見直し等によるタイミングで設定することも差し支えないとされています。

※定期的な教育・保育を利用していない人（空きがない・時間条件が合わない人除く）の利用希望率　約51％
（令和５年度奈良市子育てに関するニーズ調査）

地域子ども・子育て支援事業　⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（３）本市の試行実施の状況（高円こども園）

【受入れ時間数】

令和６年度：５人×５時間×９日×　9か月＝2,025時間
令和７年度：５人×５時間×９日×12か月＝2,700時間

【定員数】

令和６年度：　2,025時間÷176時間≒12人
令和７年度：　2,700時間÷176時間≒15人

（４）量の見込みの考え方

「推計児童数」と「教育・保育の量の見込み」から対象となる未就園児数を算出し、さらに利用希望率を勘案して、量の見込みを算出すると以下のとおりとなります。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
必要 受入時間数	０歳	3,160	3,060	2,960	2,890	2,810
	１歳	4,120	4,140	3,970	3,780	3,690
	２歳	4,340	3,970	3,950	3,750	3,590
	計	11,620	11,170	10,880	10,420	10,090
必要 定員数	０歳	18	18	17	17	16
	１歳	24	24	23	22	21
	２歳	25	23	23	22	21
	計	67	65	63	61	58

地域子ども・子育て支援事業　⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（５）量の見込み及び確保方策

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
合計	量の見込み(Ａ)	67	65	63	61	58
	確保方策(Ｂ)	15	15	15	15	15
	差引(Ｂ)-(Ａ)	▲52	▲50	▲48	▲46	▲43

（６）今後の方向性

定期的な集団生活の経験により、子どもが家族以外の大人や子どもと関わる機会となるとともに、保護者の不安や負担感の軽減につなげるよう、制度の周知や体制の整備に努めます。
なお、保育所等においては、３歳以上児と比較して、０歳、１歳の空きは多くないことや、新たな役割と責任が加わるため、試行実施事業の検証結果など、制度導入に向けた国や県の動向を注視しながら、今後の受入体制や園現場での実施体制を含めて慎重に検討していきます。

第三期
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）

（素案）

目　次

第１章　計画の策定にあたって..... 1

１　計画策定の趣旨..... 1
２　計画の位置付け..... 2
３　計画の対象者..... 3
４　計画期間..... 3
５　計画の策定体制..... 3

第２章　奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況..... 5

１　奈良市の現状..... 5
２　アンケートからみる奈良市の現状..... 23
３　第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績..... 38

第３章　計画の基本理念・基本方針..... 41

１　計画の基本理念..... 41
２　計画の基本方針..... 42
３　計画の体系..... 44

第４章　奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組..... 45

基本方針１　「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり..... 45
基本方針２　切れ目ない育ちを支えるまちづくり..... 53
基本方針３　様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり..... 60
基本方針４　地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり..... 66

第５章　教育・保育の量の見込みと確保方策..... 73

１　教育・保育提供区域の設定..... 73
２　人口の見込み..... 81
３　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 82
４　地域子ども・子育て支援事業..... 92
５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... 120

第６章　計画の推進..... 121

１　計画の推進体制..... 121
２　計画内容の周知..... 121
３　計画の進捗管理..... 122

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国の子どもを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族の進行、地域社会の結びつきの希薄化、女性の社会進出や世帯の在り方などの価値観の多様化などによって、大きく変化しています。

また、スマートフォンやＳＮＳの普及によるネットトラブルといった新たな問題、自殺や虐待などの生命に関わる問題、そして、子どもの貧困など、子どもや子育て世帯に関わる多岐にわたる問題が顕在化しています。

国においては、内閣府や厚生労働省などに分散されていた子どもや子育て世帯に関わる施策を総合的に担うため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足しました。同時に、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている状況等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和５年 12 月には、「こども基本法」の理念にのっとり、子どもに関する基本的な方針や重要事項を定め、子ども施策を総合的に推進するため、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の三大綱を一元化し、「こども大綱」として策定されました。

また、「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県のこども計画を勘案してこども計画を策定することを努力義務として課せられました。

本市においては、令和２年度より「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、子どもと子育て世帯を対象とした施策に取り組んできましたが、令和５年度に市内の子育て家庭を対象として実施したニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」に対する評価は、上昇したものの、少子化傾向に歯止めがかからない状況にあります。

このような状況を踏まえ、「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の計画期間が終了することにともない、本計画については、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」を内包した、子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として「こども計画」を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、奈良市の子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として、下記の計画を一体的に策定し、関連する施策を体系的に記載しています。

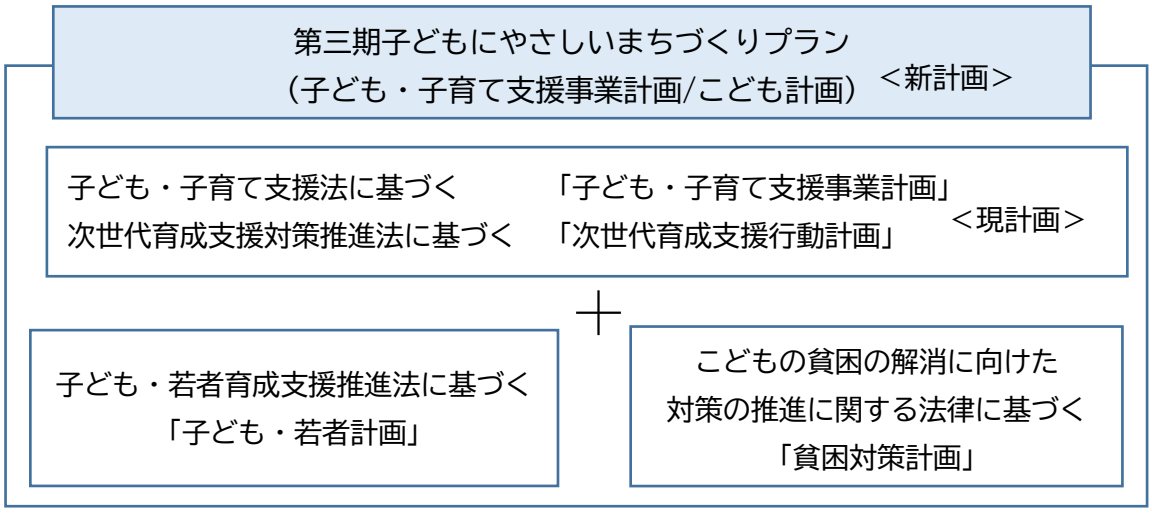

本市の他計画との関係

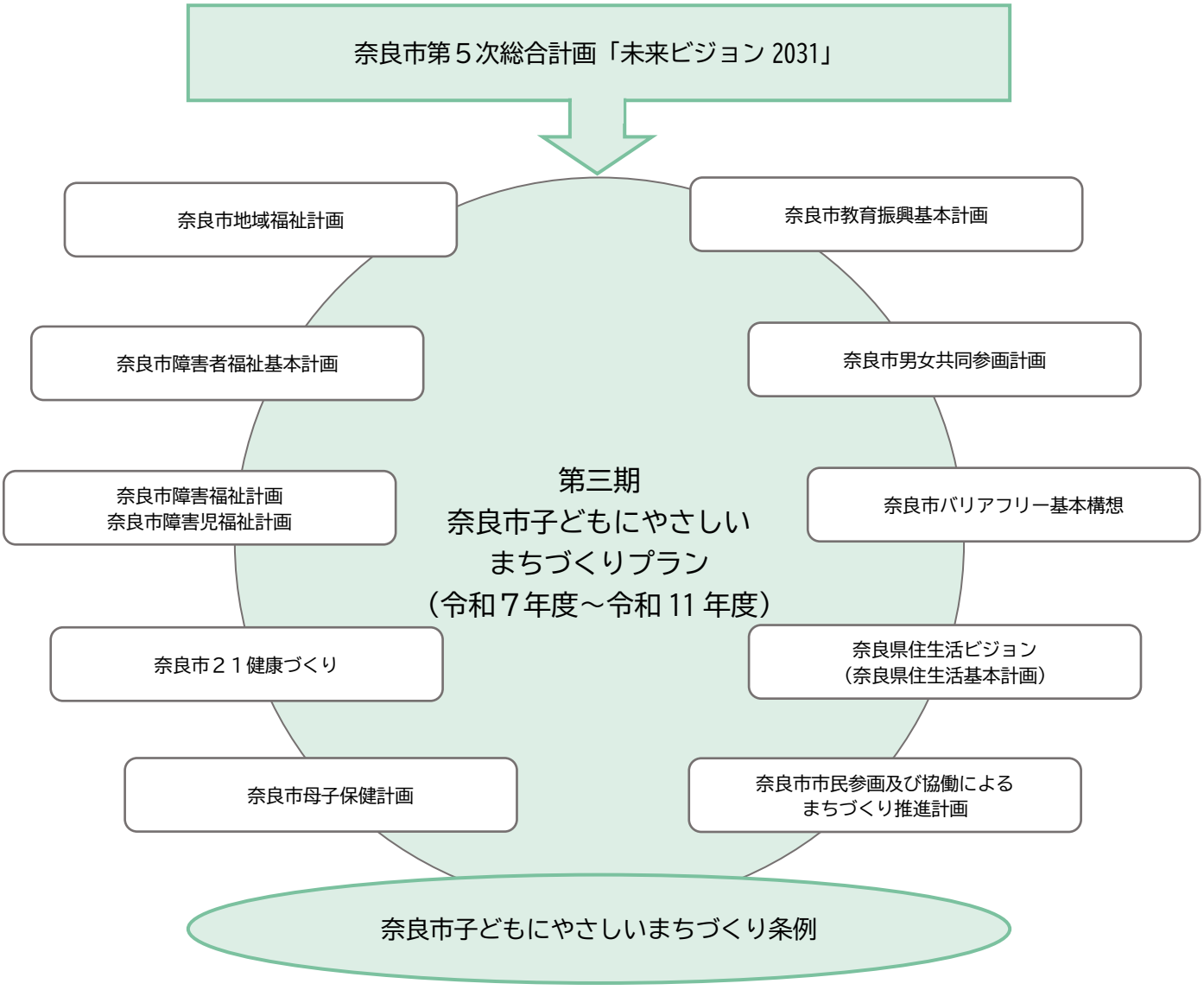

3　計画の対象者

本計画の施策の対象は、以下のとおりとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

4　計画期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

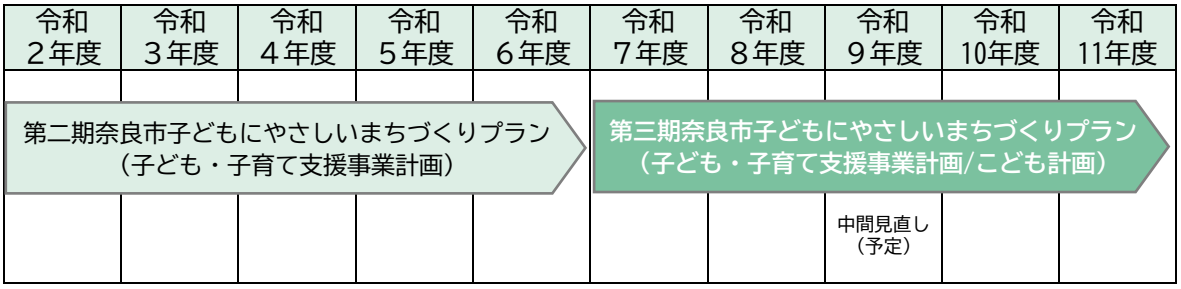

5　計画の策定体制

（１）子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

（２）奈良市子ども会議参加者等からの意見聴取

本計画の策定にあたり、子ども・若者の当事者の考えや意見を聞き、計画策定を進める上での参考資料とするために、「子どもにやさしいまち」をテーマとして、奈良市子ども会議を開催し、分野横断的に幅広い意見を聴取しました。

（３）奈良市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について協議しました。

（４）パブリックコメントの実施

子ども用の計画を別途作成のうえ、令和６年12月10日～令和７年１月９日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

１　奈良市の現状

（１）人口の状況

①　年齢３区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和６年で348,285人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢３区分別人口の推移

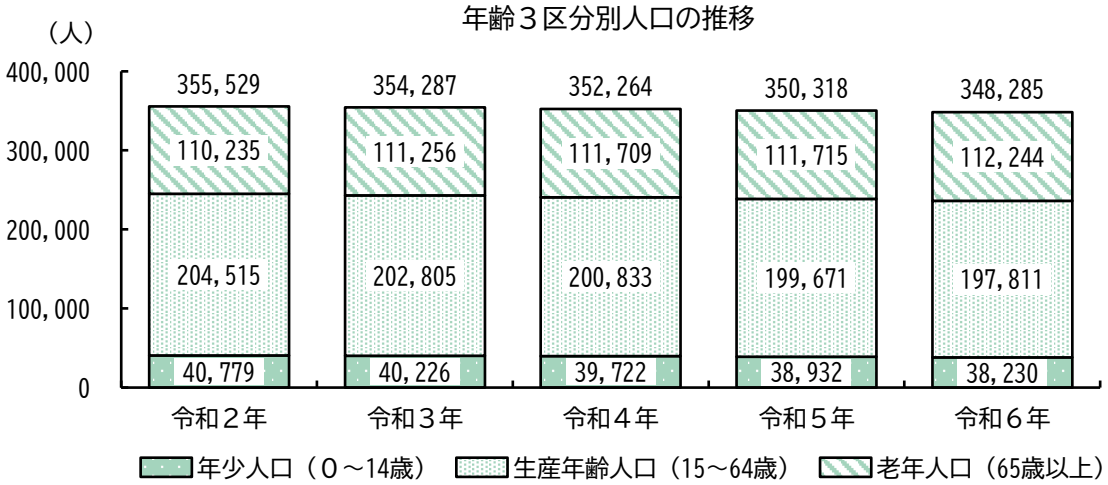

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

②　子ども人口の推移（年齢別児童数の推移）

本市の０～５歳の子ども人口は令和２年から令和６年までの期間で1,777人減少しており、令和６年４月現在で12,989人となっています。

また、６～11歳の子ども人口は令和２年から令和６年までの期間で561人減少しており、令和６年４月現在で16,421人となっています。

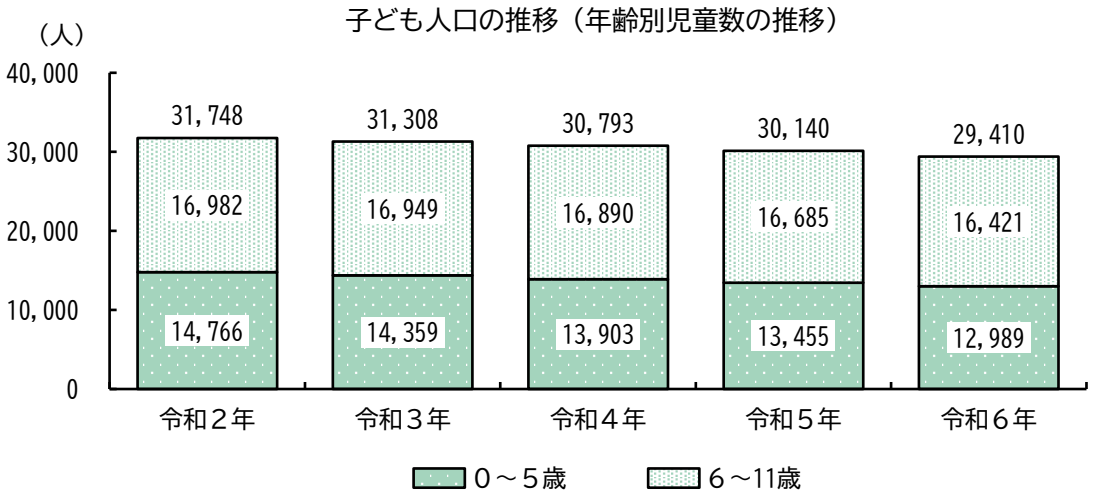

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

（２）世帯の状況

①　一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和２年で93,428世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。

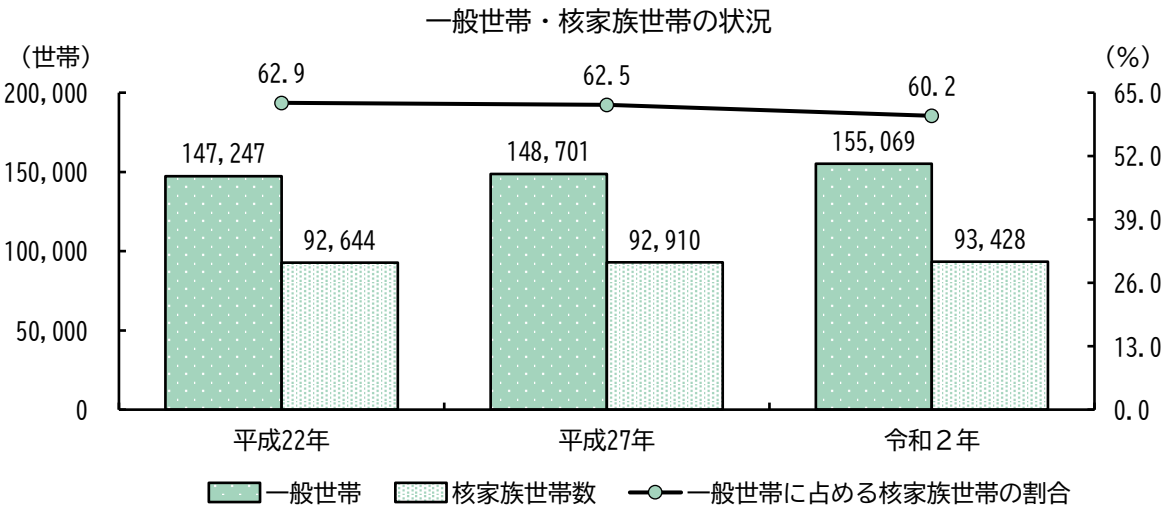

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

②　18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で29,287世帯となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。

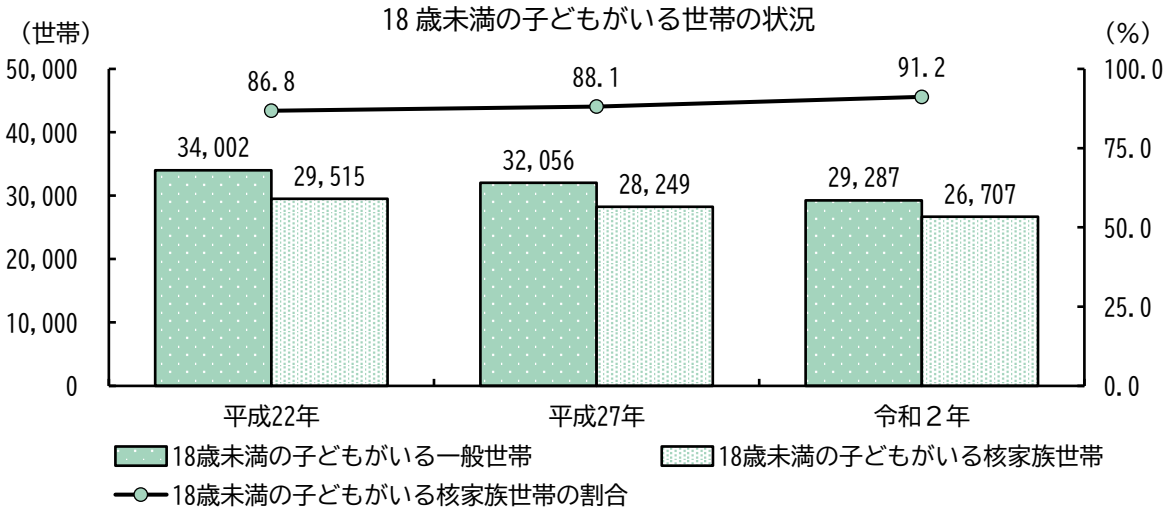

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

③　６歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の６歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で10,964世帯となっています。６歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。

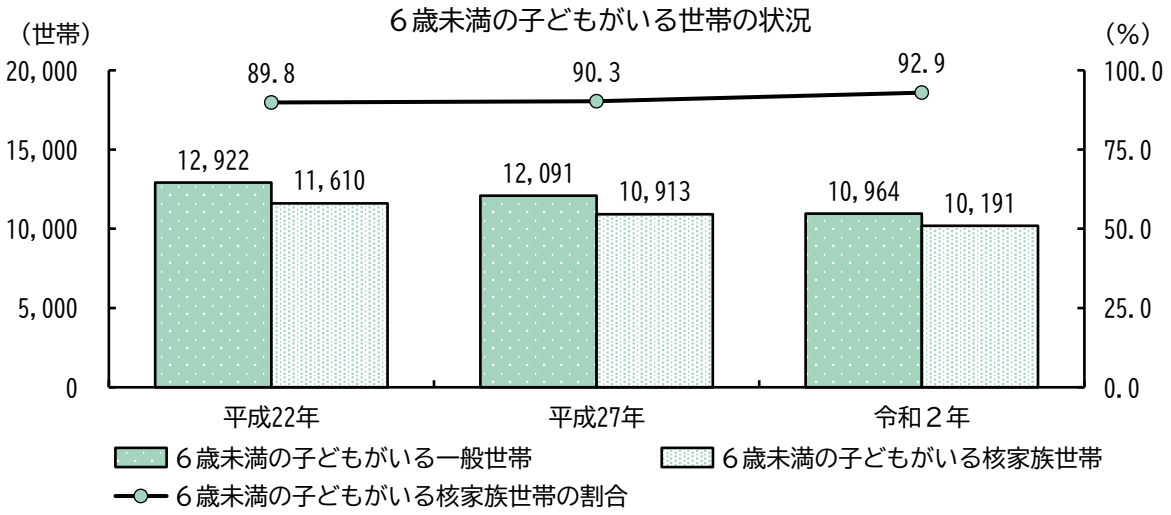

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

④　ひとり親世帯の推移

本市の20歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は令和２年で2,408世帯、父子世帯は304世帯となっており、20歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は約8.1%となっています。

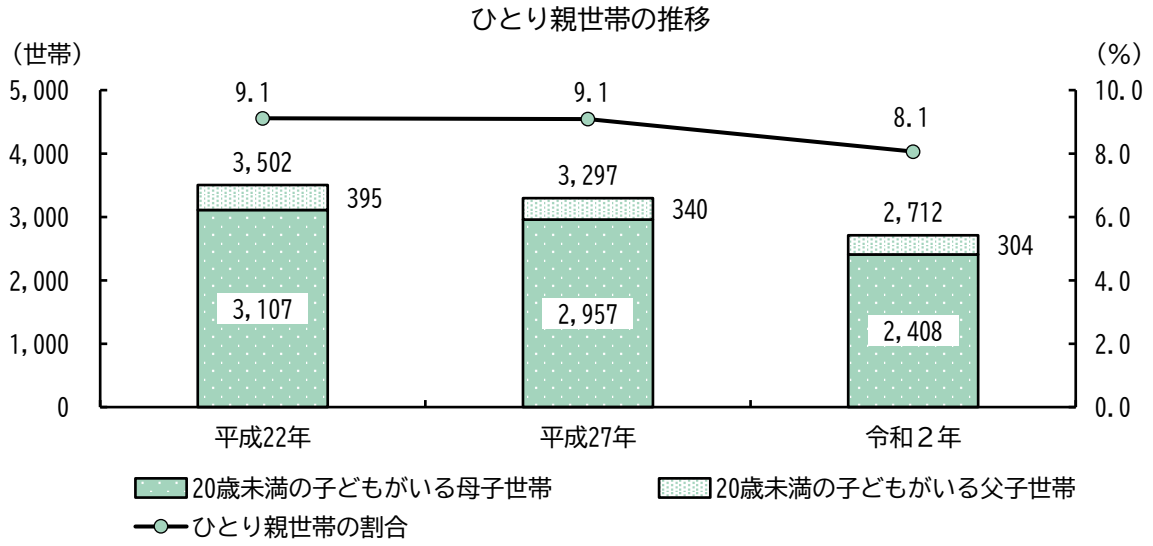

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

（３）出生の状況

①　出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和４年で1,963人と過去４年間で約１割減少しています。

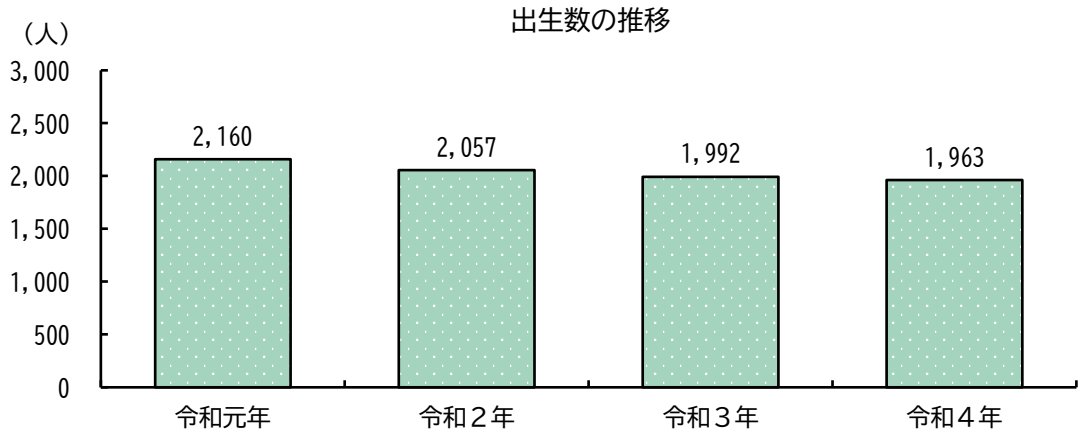

資料：各都道府県人口動態統計

②　合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和４年で1.20となっています。全国・県と比較すると低い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

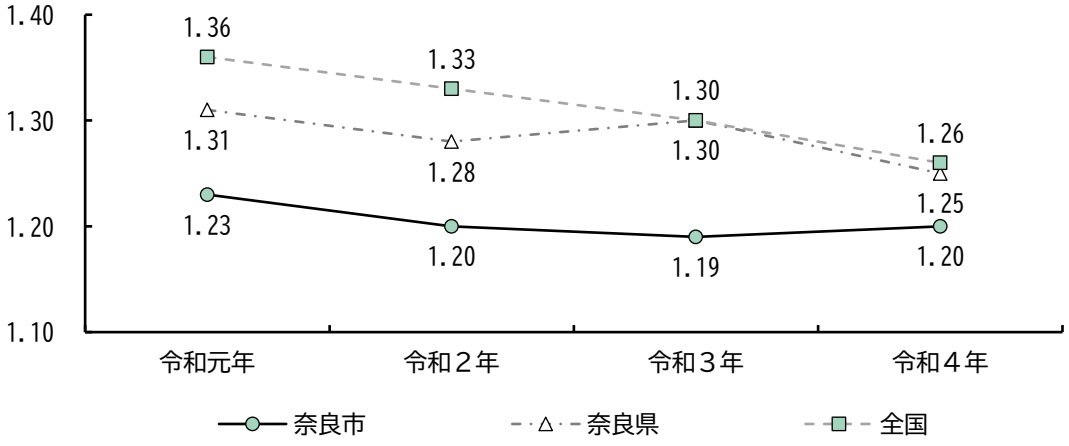

資料：各都道府県人口動態統計（市・県）、厚生労働省人口動態調査（国）

（４）就業の状況

①　０～５歳児のいる家庭の家庭類型

「フルタイム×フルタイム」が40.9%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」が29.7%、「フルタイム×パートタイム」が17.5%となっています。

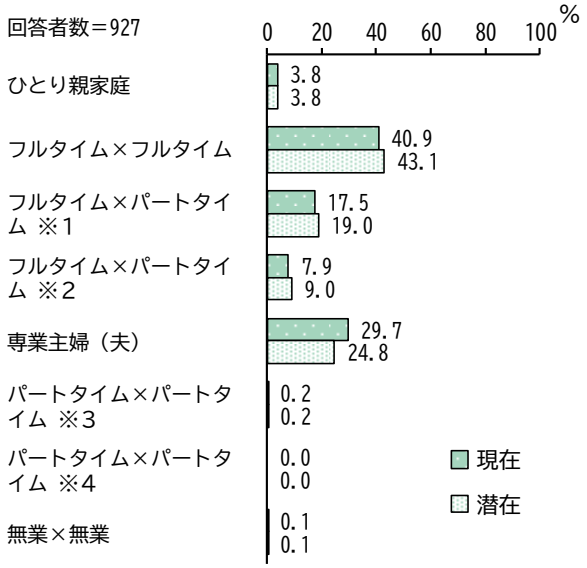

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

家庭類型の種類

父母の有無と就労状況	備考（保育の必要性等）
ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※１　就労時間：月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※２　就労時間：月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	－
専業主婦（夫）	－
パートタイム×パートタイム （※３　就労時間：双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
パートタイム×パートタイム （※４　就労時間：いずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	－
無業×無業	－

②　母親の就労の有無（０～５歳児）

０～２歳は、「就労している（育休等含む）」が68.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.5%、「就労したことがない」が0.6%となっています。

３～５歳も、「就労している（育休等含む）」が69.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.0%、「就労したことがない」が1.8%となっています。

経年でみると、０～２歳、３～５歳ともに「就労している（育休含む）」が増加しています。

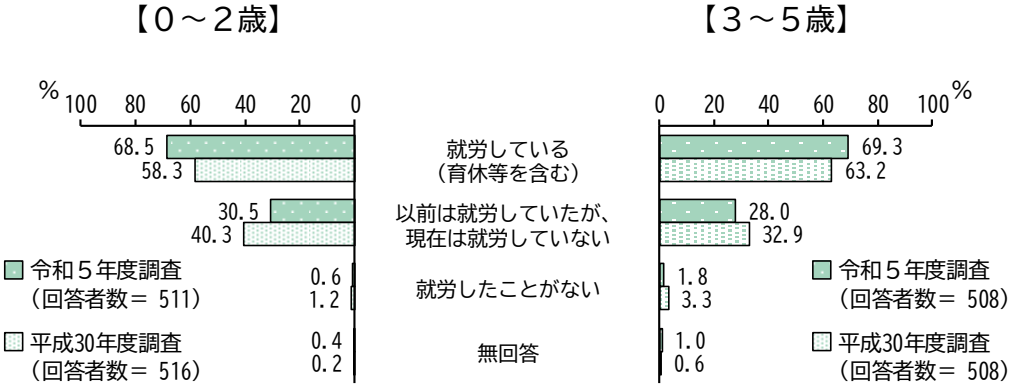

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

③　母親の就労形態（０～５歳児）

０～２歳は、「フルタイム」が66.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が23.7%、「その他」が4.9%となっています。

３～５歳は、「フルタイム」が50.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が43.5%、「自営業」が4.0%となっています。

経年でみると、０～２歳、３～５歳ともに「フルタイム」が増加し、「パート・アルバイト」、「自営業」が減少しています。

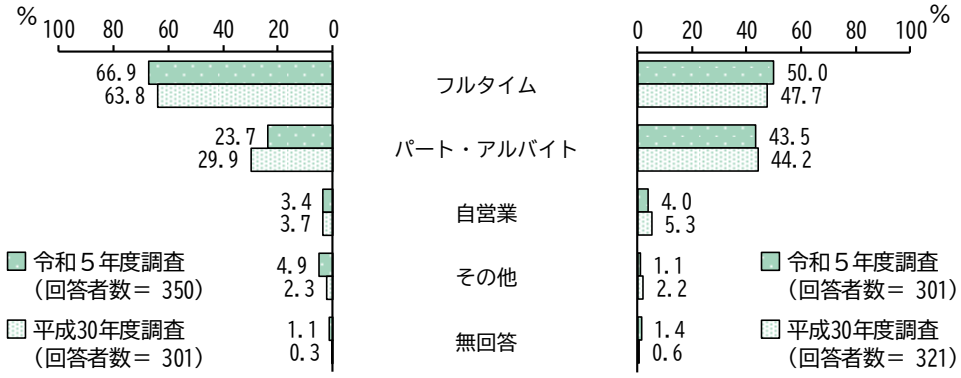

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

④　父親の就労の有無（０～５歳児）

０～２歳は、「就労している（育休等含む）」が95.7%と最も高くなっています。
３～５歳も、「就労している（育休等含む）」が95.9%と最も高くなっています。

【０～２歳】　　【３～５歳】

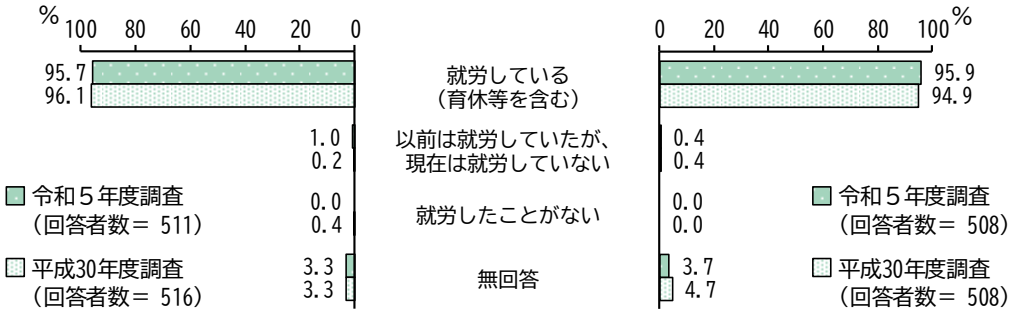

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

⑤　父親の就労形態（０～５歳児）

０～２歳は、「フルタイム」が89.6%と最も高くなっています。
３～５歳も、「フルタイム」が89.3%と最も高くなっています。

【０～２歳】　　【３～５歳】

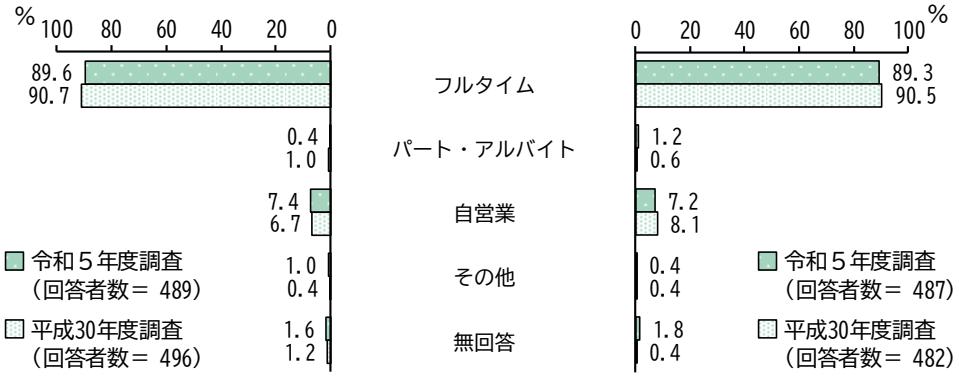

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

⑥　父親の帰宅時間（０～５歳児）

０～２歳は、「19時台」が27.2%と最も高く、次いで「20時台」が19.4%、「18時台」が18.0%となっています。

３～５歳も、「19時台」が26.5%と最も高く、次いで「20時台」が23.6%、「21時台」が13.8%となっています。

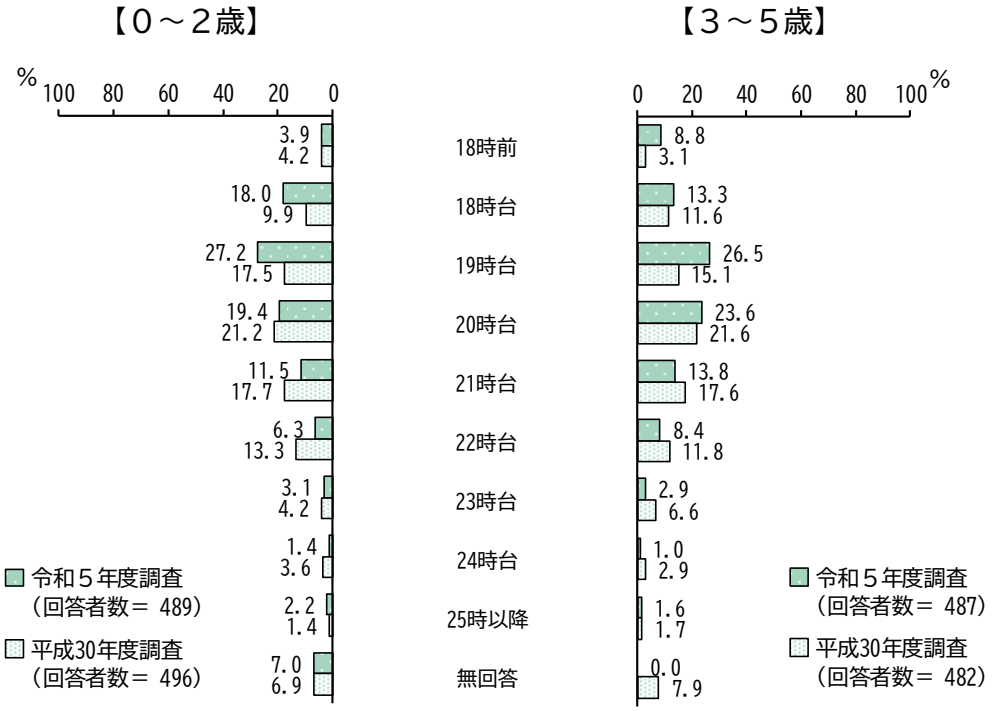

資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和６年３月）

⑦　女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成27年に比べ令和２年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

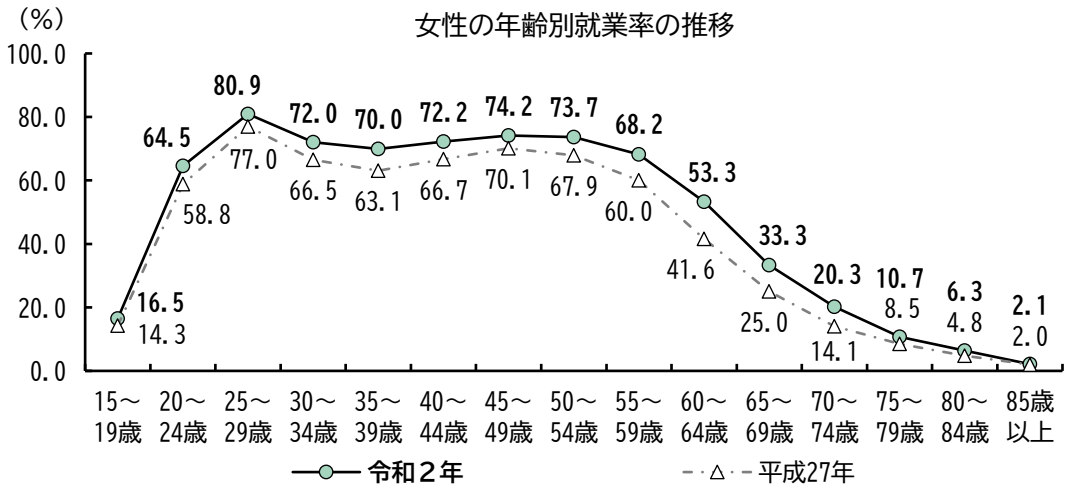

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

⑧　女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和２年の女性の年齢別就業率を奈良県・全国と比較すると、30歳以上では全国より低く、奈良県とは同程度となっています。

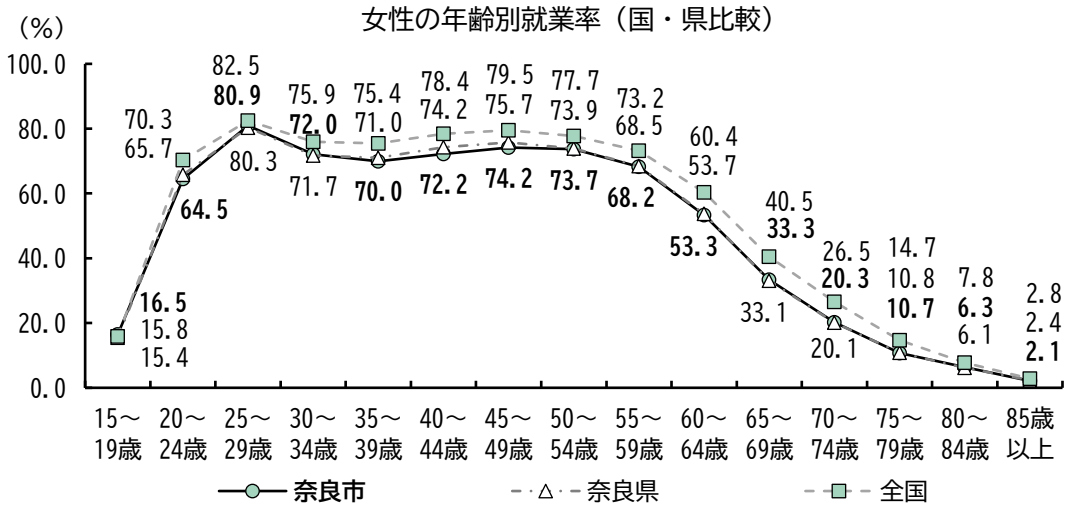

資料：令和２年国勢調査

⑨　女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和２年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において未婚者に比べ有配偶者の就業率が低くなっています。

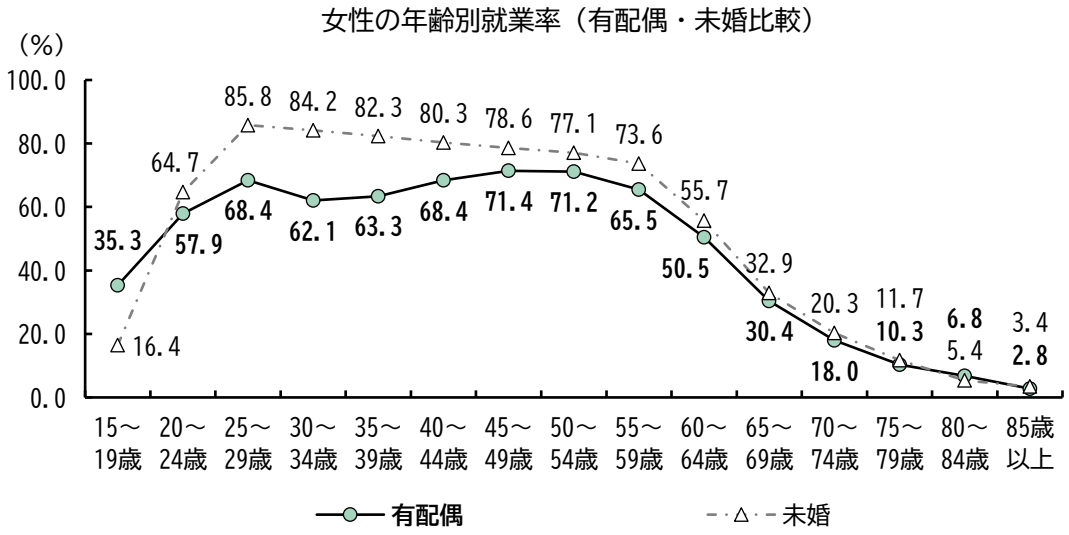

資料：令和２年国勢調査

（５）教育・保育サービス等の状況

①　幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

本市の幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況をみると、過去５年間の就学前児童数（３～５歳児）は減少傾向にあり、利用者数・利用率ともに減少傾向が続いています。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

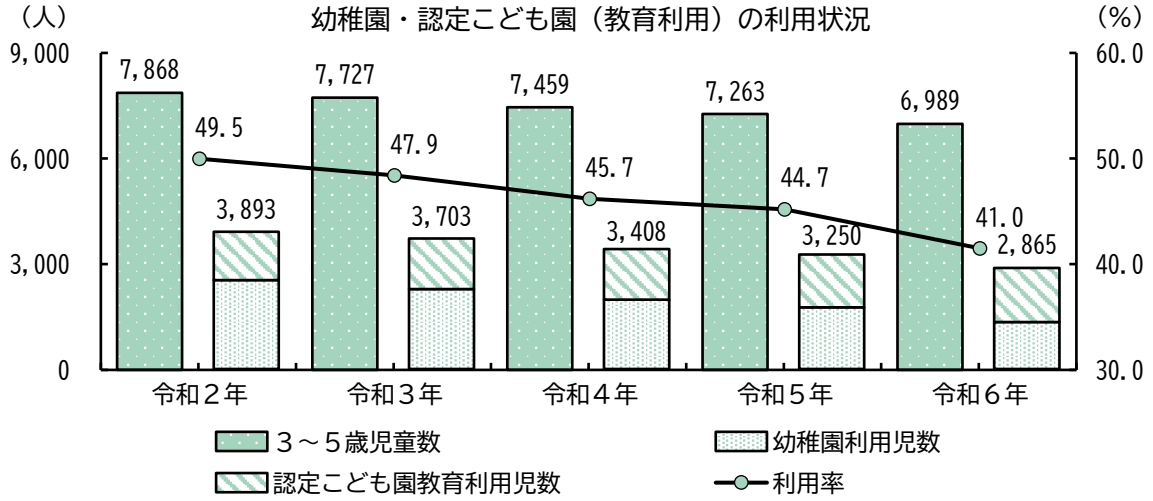

資料：３～５歳児童数：住民基本台帳（各年４月１日時点）
各利用児数：奈良県学校基本数一覧・市の統計（各年５月１日時点）

②　保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

本市の保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況をみると、過去５年間の就学前児童数（０～５歳児）は減少傾向にあるものの、利用者数・利用率共に増加傾向が続いています。

保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

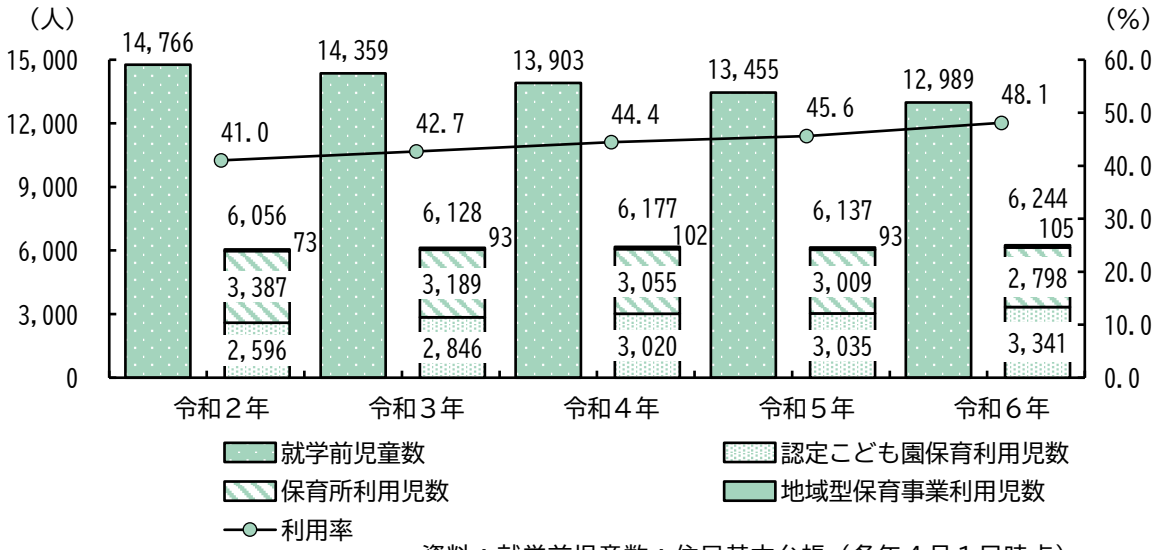

資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年４月１日時点）
各利用児数：市の統計（各年４月１日時点）

③　待機児童数と保育定員の推移

本市の待機児童数と保育定員の推移をみると、令和４年まで待機児童数が減少傾向にあったものの、令和５年より増加に転じ、令和６年で23人となっています。

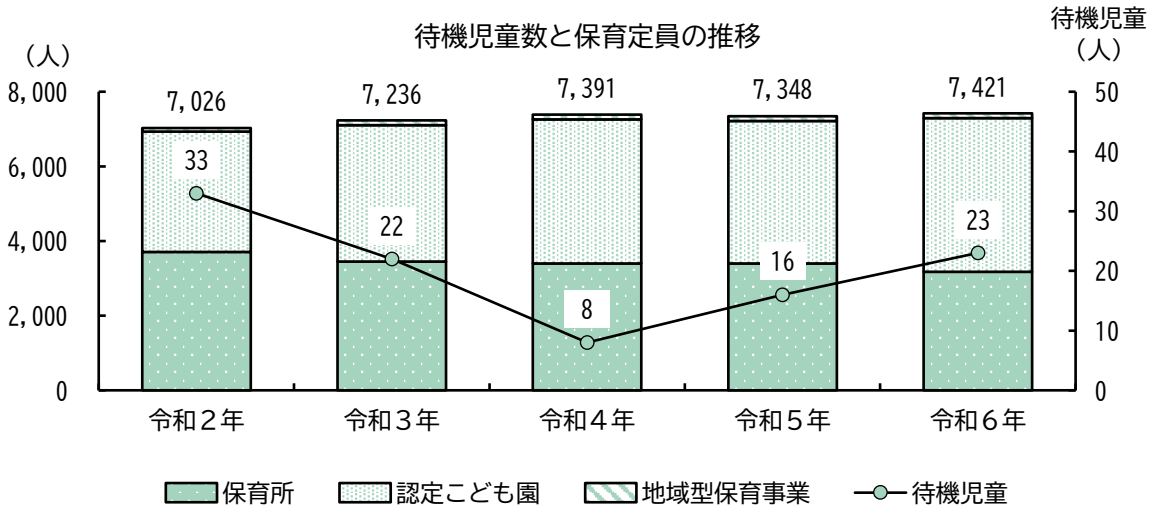

資料：市の統計（各年４月１日時点）

④　類型別施設数の推移

本市の類型別施設数の推移をみると、幼稚園の施設数が減少している一方で、認定こども園の施設数が増加しています。

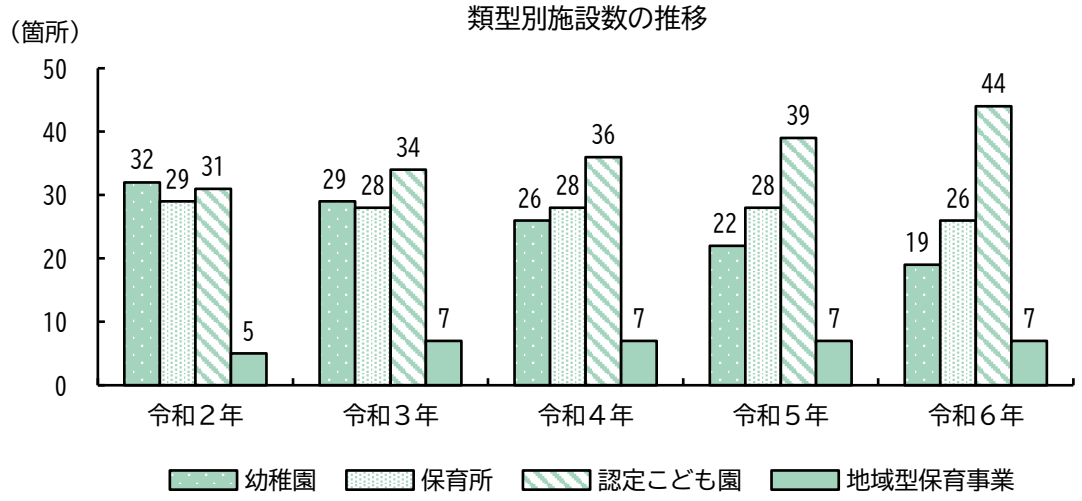

資料：市の統計（各年４月１日時点）

（６）様々な状況にある子ども・子育て家庭の状況

①　19 歳以下の生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数は、令和元年度の5,407世帯から令和６年度の5,421世帯と横ばい傾向にあります。また、生活保護世帯における子どもの数は減少傾向にあり、令和５年度で717人と過去５年間で約３割減少しています。

19 歳以下の生活保護世帯数等の推移

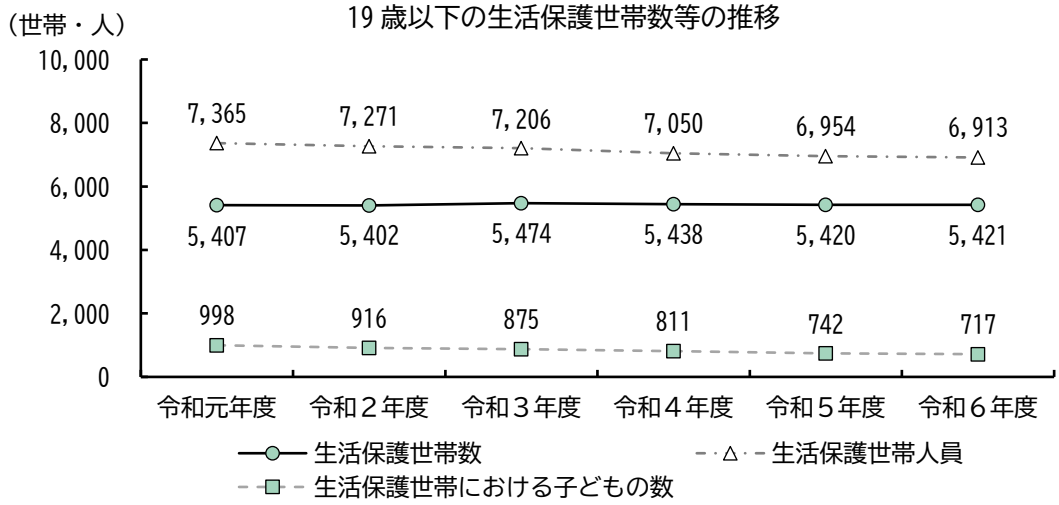

資料：市の統計（各年４月１日時点）

②　生活保護世帯に属する子どもの状況

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、全国、奈良県より低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は、全国、奈良県よりも低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、全国とほぼ同じとなっています。

生活保護世帯に属する子どもの状況（国・県比較）

単位：％

	高等学校等 進学率	高等学校等 中退率	大学等 進学率	子どもの就職率 （中学卒業後）	子どもの就職率 （高校卒業後）
奈良市	88.5	2.7	42.9	1.6	38.1
奈良県（令和４年度）	92.4	5.5	26.7	—	—
全国（令和４年度）	93.8	3.3	42.4	1.1	39.6

資料：市の統計

※高等学校等進学率：令和６年３月に中学校を卒業し、令和６年４月に高等学校等へ進学した子どもの進学率
※高等学校等中退率：令和５年度中に高等学校等を中退した子どもの中退率
※大学等進学率（専修学校等を含む）：令和６年３月に高等学校等を卒業し、令和６年４月に大学等へ進学した子どもの進学率
※子どもの就職率（中学校卒業後）：令和６年３月に中学校を卒業した子どもの就職率
※子どもの就職率（高等学校等卒業後）：令和６年３月に高等学校等を卒業した子どもの就職率

③　児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和５年度で2,200人と過去４年間で約１割減少しています。

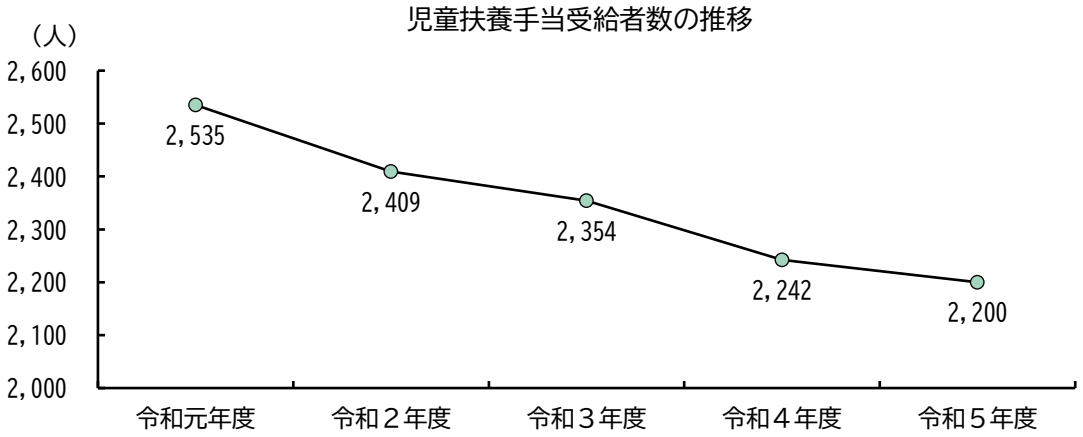

資料：市の統計（各年度４月１日時点）

④　就学援助認定者数の推移

就学援助認定者数は、令和元年度から令和３年度にかけて減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、令和５年度では2,707人となっています。

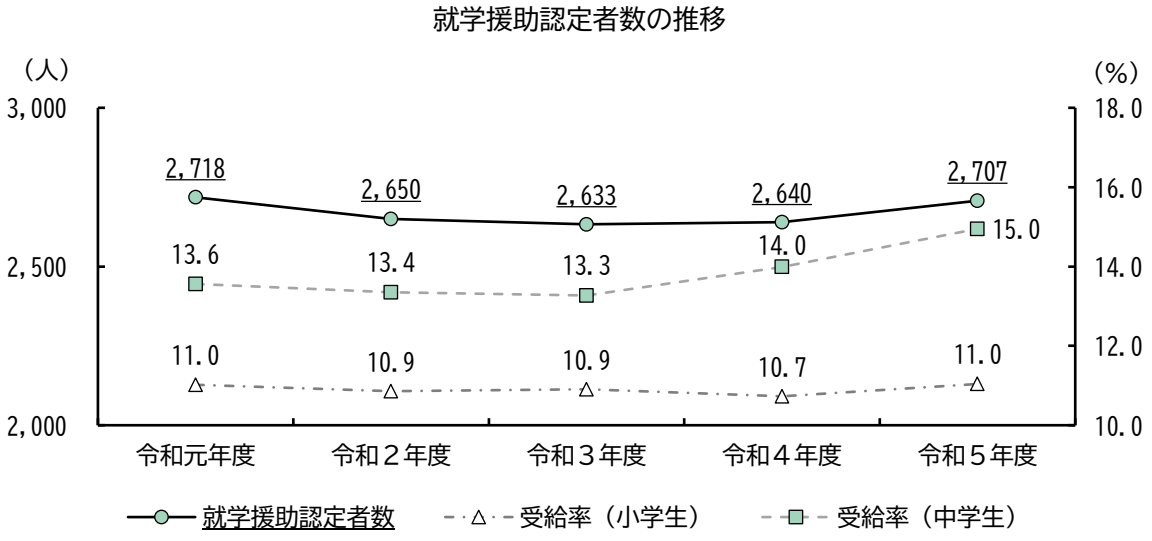

資料：奈良市調べ

⑤　児童虐待種別相談件数の推移

児童虐待種別相談件数は、令和元年度の924件から令和５年度では1,645件へと増加しています。また、児童虐待種別相談件数の構成割合は、心理的虐待が令和元年度から令和５年度にかけてのすべての年で最も多くなっています。

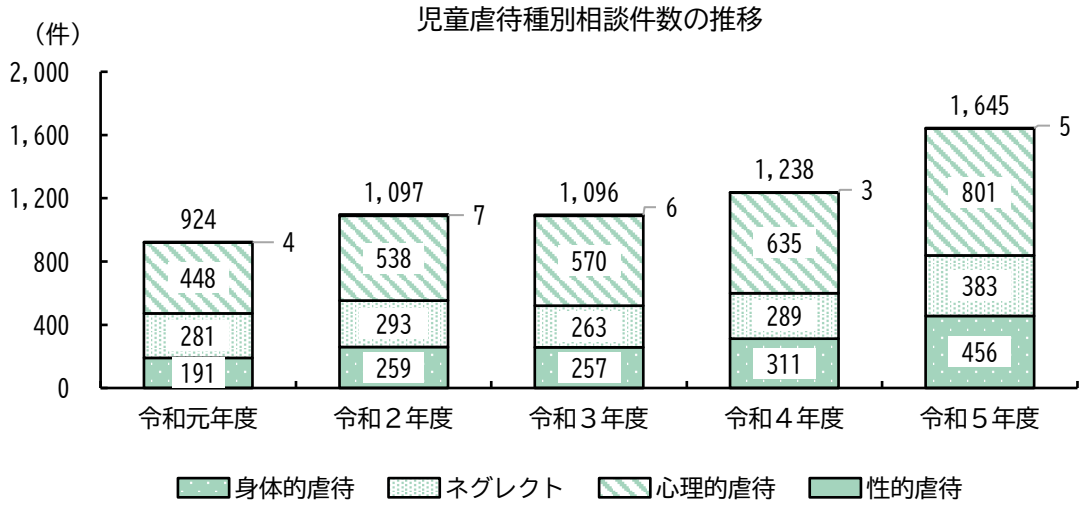

資料：市の統計（各年度４月１日時点）

（７）若者の状況

①　婚姻・離婚の状況の推移

本市の婚姻・離婚の状況の推移をみると、婚姻件数・離婚件数ともに年々減少しています。婚姻率・離婚率については、令和３年以降はいずれも奈良県よりも低くなっています。

また、婚姻率・離婚率について奈良県・全国と比較すると、いずれもすべての年で全国より低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移（奈良市）

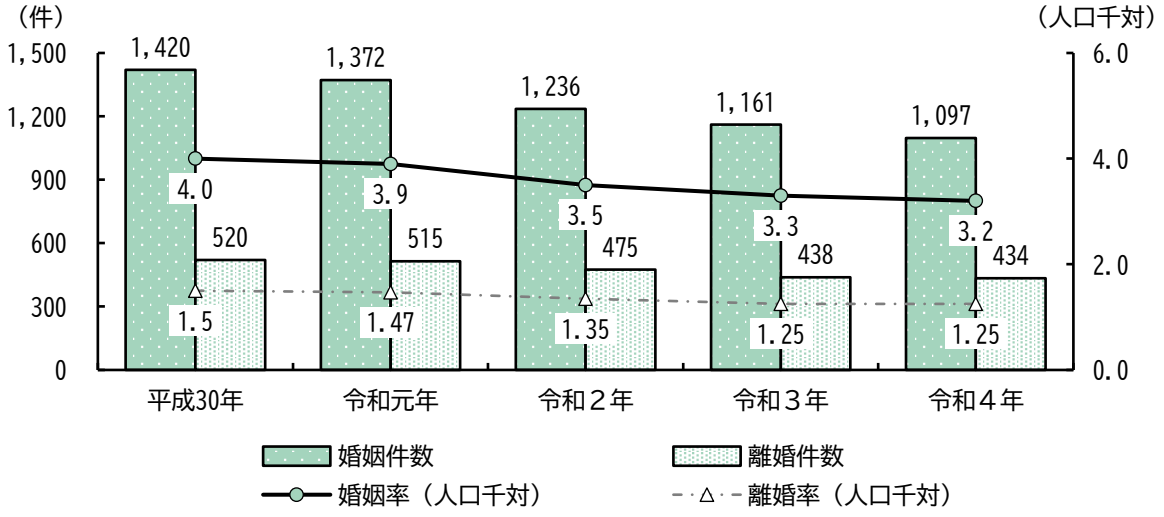

資料：奈良県人口動態統計

婚姻・離婚の状況の推移（奈良県）

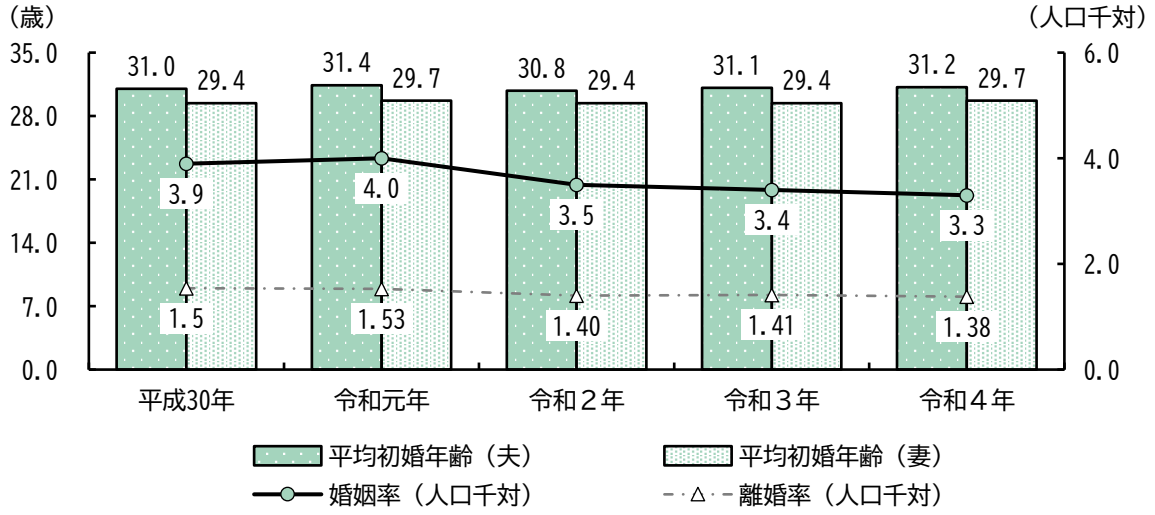

資料：奈良県人口動態統計

婚姻・離婚の状況の推移（全国）

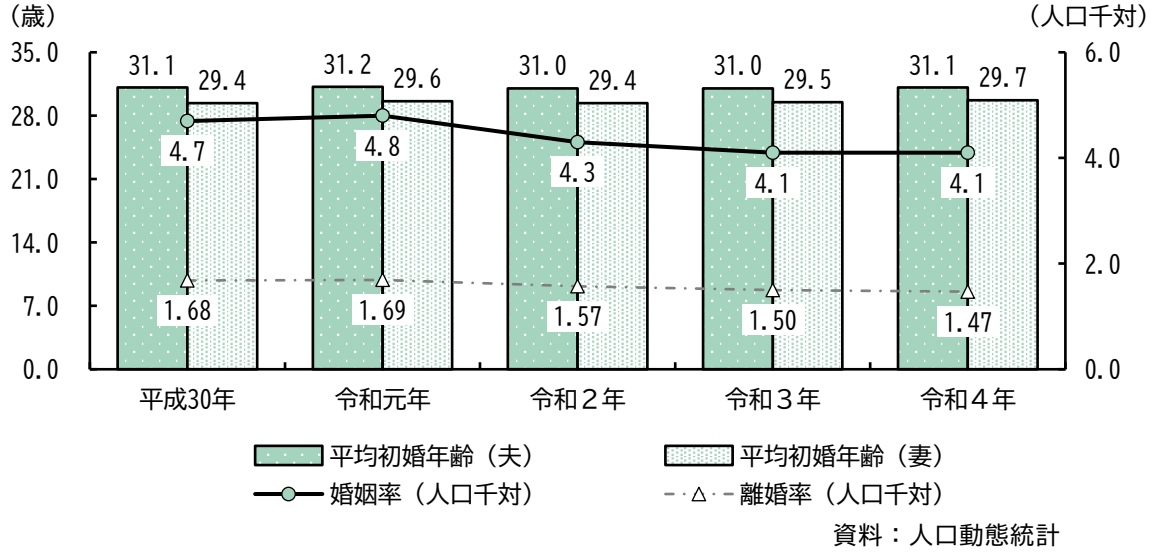

資料：人口動態統計

②　若者層の動態

本市の人口増減の割合（令和２年度から令和６年度）をみると、20歳前後での人口流入がみられる一方で、その後の20歳代の人口流出が大きくなっています。

人口増減の状況（奈良市）

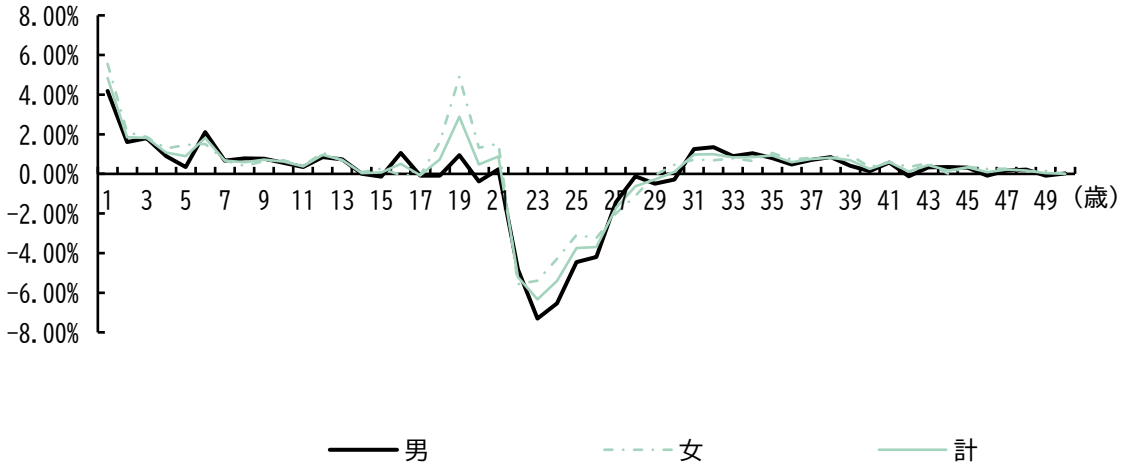

資料：市の統計（年度ごとの平均変化率割合で算出）

③　困難を抱える若者の状況

本市の若者サポートセンターでの支援件数は、令和３年度の972件から令和５年度では1,751件へと増加しています。支援対象者の構成割合についても、若者の割合が増加傾向となっています。

支援内容の種別は、来所面談が最も多いものの、他の支援も含めた多様な支援が求められていることが推察されます。

支援件数の推移

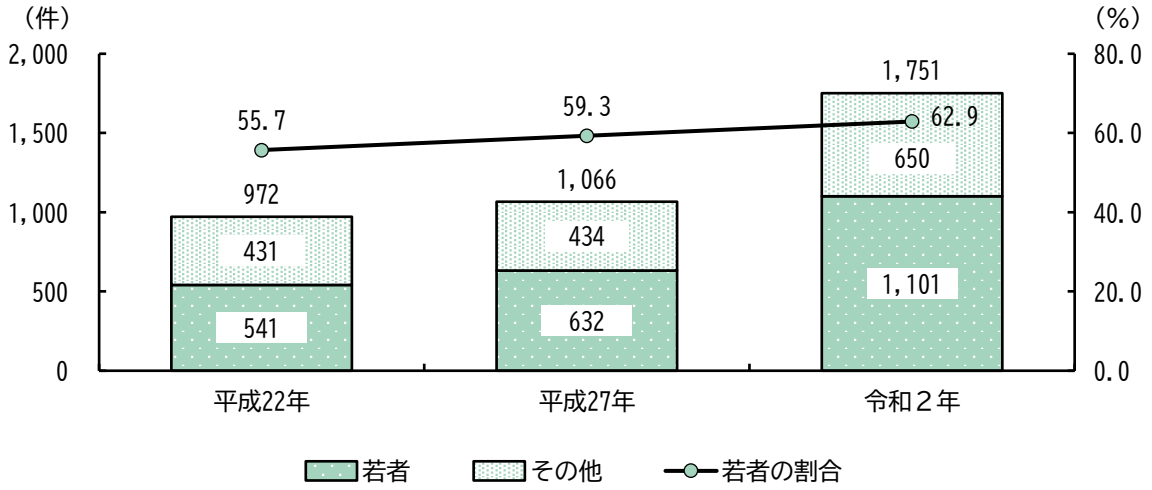

資料：市の統計（各年４月１日時点）

令和５年　支援内容内訳

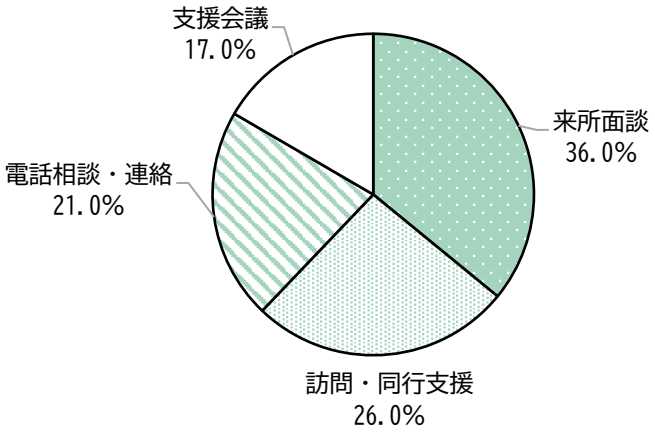

資料：市の統計（各年４月１日時点）

2　アンケートからみる奈良市の現状

（1）奈良市子育てに関するニーズ調査概要

①　調査目的

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画／奈良市こども計画）の策定に当たり、ニーズ調査の実施、集計及び分析を行うことで、事業計画における「確保の方策」検討の基礎となるデータを整備することを目的とする。

②　調査対象

調査地域：奈良市全域
調査対象：奈良市在住の就学前０～２歳児、３～５歳児の保護者各1,000人
　　奈良市内の小学生（２年生・５年生）の保護者2,057人
標本数：4,057人

③　調査方法

就学前児童（０～２歳、３～５歳）…郵送配布、回収
小学生…学校配布・郵送回収

④　調査期間

就学前児童（０～２歳、３～５歳）…令和５年12月１日～22日
小学生…令和５年12月１日～22日

⑤　回収状況

種類	発送数	回収数	回収率
０～２歳	1,000 通	511 通	51.1%
３～５歳	1,000 通	508 通	50.8%
小学生	2,057 通	1,116 通	54.3%
合計	4,057 通	2,135 通	52.6%

⑥　報告書の留意点・見方

・回答は各設問の回答者数（N)を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第２位を四捨五入しているため、比率の合計が総数と一致しない場合があります。
・複数回答を可能とした設問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
・図では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢を短縮している場合があります。

（２）奈良市子育てに関するニーズ調査結果

①　平日の定期的な教育・保育事業の利用について（複数回答）
（０～５歳児の保護者）

０～２歳は、「認可保育所」が44.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が36.9%となっています。

３～５歳は、「認定こども園」が46.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.2%となっています。

経年でみると、０～２歳、３～５歳ともに「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しており、代わりに「認定こども園」の割合が増加しています。

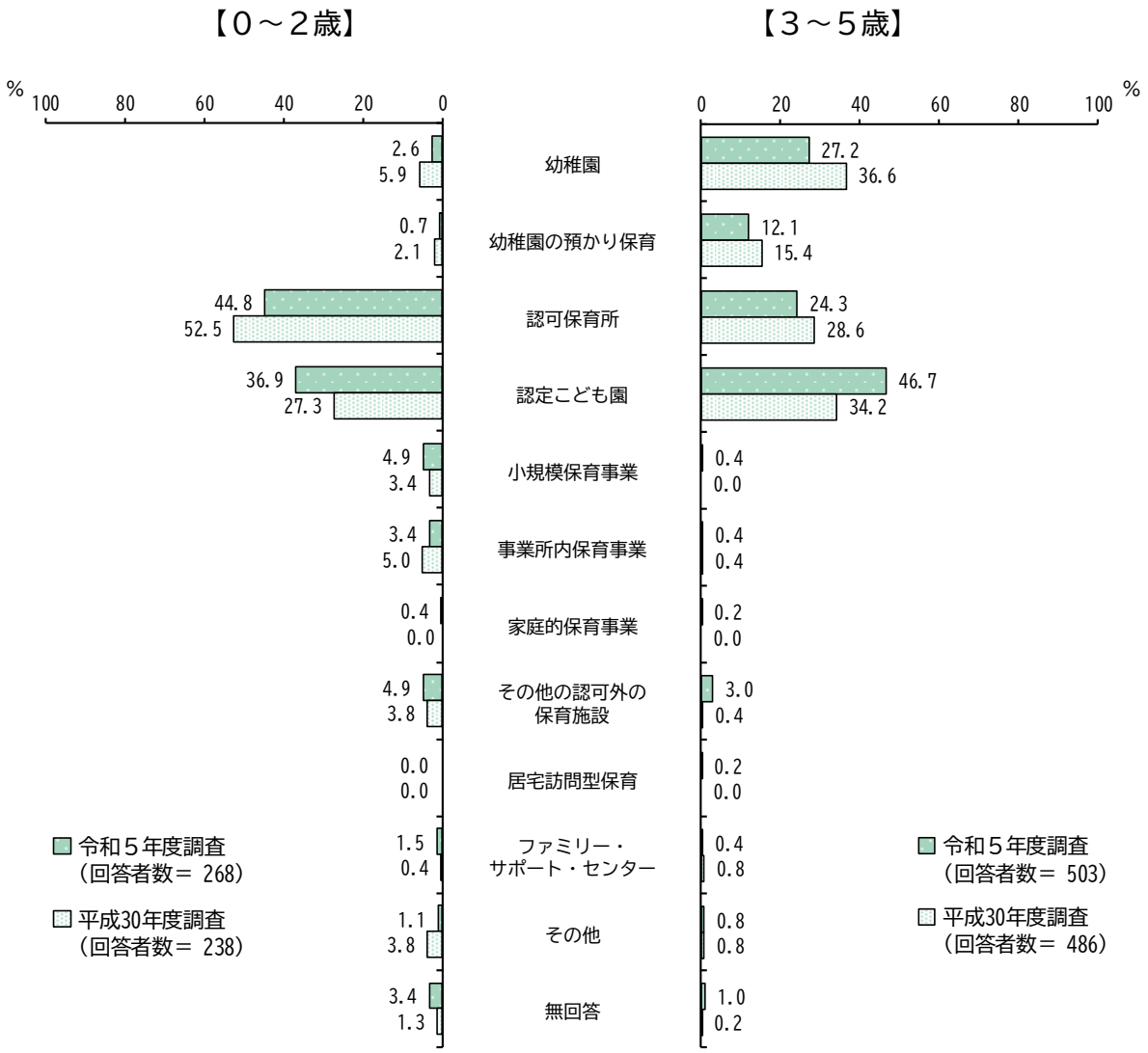

② 今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）
（０～５歳児の保護者）

０～２歳は、「認定こども園」が38.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が34.3%となっています。

３～５歳も、「認定こども園」が34.6%と最も多く、次いで「認可保育所」が15.5%となっています。

経年でみると、０～２歳、３～５歳ともに「認定こども園」の割合が増加しています。

【０～２歳】　【３～５歳】

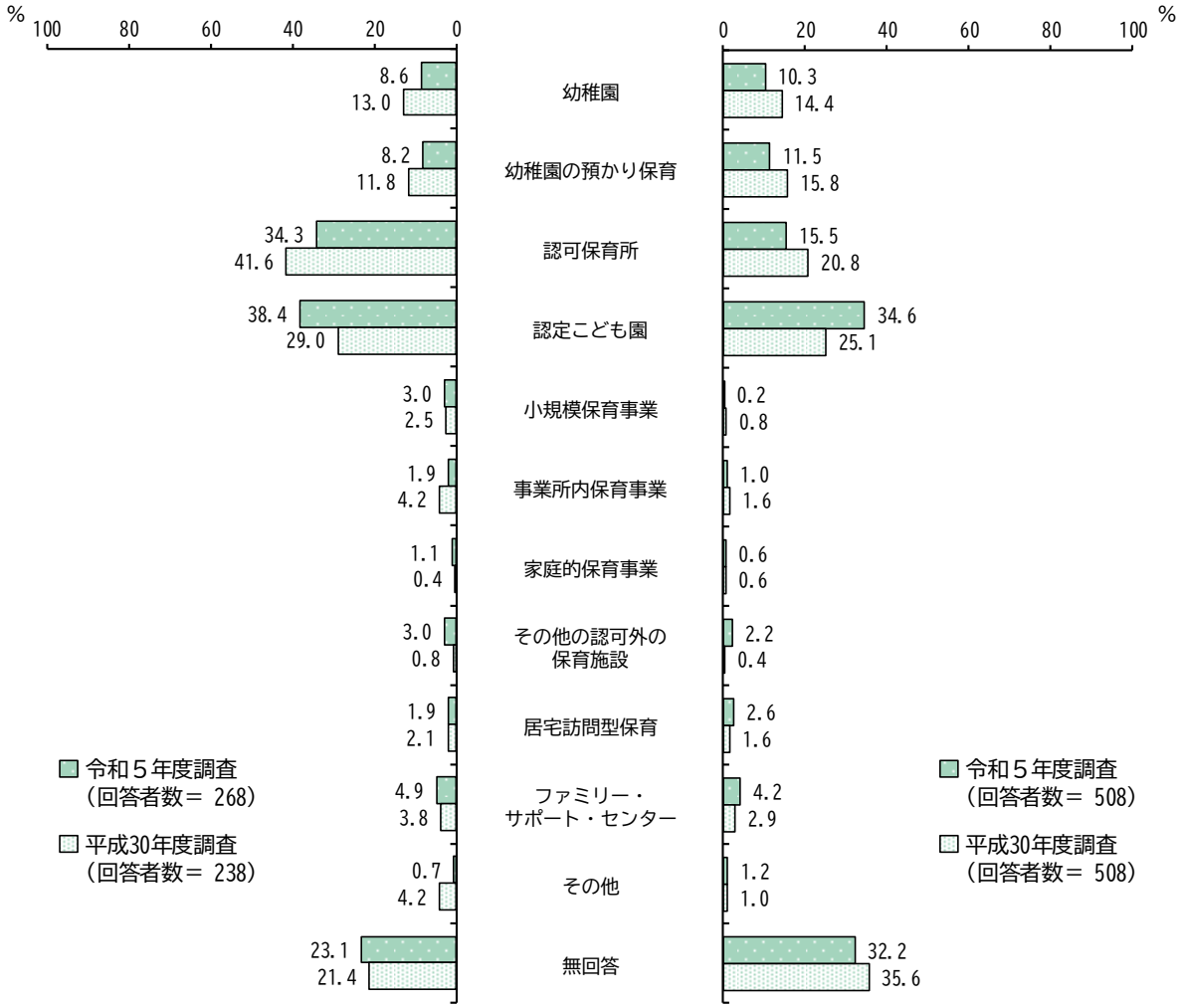

③　地域の子育て支援事業の認知度（複数回答）（０～５歳児の保護者）

０～２歳、３～５歳ともに「子育て広場（子育て情報の提供や子育て相談を実施）」と答えた人が８割を超えており、「児童館の子育て広場」と「子育てスポット（幼稚園等の一室で、親子どうしの交流や子育てに関するアドバイスの場を提供）」も半数近くの人が知っていると答えています。

【０～２歳】

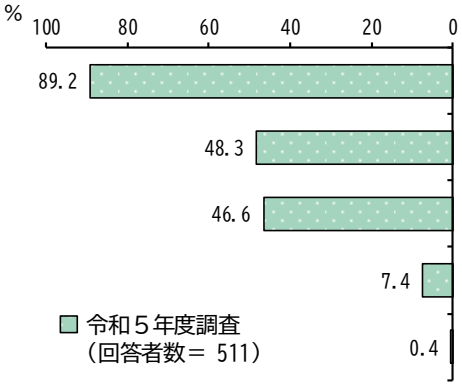

【３～５歳】

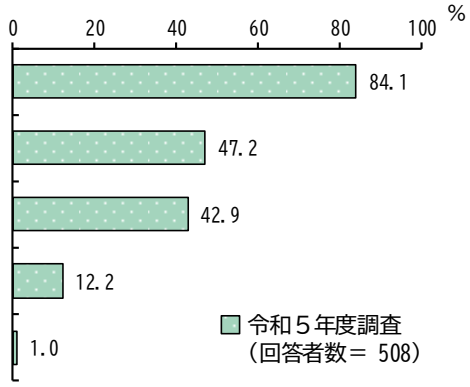

④　放課後の過ごし方の希望（複数回答）（３～５歳児の保護者）

小学校低学年（１～３年生）の間は、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」が49.0%と最も多く、次いで「自宅」が40.9%となっています。

小学校高学年（４～６年生）の間は「自宅」が48.8%と最も多く、次いで「習いごとや塾」が39.0%となっています。

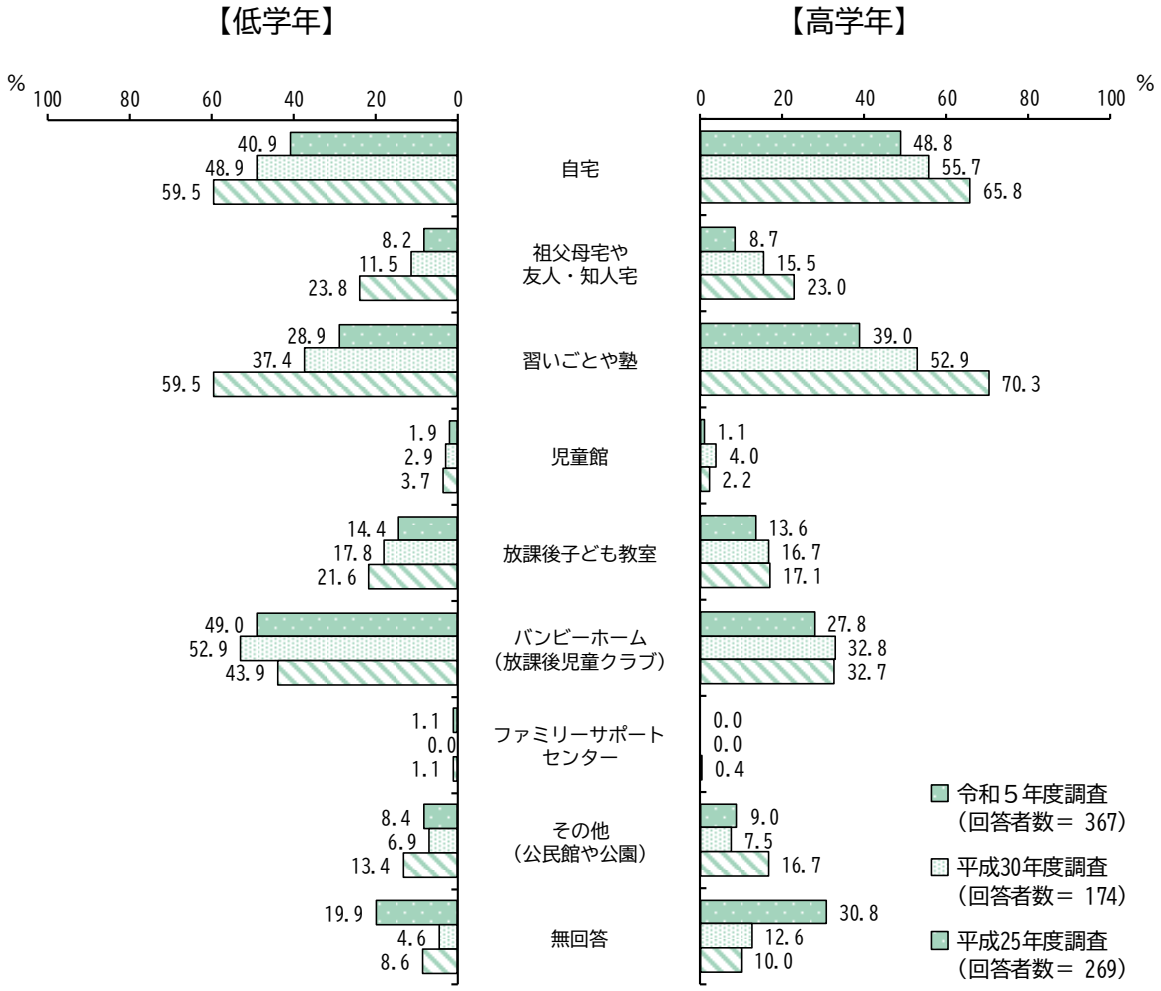

⑤　育児休業の取得状況（単数回答）（０～５歳児の保護者）

父親では、０～２歳で父親が育児休業を「取得していない」が71.2%であるのに対して、３～５歳では81.3%と約10ポイント多くなっています。

経年でみると、「取得した（取得中である）」は０～２歳、３～５歳ともに増加しています。

母親では、０～２歳で、「取得した（取得中である）」が60.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が30.7%となっています。

３～５歳も、「取得した（取得中である）」が48.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」が40.0%となっています。

経年で見ると、「取得した（取得中である）」は０～２歳、３～５歳ともに３度の調査ごとに増加しており、「働いていなかった」及び「取得していない」と答えた人は減少しています。

【０～２歳】　　【３～５歳】

【父親】

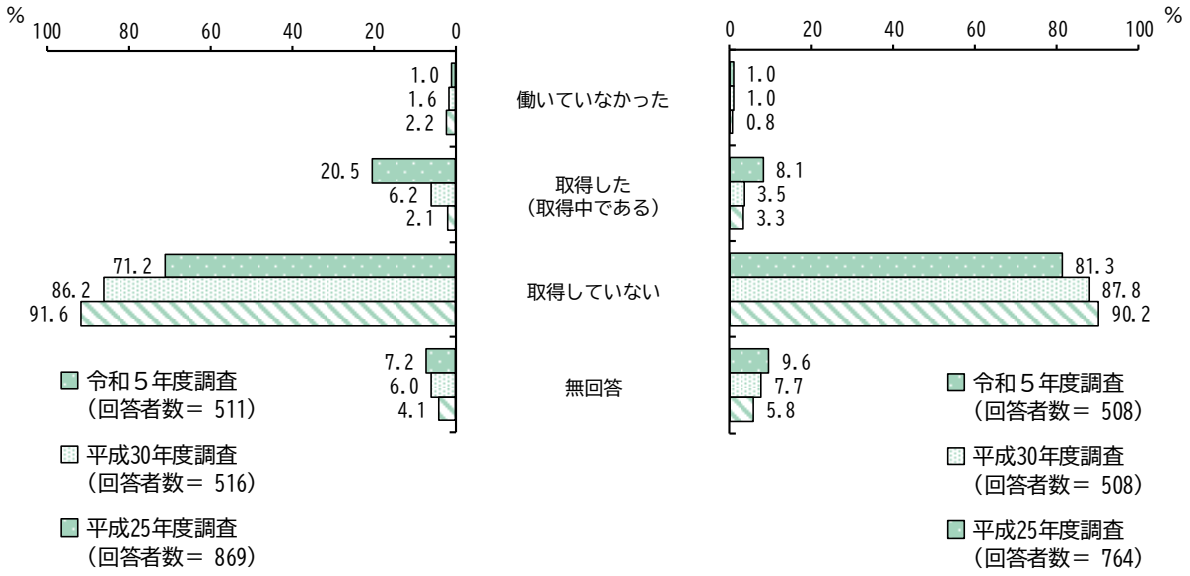

【母親】

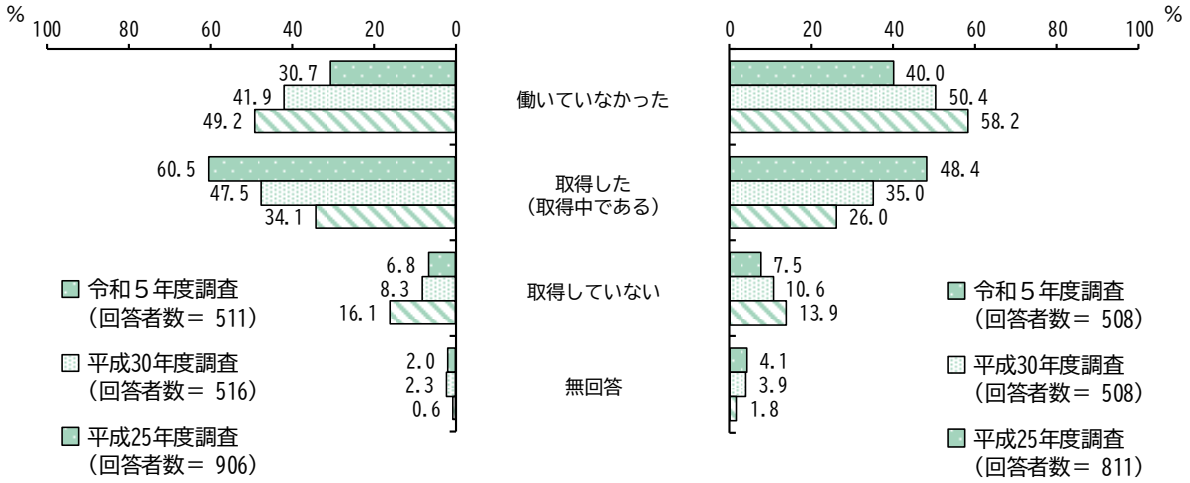

⑥　子育てに関する情報の入手先（複数回答）（０～５歳児の保護者）

０～２歳は、「インターネット、SNS」が78.3%と最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が53.4%となっています。

３～５歳は、「学校・保育所・幼稚園・こども園」が71.7%と最も多く、次いで「インターネット、SNS」が65.0%となっています。

経年で見ると、０～２歳、３～５歳ともに「インターネット、SNS」の割合が増加しており、平成25年度調査と令和５年度調査を比較すると、０～２歳は20ポイント、３～５歳は25ポイント増えています。

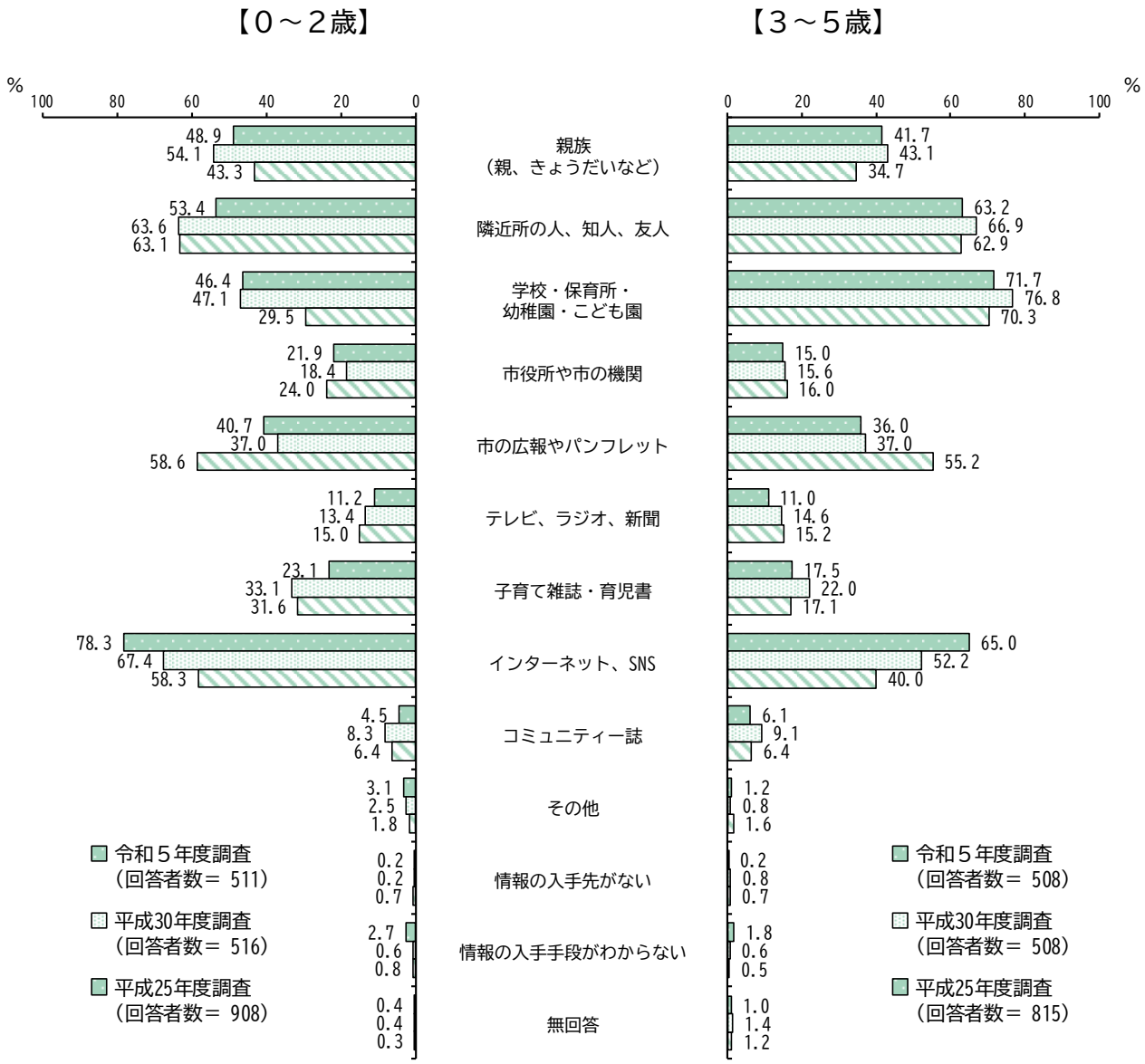

⑦　子育てに関して日常悩んでいること、気になること（複数回答）
（０～５歳児・小学生の保護者）

０～２歳は、「病気や発育・発達に関すること」が48.5%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が44.6%となっています。

３～５歳は、「病気や発育・発達に関すること」が46.5%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が38.8%となっています。

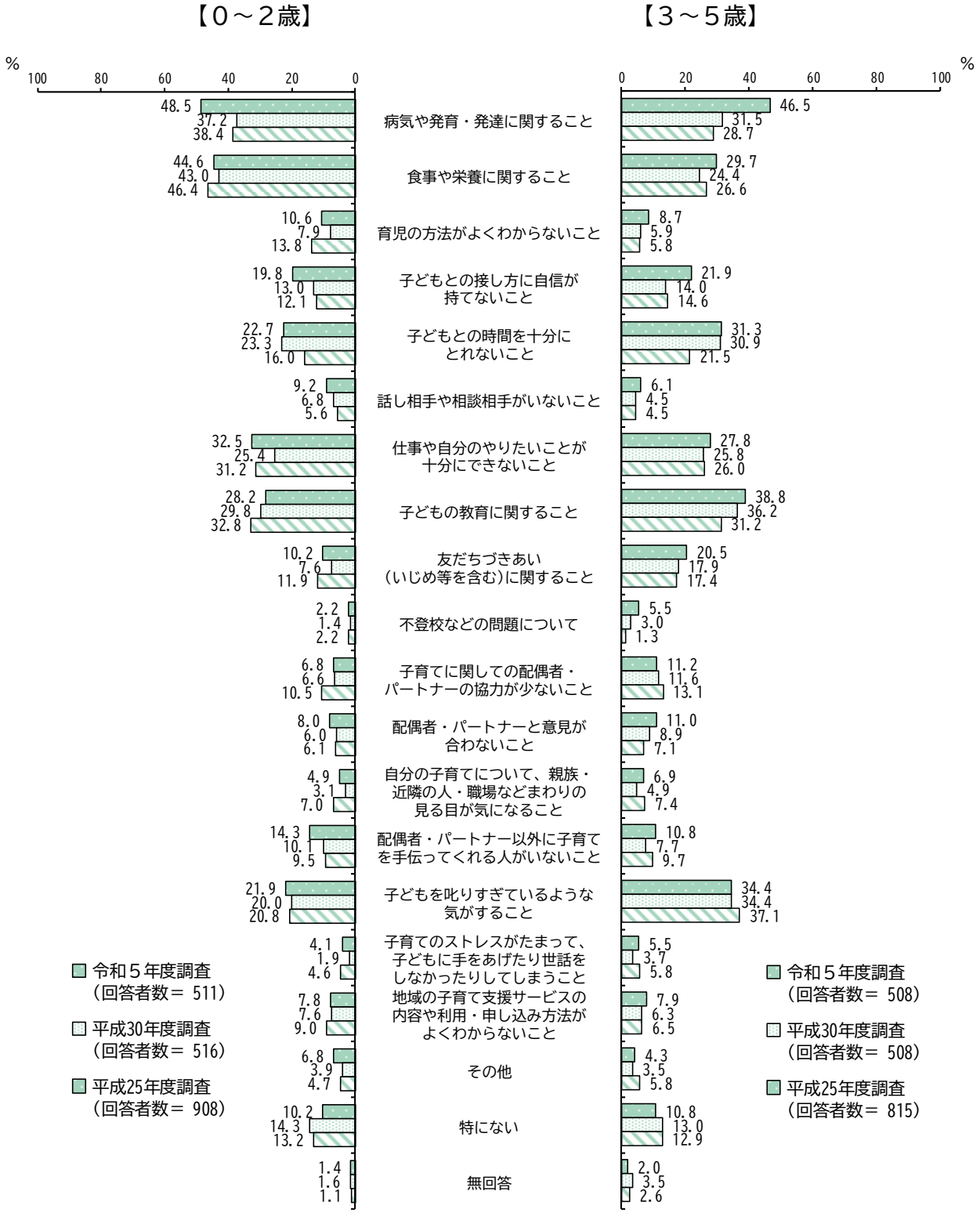

小学生は、「子どもの教育に関すること」が46.8%と最も多く、次いで、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%となっています。

経年でみると、「子どもの教育に関すること」は平成25年度から令和５年度で13.3ポイント増加しています。

【小学生】

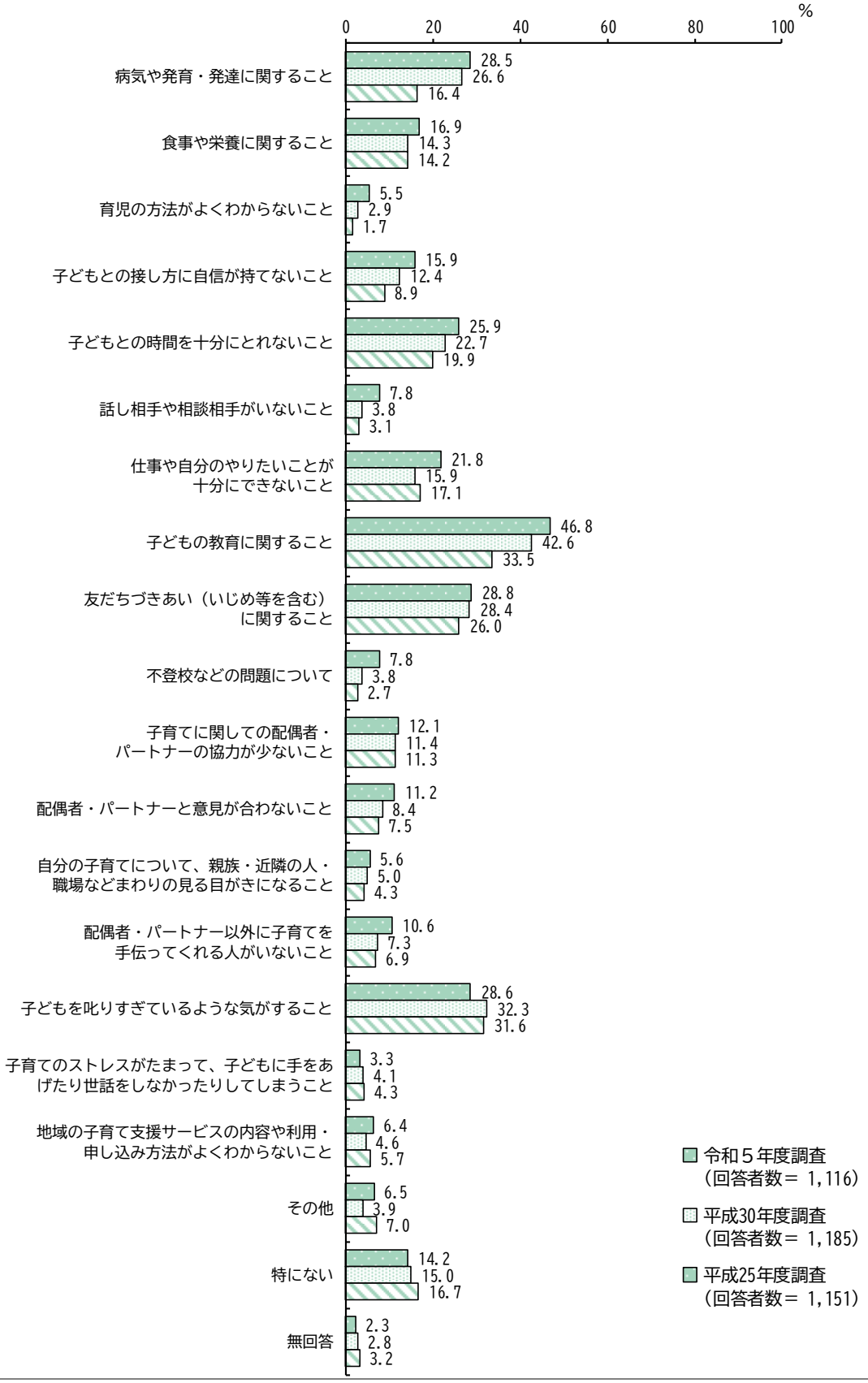

⑧　奈良市は子どもにやさしいまちだと感じるか（単数回答）
（０～５歳児・小学生の保護者）

０～２歳は、「そう思う」が48.3%と最も多く、次いで「あまり思わない」が40.5%となっています。

３～５歳は、「あまり思わない」が48.2%と最も多く、次いで「そう思う」が42.1%となっています。

小学生は、「あまり思わない」が50.8%と最も多く、次いで「そう思う」が35.1%となっています。

平成30年度調査と令和５年度調査を比較すると、０～２歳、３～５歳、小学生ともに「とてもそう思う」「そう思う」が増加し、「あまり思わない」「まったく思わない」が減少しています。

【０～２歳】

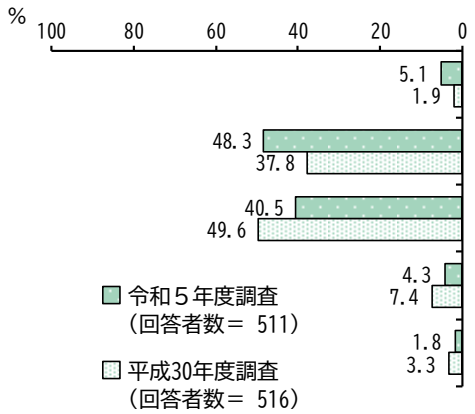

【３～５歳】

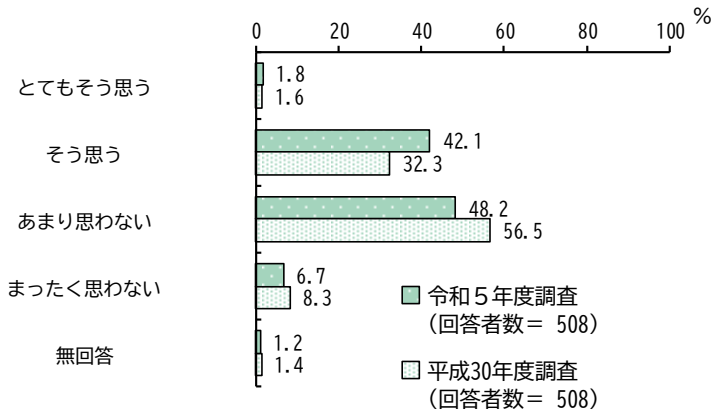

【小学生】

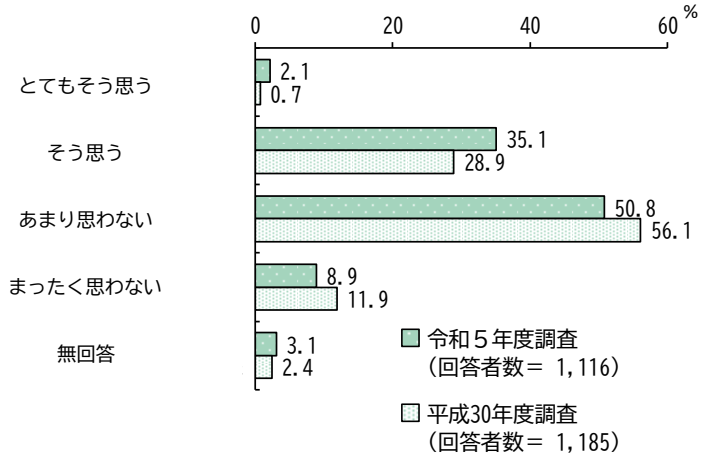

⑨　子どもにやさしいまちだと感じる条件（あてはまるものを３つまで）
（０～５歳児・小学生の保護者）

０～２歳は、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が70.3%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が67.7%となっています。

３～５歳も、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が65.6%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が63.2%となっています。

小学生は、「安心して子育てできる環境がある」が64.2%と最も多く、次いで「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が62.6%となっています。

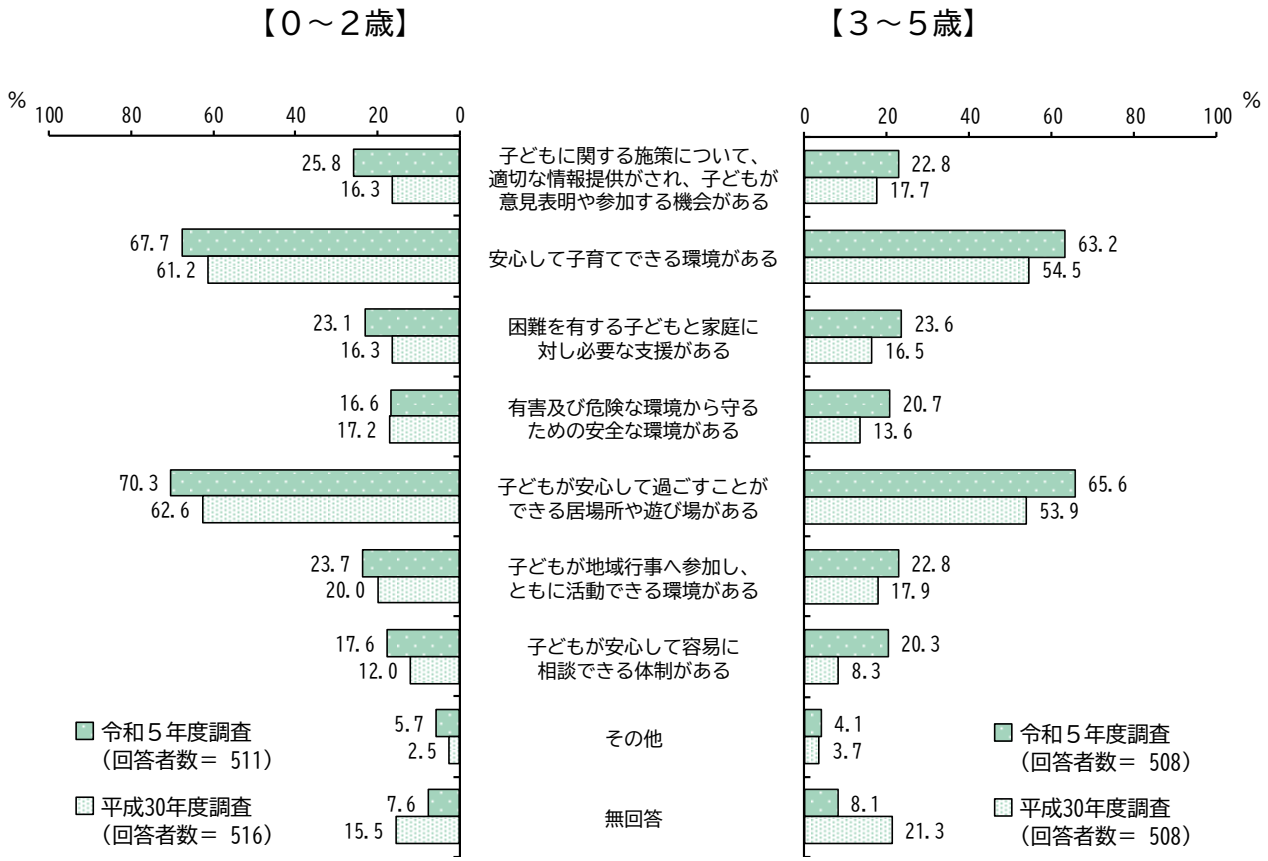

【小学生】

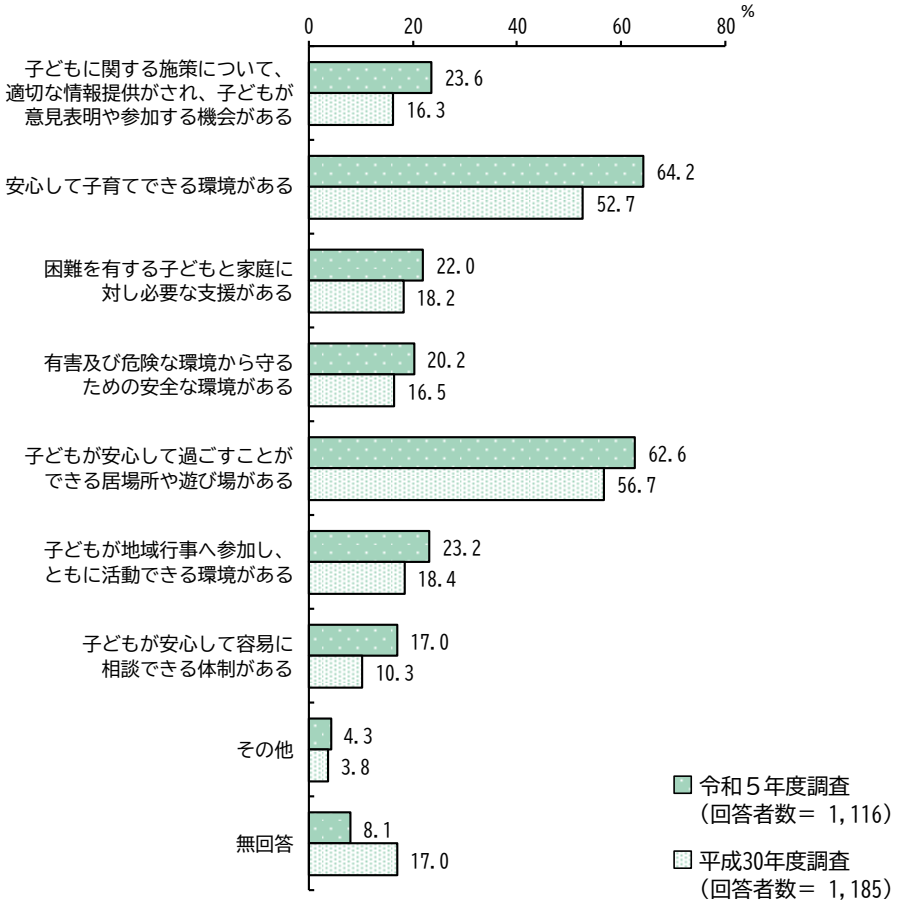
0
20
40
60
80
%
子どもに関する施策について、適切な情報提供がされ、子どもが意見表明や参加する機会がある
23.6
16.3
安心して子育てできる環境がある
64.2
52.7
困難を有する子どもと家庭に対し必要な支援がある
22.0
18.2
有害及び危険な環境から守るための安全な環境がある
20.2
16.5
子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある
62.6
56.7
子どもが地域行事へ参加し、ともに活動できる環境がある
23.2
18.4
子どもが安心して容易に相談できる体制がある
17.0
10.3
その他
4.3
3.8
無回答
8.1
17.0
令和５年度調査（回答者数＝ 1,116）
平成30年度調査（回答者数＝ 1,185）

⑩　奈良市は子育てしやすいまちだと感じるか（単数回答）
（０～５歳児・小学生の保護者）

「０～２歳」では「そう思う」と答えた人が51.1%で最も多く、「あまり思わない」と答えた人が37.6%で続いています。

「3～5歳」では「そう思う」と答えた人が45.9%で最も多くなっていますが、「あまり思わない」と答えた人が44.1%で拮抗しています。

「小学生」では「あまり思わない」と答えた人が46.3%で最も多く、「そう思う」と答えた人が38.8%で続いています。

年齢が上がるほど「そう思う」と答えた人の割合は減少し、「あまり思わない」「まったく思わない」と答えた人の割合が増加しています。

【０～２歳】

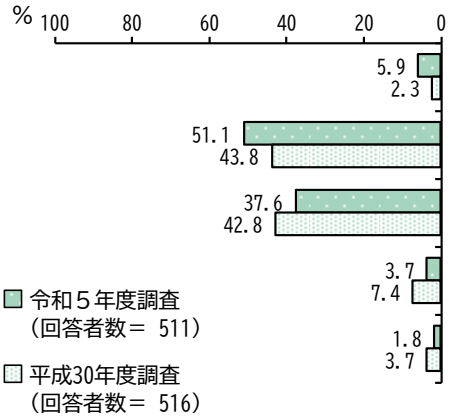

【３～５歳】

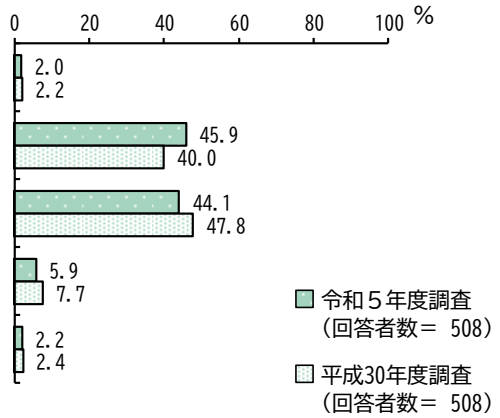

【小学生】

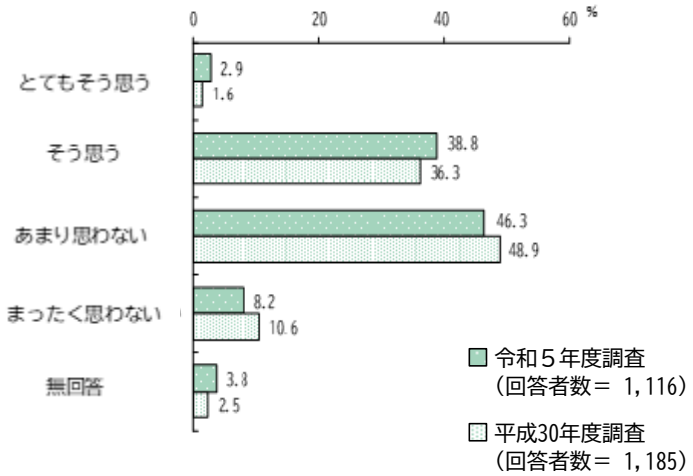

⑪　子育てしやすいまちだと感じる条件（あてはまるものを３つまで）
（０～５歳児・小学生の保護者）

「０～２歳」「小学生」では「経済的支援が充実している」と答えた人が47.2%、52.4%で最も多く、「３～５歳」では「子どもにとって安全な環境がある」と答えた人が49.2%で最も多くなっています。

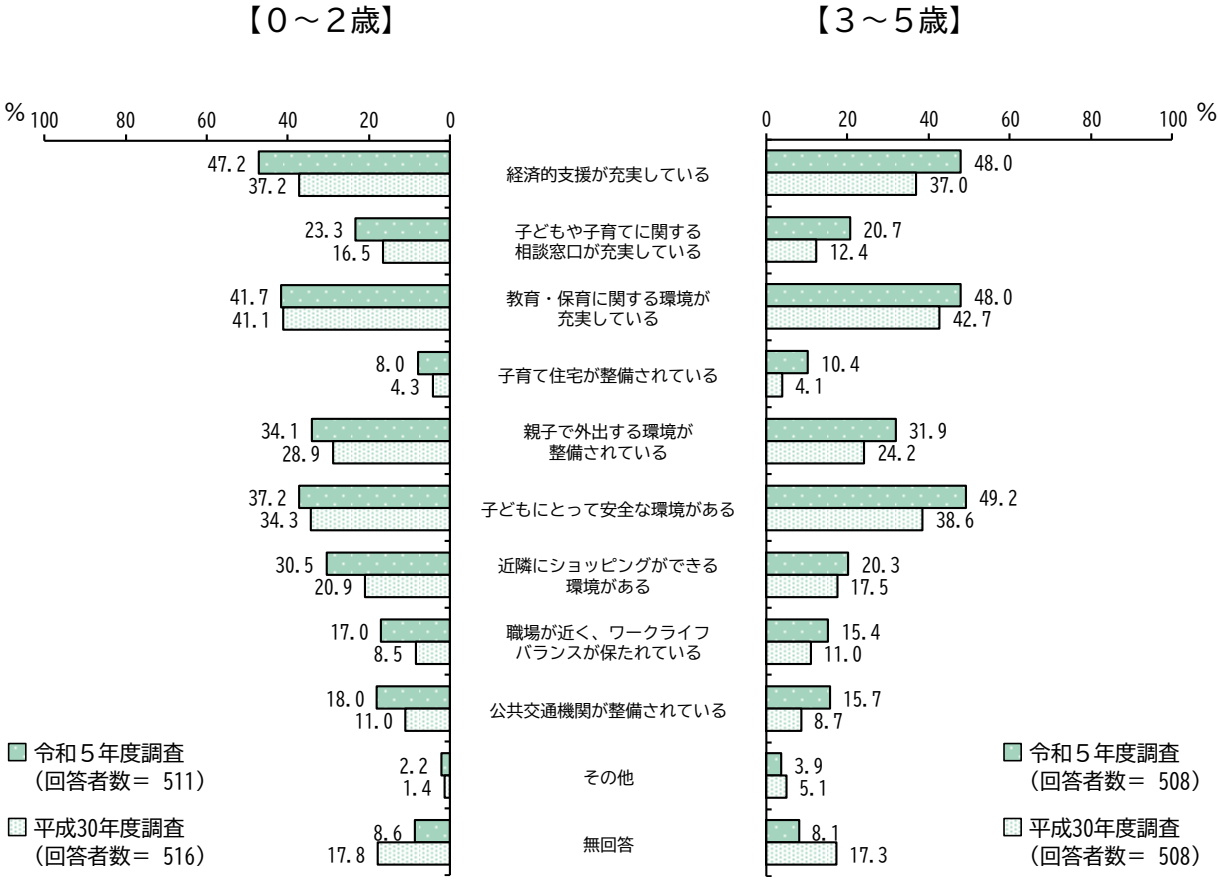

【小学生】

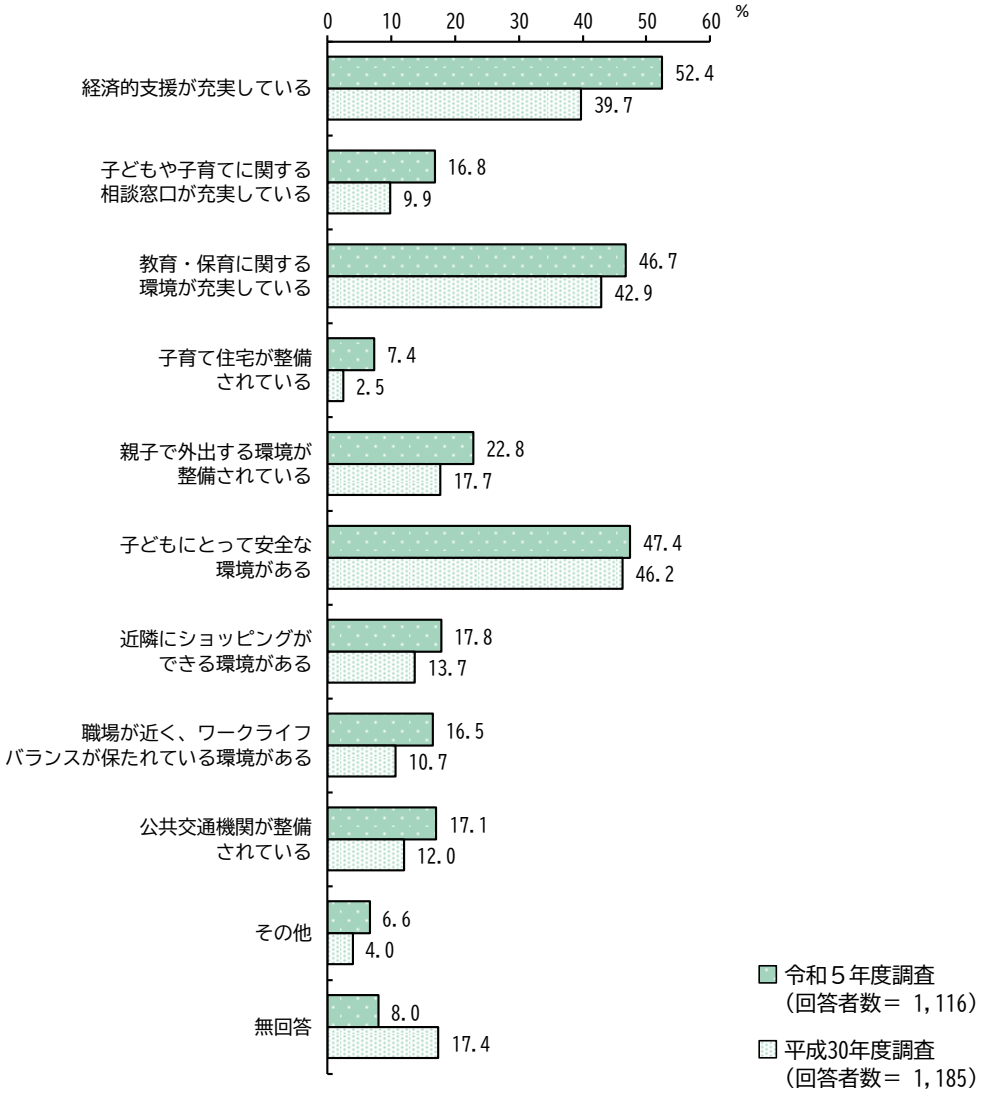
0
10
20
30
40
50
60
%
経済的支援が充実している
52.4
39.7
子どもや子育てに関する
相談窓口が充実している
16.8
9.9
教育・保育に関する
環境が充実している
46.7
42.9
子育て住宅が整備
されている
7.4
2.5
親子で外出する環境が
整備されている
22.8
17.7
子どもにとって安全な
環境がある
47.4
46.2
近隣にショッピングが
できる環境がある
17.8
13.7
職場が近く、ワークライフ
バランスが保たれている環境がある
16.5
10.7
公共交通機関が整備
されている
17.1
12.0
その他
6.6
4.0
無回答
8.0
17.4
令和５年度調査
（回答者数＝ 1,116）
平成30年度調査
（回答者数＝ 1,185）

３　第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」では、100を超える具体的な施策により奈良市の子ども・子育て支援に取り組んできました。

基本方針１　子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもの心身の健やかな成長と発達を総合的に支援してきました。

また、奈良市子ども会議を開催し、子どもの意見表明や参加を支援するとともに、子ども達の提案を踏まえた事業を展開しました。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備するため、幼保施設の再編等を推進してきました。平成29年度には163人であった待機児童数は、計画期間中の令和４年度には８人まで減少しましたが、再び増加傾向にあることから、今後も引き続き、待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへの対応が必要です。

基本方針２　子どもを安心して生み育てられるまちづくり

すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業及び地域の子育て支援事業の充実を図るとともに、切れ目ない提供に努めるとともに、子育ておうえんサイト「子育て@なら」やＳＮＳを活用した情報発信にも努めました。

また、児童虐待対応を含む子育て支援の充実を図り、子ども達の安心・安全を守ることを目的として、令和４年４月に奈良市子どもセンターを開設し、様々な状況におかれた子どもとその家庭に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携した支援体制の強化を図りました。

基本方針３　地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

子育て応援団（子育て支援アドバイザー）による育児の負担軽減支援や「なら子どもサポートネット」による子どもの安全安心に関する情報提供など地域の防犯力の向上を図り、地域の中で子どもや子育て家庭が安心・安全に暮らすことができる環境づくりに努めました。

また、保護者が仕事と家庭を両立させ、男女がともに協力して家庭内での役割を担えるよう、市民や事業主に対する意識啓発を推進し、職場や地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しました。

■ その他主な事業の進捗状況

〇放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、集団生活を体験させながら、健全育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業において、延長保育や夏休み等昼食提供事業の実施に加え、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化により、保護者の負担軽減を図ったことから、入所児童数が令和６年５月１日時点で4,391人に増加しました。

〇産後ケア事業

出産病院からの退院後、赤ちゃんのお世話を学び、お母さんの心身の安定を図ることを目的に、利用可能な助産院や病院で宿泊や日帰り、訪問によるケアを提供しています。令和６年１月より利用料の減額を実施し、利用しやすい体制整備を進めています。

〇子ども医療費助成

令和５年度より、健康保険に加入している高校卒業までの子どもへ対象を拡大し、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成することを目的に子ども医療費助成を行い、令和６年８月には対象となる高校卒業までの全ての医療費助成を現物給付にしました。

〇保育料無償化の拡充

子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和５年度から、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、第２子以降の保育料を無償化しました。

〇「こども家庭センター」の設置

令和６年度より、奈良市子どもセンター内に18歳までの子どもがいるご家庭の様々な相談を受け付ける「こども家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談・支援を行う総合窓口として、一般的な子育てに関する相談から養育困難・虐待等の様々な相談まで専門職員が対応しています。

● 令和６年度奈良市子ども会議の主な意見

開催初年度から10回目を迎える令和６年度奈良市子ども会議では、「子どもにやさしいまち」をテーマに子どもたちみんなで話し合い、ファシリテーターの司会のもとに「子どもにやさしいまち」に必要な要素や自分たちができること、行政ができること等について、自由に自分の意見を発言していました。

話し合いの中では、様々な意見が交わされ、以下のような意見が提案されました。

①　相談できる場所について

・電話相談を24時間体制で受け付けているところを増やしてほしい。
・気軽に相談できる場所をもっと増やしてほしい。
・子どもによる子どものための相談室を作ってほしい。

②　環境整備について

・地域の公園の遊具の点検頻度を増やして子どもが安心安全に遊べるようにしてほしい。
・ユニバールデザインやバリアフリー化を推進し、誰でも利用しやすい公共空間を増やしてほしい。
・街灯やガードレールを増やして、事故やけがを減らせる道にしてほしい。

③　地域交流について

・地域のお祭りを定期的に行って、地域の人との交流の場を増やしてほしい。
・公民館を、避難所だけでなく地域のイベントも含めて市民が集いやすい場所にしてほしい。

④　防災・防犯について

・街灯や防犯カメラを増やして防犯対策をしてほしい。
・地域での避難訓練を増やしてほしい。
・防犯ブザーを配布して子どもの安全が守られるようにしてほしい。

⑤　その他

・地域の特産品を使った講習会を開き、文化を受け継いでいくまちづくりをしてほしい。
・外国人観光客向けの外国語看板を増やし、ルールやマナーをきちんと守れるようにしてほしい。
・学校前や駅前などに子ども用の掲示板を作ってほしい。
・中高生が体を動かしたり、夜まで話せたりする場所を作ってほしい。

第３章　計画の基本理念・基本方針

１　計画の基本理念

奈良市第５次総合計画に掲げる本市の将来像である「「わたし」からはじめる「わたしたち」のまち　奈良」を実現するために、子育てに係るまちづくりの方向性として「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」と定め、子どもをまちの未来そのものと捉え、地域の誰もが子育てに関わり、育つ人も育てる人もその人らしく生きられるまちを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、『こども大綱』でも、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指していることから、本計画では、「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と本市の目指す将来像の実現に向けて、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち　なら」を基本理念として掲げます。

【　基　本　理　念　】

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち　なら

２　計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、４つの基本方針を掲げ、計画を推進します。

（１）「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」で規定しているとおり、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指すため、子どもが権利の主体として尊重される取り組みを推進するとともに、子どもの居場所や体験活動の機会の充実を図ります。

また、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進め、安心して生活できる環境づくりを目指します。さらに、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を図り、健やかな成長を促すための相談体制や情報提供、そして小児医療体制の充実を図ります。

（２）切れ目ない育ちを支えるまちづくり

子ども・若者への切れ目のない支援を充実するため、人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育等について質の高い提供体制を確保するとともに、豊かな人間性と生きる力を育むための学校教育を充実し、心身の健やかな成長を促進する取り組みを推進します。次代を担う若者に対しては、個人の希望に応じた主体的な選択により、将来の自己実現ができるよう包括的な支援を推進します。

（３）様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

困難な状況に置かれている子どもや子育て家庭等が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を支援するため、生活困窮家庭への教育支援や生活支援の充実、子どもの生活を支援する関係機関との連携を強化します。

また、奈良市子どもセンターを中心とした児童虐待の防止や社会的養護を推進するとともに、ヤングケアラーやひとり親家庭、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実します。

（４）地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

少子高齢化・核家族化などにより、家庭のもつ機能が低下傾向にある中で、身近な地域の人たちや関係者など、多様な主体が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが大切であることから、地域の子育て支援を充実させるために、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を提供し、様々な子育て支援サービスを整備するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

さらに、地域全体で子どもを育てる環境を整えるために、地域の子育て支援活動や子どもの見守り活動を推進するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために、固定的性別役割分担意識等を前提とした考え方や働き方を見直すことで男女共同の子育てを促進し、子どもを大切にする社会的な意識づくりを推進します。

3　計画の体系

［ 基本理念 ］	［ 基本方針 ］	［ 基本目標 ］	［ 施策の方向性 ］
「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち　なら」	1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	（1）子どもにとって大切な権利の保障	①子どもが権利の主体として尊重される取組の推進
		（2）子どもの居場所づくりの充実	①子どもの居場所や体験活動の充実
		（3）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	①安心して生活できる環境づくりの推進
		（4）子どもと子育て家庭の健康の確保	①妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実 ②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実 ③妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実
	2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり	（1）乳幼児期の教育・保育の充実	①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実
		（2）学齢期の教育・育成施策の充実	①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ②心身の健やかな成長のための取り組みの充実
		（3）次代を担う若者の支援の充実	①若者への包括的な支援の推進 ②ライフコースの形成支援の充実
	3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり	（1）子どもの貧困対策の推進	①生活困窮家庭等への教育支援の充実 ②生活困窮家庭等への生活支援の充実 ③子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援
		（2）特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実	①児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実
	4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり	（1）地域の子育て支援の充実	①子育て中の親子の居場所づくりの推進 ②多様な子育て支援サービスの充実
		（2）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	①子育てに関する情報提供体制の充実 ②子育て家庭への経済的な支援の充実 ③気軽に相談できる支援体制
		（3）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	①地域における子育て支援活動の充実 ②地域における子どもの見守り活動の推進
		（4）仕事と子育ての両立支援の推進	①男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

第4章　奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組

基本方針１　「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

（１）子どもにとって大切な権利の保障

【 現状・課題 】

一人一人の子どもの権利が尊重され、将来に夢をもって育つことができるまちづくりは、これからの奈良市の未来を築いていくための重要な課題です。

そのため、子どもたちの様々な問題、例えば、貧困やいじめ、虐待、あるいは障害のある子どもや外国籍、多様な文化的背景など、子どもたちを取り巻く状況が変化していく中で、子どもにとってよりよい地域づくり、環境づくりを目指して、すべての子どもや大人が子どもの権利について認識を深めることが必要です。

また、子どもの意見表明・参加は、子どもの自己肯定感や豊かな表現力を育むとともに、家庭、学校、社会の構成員として役割を果たしていくためにも重要な意味を持っています。そのため、様々な場において、子どもの意見表明の機会が確保され、年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重されることが大切です。

さらに、児童虐待により子どもの人権が侵害される様々な事態も生じており、子どもの人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

今後も、子どもの権利の意識の醸成に向けた啓発や、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもに関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

全ての子ども及び子育て当事者や教職員等子どもの健やかな育ちを支援する大人などに対して、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例やこども基本法の内容について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、子どもの意見表明・参加の場として「奈良市子ども会議」を毎年開催します。

これらの取組を通して、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが家族、学校、社会生活に関わり、自立するための知識と経験を得られるよう、子どもの今とこれからにとって最善の利益を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。
権利擁護事業	子どもの権利を尊重したまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解を深めるための広報・啓発や、既存の事業や相談窓口等の充実を図るための研修・情報共有に努めます。
子ども権利擁護推進事業	一時保護もしくは一時保護委託または里親等への委託もしくは施設入所となった子どものもとを、意見表明支援員が訪問し、子どもが自らの意見や意向を表明する支援をしています。意見表明を支援することで、子どもの権利擁護の推進を図っています。
人権教育の推進	教員の人権意識の高揚や人権教育の実践的な指導力を養うため、指導方法の工夫改善に資する教員研修等を充実させることで、児童生徒に対する人権教育の更なる推進を図ります。

（2）子どもの居場所づくりの充実

【 現状・課題 】

本市では、子どもの居場所づくりとして、安全で安心できる環境や、自然との触れ合いや遊び等様々な体験、子ども同士の交流を行う場の充実を図ることで、子どもが自身の体験を通して成長する機会を提供しています。

アンケート調査では、子どもの放課後の過ごし方については、「自宅」や「習いごとや塾」に加え、共働き家庭が増加していることから、バンビーホーム（放課後児童クラブ）を希望する保護者も多くなっています。そのため、子どもの安全や安心を確保しつつ、保護者が望む就労形態で働けるよう、放課後児童クラブ等を充実させるとともに、それ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

また、子ども同士が交流できる場の希望としては、「子ども同士で自主的な活動などができる場」や「音楽やスポーツなど子どもの興味があることができる場」、「勉強をしたり教えてもらったりできる場」などの回答割合が高く、さらに、子ども会議等において、子ども当事者からも同様の意見が多く寄せられています。

自身の居場所を多く持つ子どもは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識について高まる傾向にあることから、それぞれに適時適切な居場所を持てるよう、子どもの声を聴きながら多様な居場所づくりや体験機会の場の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

❶ 子どもの居場所や体験活動の充実

子どもの自立性や社会性を育み、豊かな成長を支援するために、バンビーホーム、児童館等の子どもの居場所となる施設の環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）を行い、身近なところで子どもが安全で安心して気軽に集まれる居場所づくりを進めます。

また、子どもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ・文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。
教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。
スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。
おはなし会の実施	乳幼児向けふれあいおはなし会及び子ども向けおはなし会を実施することで、子どもが本と触れ合い、読書に親しむ機会を設けます。
子育て支援図書郵送貸出サービス	６歳以下の未就学児に対し、無料で図書郵送貸出サービスをおこない、育児で外出することが困難な場合でも、非来館で図書に触れてもらう機会を増やします。

（3）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、通学路や公園等の施設整備など子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めています。

アンケート調査では、「子どもにやさしいまち」だと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」、「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。

また、「子育てしやすいまち」と感じる条件は「子どもにとって安全な環境がある」の割合が高くなっており、さらに、子ども会議等において、子ども当事者の意見としても、道路や公園等について安全な生活環境を望む声が多くあります。

今後も、子どもや子育て家庭が「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」と感じられるよう、子どもが、安全・安心に生活し、のびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

【 施策の方向性 】

❶ 安心して生活できる環境づくりの推進

子どもや子育て世帯が安全・安心で快適に生活を送るために通学路等の整備や公園施設（遊具等）の充実を図り、居住・外出しやすい環境等の整備を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。
公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。
公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。
キッズ・ゾーン整備事業	「キッズ・ゾーンの設定に関する基準」に基づき、市内の保育所等周辺において、キッズ・ゾーンを設定し、周知のため路面標示を行います。

（４）子どもと子育て家庭の健康の確保

【 現状・課題 】

少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。

そのため、本市では、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。

これまで、子どもの健やかな成長発達を支援するため、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実するとともに、健康に関する情報発信を図りました。

また、関係機関と連携を図り小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めてきました。

アンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「０～２歳」「３～５歳」の保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」が約４割半ばを超えて最も多くなっていることからも、子育て当事者の不安解消するためライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、ＮＰＯなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めることが必要です。

さらに、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ることが必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
不妊治療等助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療等に要する費用を助成します。
母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。
産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
産後ケア事業	生後１歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。
１か月児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的として、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を目的として行う１か月児健康診査を受診しやくするため、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
４か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後４か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、４か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
１０か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後 10 か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
１歳７か月児健診、１歳７か月児歯科健診	１歳７か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
３歳６か月児健診、３歳６か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

事業名	事業概要
フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、２歳０か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後２か月～５歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後２か月～５歳未満) ・ＢＣＧ（１歳未満） ・５種混合（生後２か月～７歳６か月未満） ・４種混合（生後２か月～７歳６か月未満） ・三種混合（生後２か月～７歳６か月未満） ・二種混合（１１歳～１３歳未満） ・不活化ポリオ（生後２か月～７歳６か月未満） ・ＭＲ（麻しん・風しん） 　第１期（１歳～２歳未満） 　第２期（年長児） ・水痘（１歳～３歳未満） ・日本脳炎 　第１期（生後６か月～７歳６か月未満） 　第２期（９歳～13 歳未満） ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学６年生～高校１年生相当の女子) ・Ｂ型肝炎（１歳未満） ・ロタウイルス感染症（ロタリックス：出生６週０日後から出生 20 週０日後まで　ロタテック：出生６週０日後から出生 32 週０日後まで　）

❷ 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、身近なところでの相談支援体制を確保する等、子どもの健やかな成育の推進を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。 地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。
発達支援	主に１歳７か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を支援します。

❸ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携をとり、小児医療体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。
妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本方針２　切れ目ない育ちを支えるまちづくり

（１）乳幼児期の教育・保育等の充実

【 現状・課題 】

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の一体的提供や、一時預かり保育事業等によるきめ細かなサービスをより一層充実させる取り組みを推進しています。

これまで、認定こども園、幼稚園及び保育所における教育・保育の場で、様々な経験を通して発達に応じた子どもの育ちを保障していくため、質の高い就学前教育・保育の充実、職員の資質向上を図ってきました。

アンケート調査では、母親の現在の就労状況は、「就労している（育休等含む）」が約７割と最も高くなっています。また、就労していない人であっても、就労意向のある人が約７割であることから、保育のニーズが今後も高まっていくことが考えられます。

この他にも、土曜日や日曜日・祝日等の休日や、長期休暇時、子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、こ幼保小の関係者が連携し、円滑な接続を図るとともに、保育士等の研修等を通じて、人材の資質向上を図ることが求められます。

今後は、少子化や、就労形態・就労時間の変化、多様化する保護者のニーズ等、教育・保育の量的ニーズの長期的な見通しと、質的ニーズの変化を踏まえて、対応していくことが必要となります。

【 施策の方向性 】

❶ 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、その需要と就学前人口の将来推計を勘案した施設整備や環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）、各種事業のきめ細やかなサービスを行い、保護者の就労に関わらず、一層充実した教育・保育等の提供を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

事業名	事業概要
教育･保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。
市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用（いわゆる民間移管）することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。
幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。

❷ 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

教育・保育施設間等での交流や研修を実施し、資質の向上等を図るとともに、アレルギーや医療的ケア等に配慮することにより、子どもの心身ともに健康で自分らしい成長を支援し、就学前教育・保育の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども園､幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
こども園､幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。
特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。
こども園､幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。
こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心･安全でおいしい給食の提供に努めます。
民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。

事業名	事業概要
保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。
私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

（２）学齢期の教育・育成施策の充実

【 現状・課題 】

グローバル化や情報通信技術の進展などにより子どもを取り巻く学びの環境が多様化する一方で、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、生活環境の変化等により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、子どもの自主性・社会性・創造性を育んでいく必要があります。

本市では、子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・育成の体制の一層の充実を図っています。

アンケート調査では、「小学生」の保護者は、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの教育に関すること」が46.8%で最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%と続いています。

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。子どもの健全な育成を進めるためには、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、自己肯定感を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。さらに、子どもの健康の保持増進のために、様々な相談支援体制を整えることが必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、探究的な学びを生涯にわたって主体的に続ける力を身に付け、多様な価値観を理解し、思いやりの心を養えるように、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図ります。

事業名	事業概要
学校ＩＣＴの推進	タブレット端末等のＩＣＴ機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会で、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議を行うことにより、地域の意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを実現するとともに、学校運営の一層の改善を図ります。
教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。
日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。

❷ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

子どもが、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、様々な教育や普及啓発・相談支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には支援員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。
すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
エイズ･性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO 団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。
20 歳未満の者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
思春期保健対策（性）	10 代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。

事業名	事業概要
いじめ等に関する相談	「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談を行っています。
スクールソーシャルワーカー	市立学校へスクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインと共に周知し、各校の実情に応じた児童生徒の困り感に寄り添い、教職員と共に対応する。
不登校支援事業	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「教育支援センターＨＯＰ」や、体験活動を中心とした支援を行う「公設フリースクールＨＯＰ青山」（Ｒ３年 11 月開設）、「公設フリースクールＨＯＰあやめ池」（Ｒ５年４月開設）、そして校内フリースクール（Ｒ６年度に中学校４校）を通して、不登校児童生徒一人一人の状態や課題に応じたきめ細やかな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っていきます。関係機関や民間団体との連携した支援も重要となることから、それらもふまえた取り組みを進めていきます。

（３）次代を担う若者の支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、若者の自立支援を行うため、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族等からの相談を受け付けているほか、若者が理想の将来像を描くために必要となる多様な経験を積むことができる機会の提供を図っています。

しかしながら、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が複雑化し、かつ結婚・子育てを希望するも叶わない人や早期離職する人が増加傾向にあるなど、若者に関する課題は深刻化しています。

そのため、次代を担う若者に対して、様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

また、若者が進学・就職・結婚といった各段階において、適切なライフコースを選択することができるために、様々な仕事やロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを経験することで、若者が自身の理想のライフデザインを描けるよう意識啓発し、発達段階やライフステージごとで必要となる情報の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

❶ 若者への包括的な支援の推進

ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、社会参加や就労に向けた支援を行います。

また、若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮できるよう、地域全体での支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
若者サポートセンター「Restart なら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和２年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。
中学生･高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業	将来の夢を叶えるために海外で探究学習をすることにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を養うことを目的とし、それに伴う海外での活動に要する経費の一部を補助します。
高校生観光特派員事業	奈良市の伝統行事やイベントの取材、日々の自主活動などを通して、「奈良の良いところ」を学生目線で発見して頂き、ＳＮＳで情報発信し、奈良ファンを増やすことを目的としています。これからの奈良の未来を担う世代が奈良市の観光について情報発信をしていくことで、同世代の若い人たちにも奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。
学生向け創業機運醸成事業	何かを始めたいと考える起業予備軍の学生（主に大学生）を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業を働き方の１つとして考える機会を創出するためのプログラムを実施します。奈良での就職や何かに挑戦する意識を高め、将来的には市内での就職や起業に繋がることを目指します。
地域に飛び出す学生支援事業	奈良市内で地域活性化や地域課題解決のための活動を行う学生団体に対し、活動費の補助を行い、若者が地域住民や団体、地元企業など様々な主体と繋がり交流することで、地域への愛着の醸成等の促進を目指します。
NARA ARTS BRIDGE for Youth	高校生から 25 歳まで青少年が、韓国の済州や中国の寧波へ海外渡航するプログラムと、奈良で交流を行う国内での日中韓交流プログラム等を行い、国際文化交流を実施しています。
奈良市アートプロジェクト古都祝奈良	公募で募集した中学生・高校生が、プロの演劇人の指導のもと、創作から舞台公演までの活動を通じ、表現する喜びを体感する青少年演劇のプログラムを実施しています。

❷ ライフコースの形成支援の充実

若い世代が、個人の自由な選択を尊重しながら、出会い、結婚、妊娠・出産の希望に応じたライフコースが形成できるよう、正しい知識の普及・啓発などの多様な機会の提供に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
大学生向けライフキャリア講座	将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。
出会い・結婚支援事業	多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを叶えることができるよう、様々な出会いと婚活の支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。

基本方針３　様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

（１）子どもの貧困対策の推進

【 現状・課題 】

本市では、子どもの貧困対策として、生活に困窮する子育て世帯等の生活の安定を支援するため、各種手当や就学援助等の経済的支援や就労相談や資格取得等の就労支援を推進するとともに、相談体制の充実を図っています。

令和３年の奈良市子どもの生活に関するアンケート調査では、本市の子ども（17歳以下）の相対的貧困率は16.8％であり、実に６人に１人が貧困状態にあります。次代を担う子どもたちの無限の可能性を断ち切ることなく、将来への夢と希望を持って、子どもたち自らの力で未来を切り開くことができるよう、対策の強化が必要です。

そのためには、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、住宅支援や子育て支援等の生活支援及び子どもの教育の機会均等や体験格差の是正への取組が必要です。

また、子どもの貧困については、社会的、文化的な環境が十分でない環境におかれていることが多く、複雑な課題を抱えているケースもあることから、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 生活困窮家庭等への教育支援の充実

経済的格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼしますが、子どもが家庭環境に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。また、安心して自分らしく生きていけるよう、個々の状況に応じた教育や体験活動の機会提供を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。
子どもの体験支援事業	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室に関する事業を実施します。

❷ 生活困窮家庭等への生活支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、子育て世帯の生活の安定や就労に向けた継続的な支援等、様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。
女性問題相談事業	女性問題相談室では、家族・ＤＶ・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方等の悩みについて、女性問題相談員が相談に応じます。
女性のための無料法律相談事業	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。
市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	市営住宅等の入居者募集において、子育て世帯(小学校就学前の児童がいる世帯)・多子世帯(18 歳未満の児童が３人以上いる世帯)・母子父子世帯(20 歳未満の子がいる母子父子世帯)に対して、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式を実施します。

❸ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、関係機関との連携を深め、子育て支援や生活支援等、総合的な支援が行えるよう協働・支援体制を整備するとともに、支援に漏れる人がないように制度の周知を継続して行います。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市フードバンク事業	物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。 また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限の短い食品を含めた食品等の提供を行います。

（２）特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

【 現状・課題 】

保護者から適切な養育を受けられない児童、障害児や医療的ケア児、ひとり親家庭など様々な配慮が必要な子どもや子育て家庭に対する取組みは重要な課題です。

児童虐待の通告件数は年々増加している状況であり、虐待の辛さはその場だけにとどまらず、その子の将来にも長く影響を与え、回復に多くの時間を必要とします。また、本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子ども（ヤングケアラー）については、学校生活や友人関係等子ども時代に享受すべき機会を失ってしまう可能性がありますが、子ども本人や家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、発見が難しいことが特徴となっています。

今後も、児童虐待の未然防止やヤングケアラーの支援をすすめるためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

障害児や医療的ケア児、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じた健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育・保育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する取組が必要です。

令和３年に実施したアンケート調査において、本市のひとり親家庭の56.1%が相対的貧困状態にあることがわかりました。また子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭は、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないこともあることから、手当等の経済的支援や就労支援、養育費の確保支援に加えて、子育て・生活支援が求められます。

【 施策の方向性 】

❶ 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

全ての子どもとその家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「奈良市子どもセンター」での支援を実施します。

令和６年６月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援に努めるべき対象として定義され、積極的な支援が求められています。

「奈良市子どもセンター」では、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子ども家庭総合支援拠点事業（こども家庭センター事業）	これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。
「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び 10 代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。
ヤングケアラー相談支援事業	専門のコーディネーターを配置し、当事者、またはその家族、市民の方などからの相談を、電話、面談または、E-mail により、実施しています。
子育て世帯訪問支援事業（エンゼルサポート事業･子どもケアラーサポート事業）	平成 30 年 10 月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。 令和５年９月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
社会的養育支援の充実	里親等委託率の向上にむけた取り組みを推進するとともに、社会的養護の下で生活する子どもたちに健やかな成長・発達や自立等を保障するため、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいきます。また、社会的養護経験者等の相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合等においては、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。

❷ ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える多様な課題を支援するため、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、それらの支援の充実と周知に努めます。また、子どもに届く生活・学習支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と 18 歳未満（18 歳到達後最初の３月 31 日まで）の子や父母のいない 18 歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）
ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
ひとり親家庭等生活支援事業	奈良市内に在住のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に、講習会の開催や情報交換会などを実施しています。
母子家庭等就業･自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。 また、養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。弁護士による法律相談も実施しており、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
養育費確保支援事業	養育費確保に関する相談を、専門的な助言のできる弁護士の無料相談につなぎます。また、養育費を受け取れていないひとり親が、養育費確保に必要な手続きで発生する手数料等の実費払い分や弁護活動の着手金の一部を市が負担します。
母子生活支援施設措置事業	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、監護している児童の福祉に欠けるところがある場合においてその保護者から申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している母または父（または、母または父にかわってその児童を養育している者）に手当を支給します。

❸ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応する支援の推進を図ります。

本市の関連計画との整合性を図りながら、障害のあるまたは医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、必要な支援を行います。

また、地域において必要な支援が受けられるよう関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
障害児通所支援	療育の必要性のある児童を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。
みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出は対象外で、原則として１日の範囲内で終わるものに限ります。※病院に入院されている方は、利用できません。
相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。
親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。
長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。

基本方針４　地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

（１）地域の子育て支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進することで子育ての孤立感・不安感を解消できるよう支援しています。子育て中の親と子が気軽に参加し、交流や情報交換が日常的にできるような環境づくりに努めていますが、様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、多様なニーズに対応したサービスを今後も継続していく必要があります。

アンケート調査では、「子育て広場」の「０～２歳」の保護者の認知度は約９割に上昇しているものの、これ以外の地域子育て支援事業の認知度が５割未満となっていることから更なる周知を図ることが必要です。

また、子どもの幸福度を高めていくためには、様々な人や環境の中で、豊かな遊びや体験に触れることが重要な要素であるとともに、妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援する場を提供することも大切です。

今後も、市の子育て支援事業については、サービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、子育て親子が利用しやすい環境づくりや、相談体制の充実を進めることが必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 子育て中の親子の居場所づくりの推進

子育て中の保護者同士の支えあいや交流を大切にし、地域における子育て中の親と子の多様な居場所の充実に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月１～２回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。
公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業、②子育て支援教室・講座（保護者対象）、③体験教室・講座（親子対象）、④体験教室・講座（児童対象）、⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）

❷ 多様な子育て支援サービスの充実

様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、必要とするサービスを必要な時に利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを今後も継続し、情報提供に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。
病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後２時から 10 時までの時間帯のうち、１日４時間、６か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）

（２）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、子育てに関する相談について、様々な状況にある家庭が身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう関係機関が連携し相談窓口の体制の充実に努めています。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、ホームページやＳＮＳなど様々な媒体を活用し、常に新しい情報の発信に取り組んでいます。

少子化が進む中、子育てや教育にお金がかかることを理由に理想とする数の子どもを持てないという声があることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、貧困によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう経済的に困窮する家庭に対する支援を充実させていくことが必要です。

アンケート調査では、子育てに関する情報の入手について、「インターネット、ＳＮＳ」や「隣近所の人、知人、友人」、「学校・保育所・幼稚園・こども園」の回答が多く、今後もサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めることが必要です。

子育てしやすいまちだと感じる条件については、全ての年代層において、「経済的支援が充実している」が約５割となっていて、今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が必要です。

さらに、核家族の増加など、孤立した子育てになりやすい環境もあるため、子育て家庭が日常的に感じる疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、身近で気軽に相談し解決できる場を作ることが求められています。

【 施策の方向性 】

❶ 子育てに関する情報提供体制の充実

子育てに関する正しい情報を、個々のニーズに応じて的確に提供できるよう、様々な状況にある家庭が相談しやすい環境を整備・充実させるとともに、ホームページやＳＮＳなども含めた様々な媒体を活用し、きめ細かな情報の発信に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
子育て世代支援ＰＲ事業	子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのＰＲ活動を実施します。
こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。
家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。

❷ 子育て家庭への経済的な支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、経済的な支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子ども医療費助成	健康保険に加入している 18 歳未満（18 歳到達後最初の３月 31 日までの子ども）を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

事業名	事業概要
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。
保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、０～２歳児の保育料について、第２子を半額、第３子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、国の多子の算定方法では多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、これらの要件を撤廃した市独自の算定方法に基づき、すべての世帯の第２子以降の子どもの保育料を無償とします。
児童手当	０歳から高校修了（18 歳になった後の最初の３月 31 日）前の子どもを養育している方に手当を支給します。

❸ 気軽に相談できる支援体制

地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るため、家庭児童相談室での相談に加え、地域子育て相談機関の設置を進めるともに、こども家庭センターと連携し、専門の職員同士の連携・協力により相談体制を充実します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
地域子育て相談機関	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方の子育てに関する相談を受け、助言や情報提供を行います。必要に応じてこども家庭センターと連携し、支援につなげます。

（3）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体での防犯活動や、子どもを見守り育てる意識啓発を推進しています。

アンケート調査では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、いずれの年代層の保護者も「安心して子育てできる環境がある」と答えた人が６割以上となっています。さらに、子ども当事者からも同様の意見が数多く寄せられており、今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向性 】

❶ 地域における子育て支援活動の充実

地域社会で子どもを見守り育てる活動を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
子育て支援アドバイザー事業（子育ておうえん隊）	子育ておうえん隊員として登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。
子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員は、子どもや子育て家庭によりそい、子育てや困りごとの相談にのり、地域や専門機関、専門家につなぎます。また、地域の児童福祉に関する機関との連携を図るため、主任児童委員が指名されています。

❷ 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保できるよう、警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、地域社会全体での防犯・交通安全対策等に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。
防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。
学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

（4）仕事と子育ての両立支援の推進

【 現状・課題 】

本市では、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、仕事と子育ての両立を可能にするための意識啓発に努めています。

アンケート調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合は増加していますが、父親は母親より低い状況が続いています。父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続いており、ともに前回調査と比べて増加し、４割を超えています。

女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境づくりを進めるためには、ジェンダーに関わる無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）にとらわれることなく、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

今後も、男女で育児・家事を分担しつつ、希望に応じてキャリア形成と子育ての両立をするためにも働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

❶ 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
男女共同の家事・育児の推進	「イクメンハンドブック」や、「どうする？我が家の家事育児シート」等を配信し、男女共同参画意識の周知啓発に努めます。
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

第5章　教育・保育の量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

（1）教育・保育における提供区域

教育・保育における提供区域の設定においては、第一期計画、第二期計画において、「奈良市総合計画」における７つのゾーンを勘案したうえで21の中学校区の組み合わせである５つの区域を設定しています。本計画においても、これまでの考え方を踏襲し、５区域において、教育・保育サービスの提供を実施していきます。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものでもありません。

本計画における教育・保育提供区域（５区域）

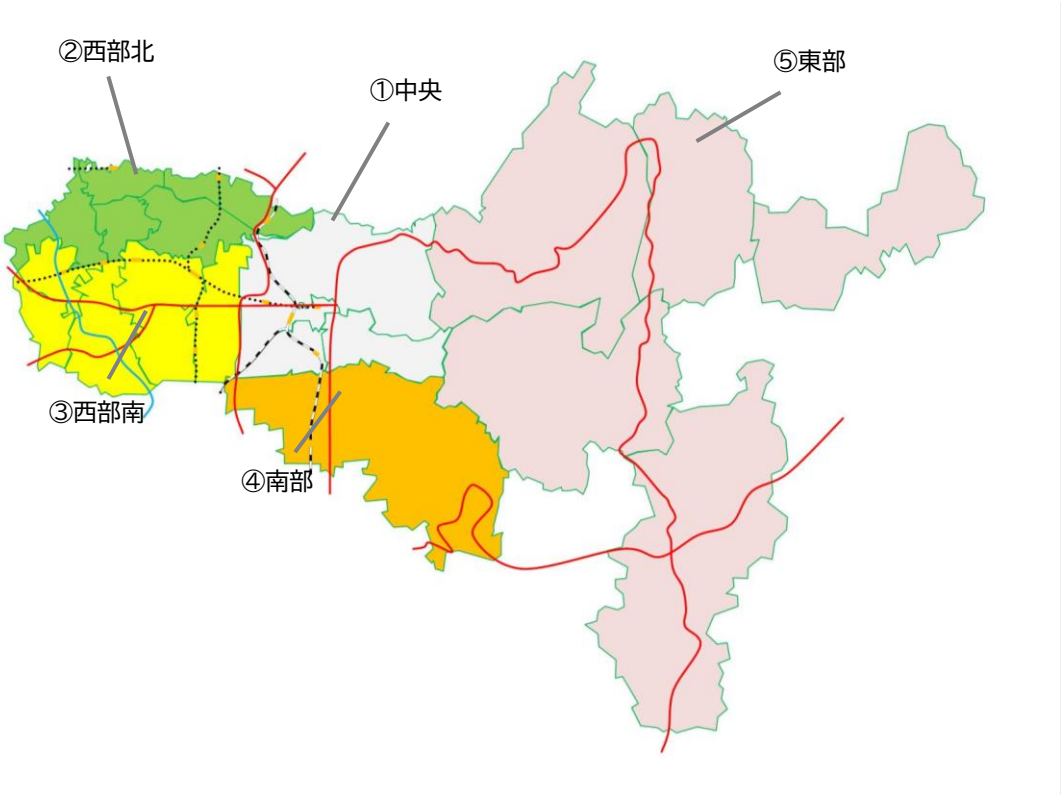

区域	区域名	構成する中学校区	（参考）奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン 西北部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三	
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

（令和７年３月時点）

（２）地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の４事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

事業	提供区域
時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育における提供区域に準じる
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	
一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	

② 市全域を提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の15事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
産後ケア事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

（３）提供区域ごとの施設・事業の実施状況

① 中央

ア　教育・保育施設

中央では、幼稚園が５園、保育所が10園、認定こども園が13園、地域型保育事業所が２園設置されています。

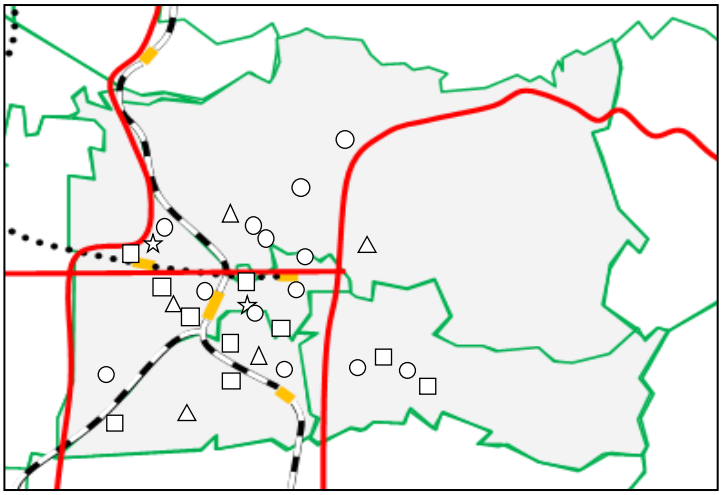

印	施設名
○	認定こども園
△	幼　稚　園
□	保　育　所
☆	地域型保育事業所
（令和７年３月時点）	

イ　地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が４箇所（児童館２箇所含む）、子育てスポット６箇所、保育所等での一時預かりが６箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

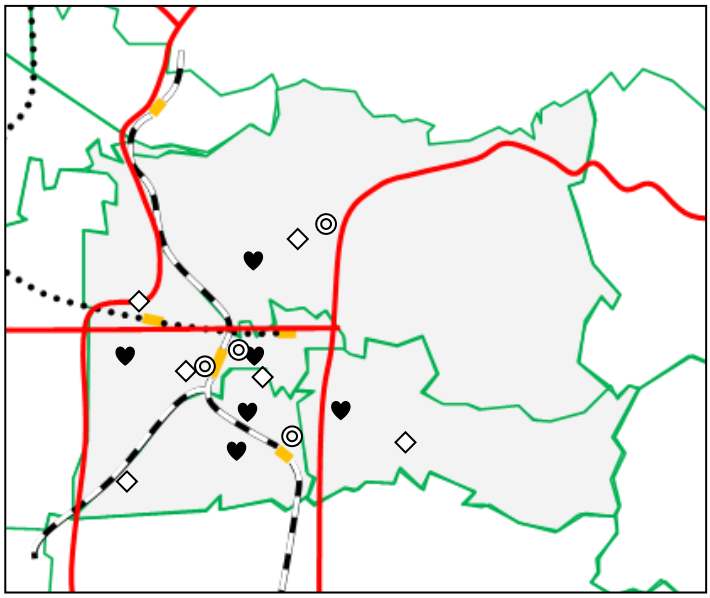

印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
（令和７年３月時点）	

② 西部北

ア　教育・保育施設

西部北では、幼稚園が４園、保育所（保育所分園を含む）が７園、認定こども園が14園、地域型保育事業所が１園設置されています。

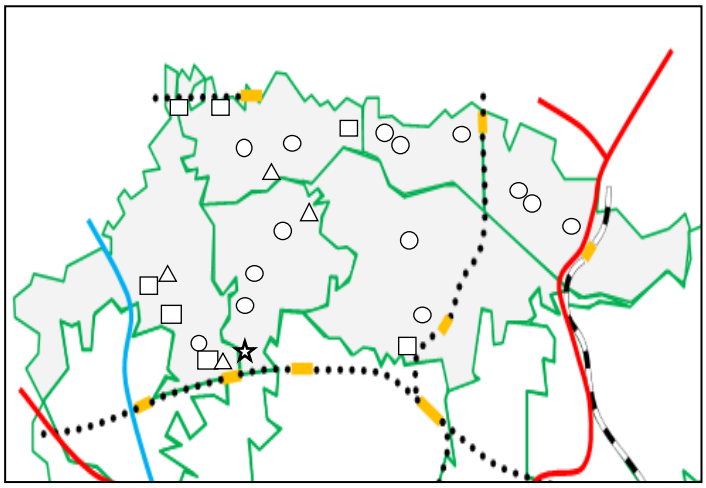

印	施設名
○	認定こども園
△	幼　稚　園
□	保　育　所
☆	地域型保育事業所
（令和７年３月時点）	

イ　地域の子育て支援事業

西部北では、子育て広場が５箇所、子育てスポット２箇所、保育所等での一時預かりが７箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

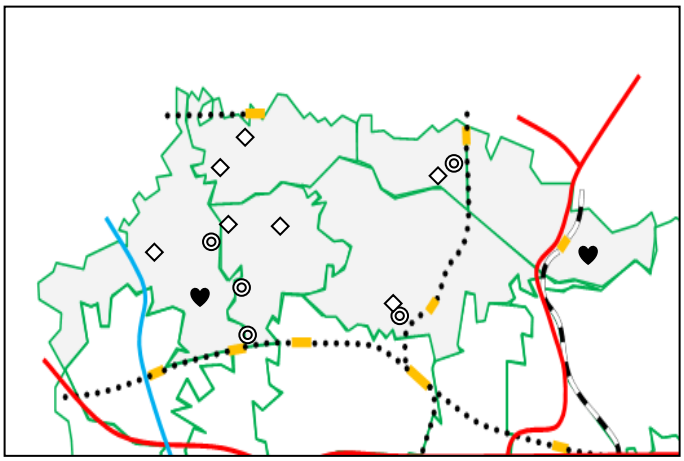

印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
（令和７年３月時点）	

③ 西部南

ア　教育・保育施設

西部南では、幼稚園が10園、保育所（保育所分園を含む）が10園、認定こども園が11園、地域型保育事業所が４園設置されています。

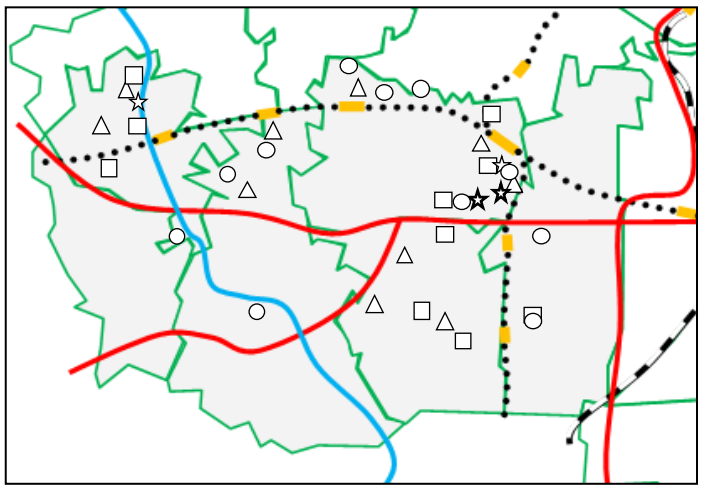

印	施設名
○	認定こども園
△	幼　稚　園
□	保　育　所
☆	地域型保育事業所
（令和７年３月時点）	

イ　地域の子育て支援事業

西部南では、子育て広場が６箇所、子育てスポット８箇所、保育所等での一時預かりが10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が14箇所設置されています。

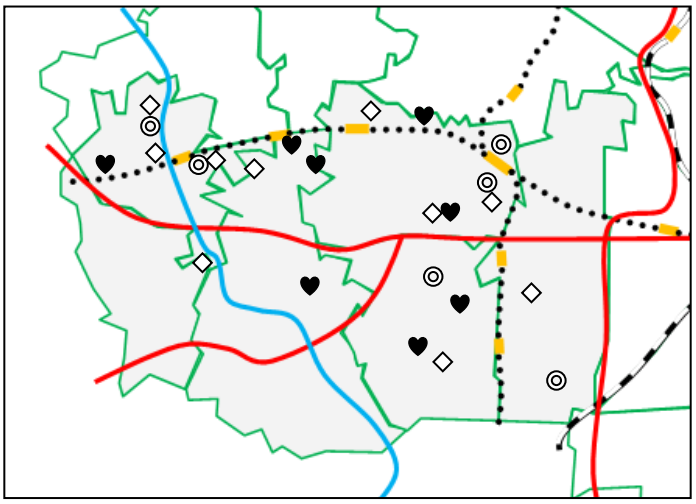

印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
（令和７年３月時点）	

④ 南部

ア　教育・保育施設

南部では、保育所が１園、認定こども園が４園設置されています。

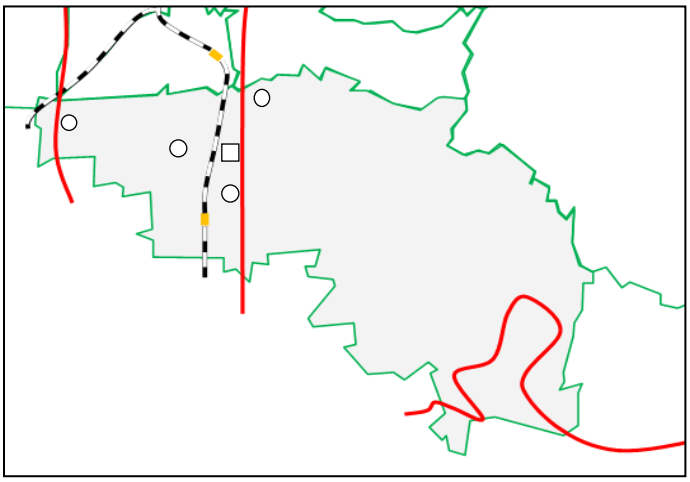

印	施設名
○	認定こども園
△	幼　稚　園
□	保　育　所
☆	地域型保育事業所
（令和７年３月時点）	

イ　地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が３箇所（児童館２箇所含む）、子育てスポットが３箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が４箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されておりません。

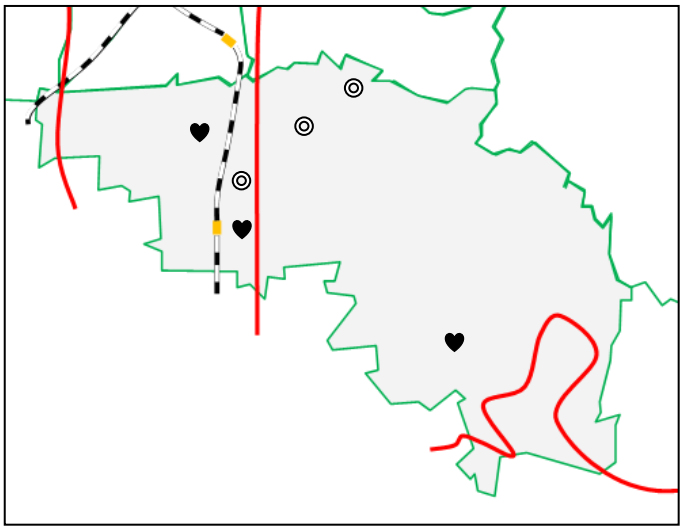

印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
（令和７年３月時点）	

⑤ 東部

ア　教育・保育施設

東部では、認定こども園が４園設置されています。（１園休園中）

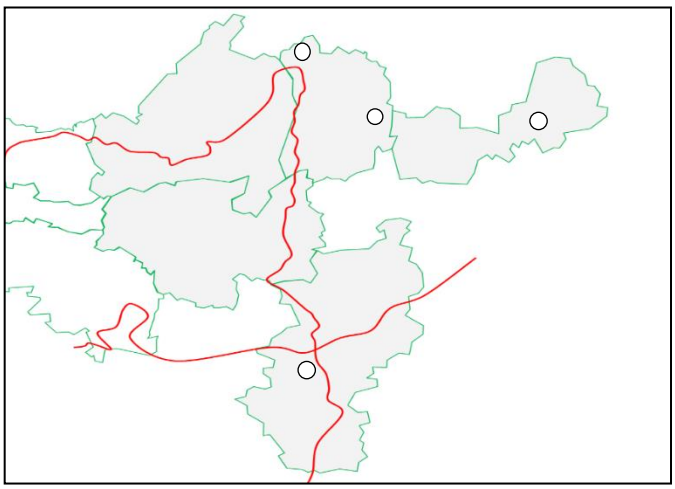

印	施設名
○	認定こども園
△	幼　稚　園
□	保　育　所
☆	地域型保育事業所
（令和７年３月時点）	

イ　地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が１箇所、子育てスポットが３箇所、保育所等での一時預かりが１箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が５箇所設置されています。

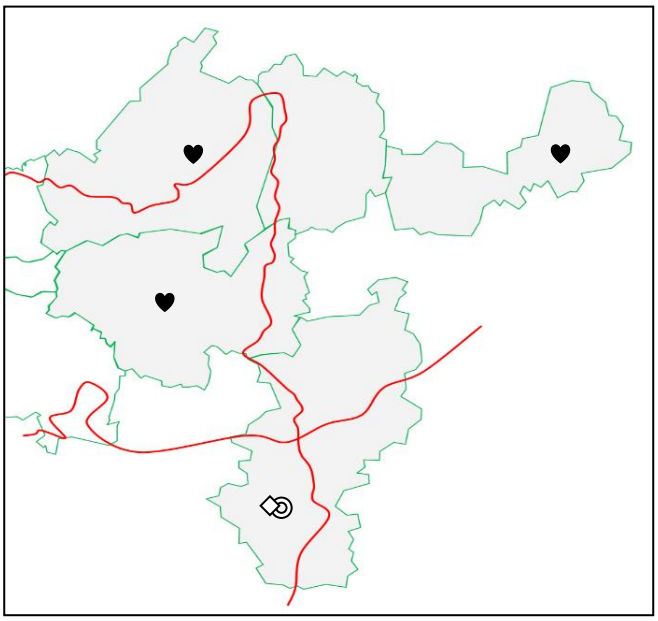

印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
（令和７年３月時点）	

２　人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画の対象となる、０歳から17歳までの子どもの人口を令和２年から令和６年の４月１日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

０歳から17歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

単位：人

年齢	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
１歳	1,876	1,920	1,876	1,839	1,811
２歳	2,037	1,913	1,956	1,912	1,874
３歳	2,255	2,079	1,951	1,995	1,951
４歳	2,203	2,283	2,104	1,974	2,019
５歳	2,406	2,226	2,305	2,124	1,992
６歳	2,473	2,450	2,268	2,349	2,163
７歳	2,555	2,491	2,467	2,285	2,366
８歳	2,666	2,571	2,506	2,482	2,299
９歳	2,784	2,685	2,588	2,524	2,500
10歳	2,783	2,802	2,702	2,605	2,540
11歳	2,799	2,793	2,813	2,712	2,615
12歳	2,939	2,827	2,822	2,842	2,738
13歳	2,917	2,961	2,848	2,841	2,863
14歳	2,932	2,919	2,962	2,849	2,841
15歳	2,995	2,934	2,921	2,964	2,852
16歳	2,900	3,010	2,952	2,932	2,981
17歳	3,095	2,897	3,007	2,948	2,930

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

３　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

表の見方について

			令和７年度					
※１			１号認定	２号認定		３号認定		
				教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
	児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
※２	量の見込み（Ａ）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
	確保方策							
※３	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,770		4,208	1,214	1,069	762
	確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
	確保方策合計（Ｂ）		4,286		4,263	1,314	1,160	829
※４	不足（Ｂ）－（Ａ）※		0		0	0	0	0

※１　認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。
□１号認定…３歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
□２号認定…３歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
・教育希望が強い：幼稚園を希望
・左記以外：保育所、認定こども園を希望
□３号認定…３歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
（保育所や認定こども園、地域型保育事業等を希望）

※２　量の見込み…認定区分ごとのニーズ量を示しています。

※３　確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。
□特定教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園
□確認を受けない幼保施設…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園、国立認定こども園、企業主導型保育事業所等
□特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等

※４　ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。
ニーズ量を満たす場合は、「０」で記載しています。

（市全域）

【 令和７年度 】

		令和７年度					
		１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
量の見込み（Ａ）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,770		4,208	1214	1069	762
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（Ｂ）		4,286		4,263	1,314	1,160	829
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

【 令和８年度 】

		令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
児童数（推計）		6,588			1,913	1,920	1,789
量の見込み（Ａ）		2,239	485	3,755	1,135	1,106	587
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,704		4,226	1,221	1,076	765
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（Ｂ）		4,220		4,281	1,321	1,173	838
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

【 令和９年度 】

		令和９年度					
		１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
児童数（推計）		6,360			1,956	1,876	1,754
量の見込み（Ａ）		2,144	493	3,653	1,182	1,096	590
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,669		4,226	1,221	1,076	765
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（Ｂ）		4,185		4,281	1,321	1,173	838
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

【 令和10年度 】

		令和10年度					
		１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
児童数（推計）		6,093			1,912	1,839	1,726
量の見込み（Ａ）		2,037	496	3,514	1,177	1,089	594
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,634		4,226	1,224	1,079	768
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（Ｂ）		4,150		4,281	1,324	1,176	841
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

【 令和11年度 】

		令和11年度					
		１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
児童数（推計）		5,962			1,874	1,811	1,697
量の見込み（Ａ）		1,977	507	3,456	1,169	1,085	593
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,634		4,226	1,224	1,079	768
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（Ｂ）		4,150		4,281	1,324	1,176	841
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

（提供区域別）

①中央

		令和７年度						令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		542	110	1,182	366	319	183	506	106	1,111	346	331	183
確保方策	特定教育・保育施設	797		1,339	402	348	232	731		1,357	403	349	232
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	28	23	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（Ｂ）		1,051		1,371	452	391	263	985		1,389	453	398	269
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和９年度						令和10年度					
		１号	２号		３号			１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		484	105	1,070	358	325	184	462	104	1,027	350	320	185
確保方策	特定教育・保育施設	696		1,357	403	349	232	661		1,357	406	352	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（Ｂ）		950		1,389	453	398	269	915		1,389	456	401	272
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		451	105	1,010	342	316	186
確保方策	特定教育・保育施設	661		1,357	406	352	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8
確保方策合計（Ｂ）		915		1,389	456	401	272
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

②西部北

		令和７年度						令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		750	138	1,075	327	322	175	724	141	1,040	330	328	177
確保方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（Ｂ）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	▲21	0	0		0	0	▲27	0

		令和９年度						令和10年度					
		１号	２号		３号			１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		705	146	1,015	347	322	180	684	149	986	352	316	183
確保方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（Ｂ）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	▲9	▲21	0	0		0	▲14	▲15	0

		令和11年度					
		１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		686	157	992	355	311	180
確保方策	特定教育・保育施設	863		1148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3
確保方策合計（Ｂ）		1314		1155	338	301	208
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	▲17	▲10	0

③西部南

		令和７年度						令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		955	211	1,341	428	371	198	914	219	1,363	397	389	198
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	364	330	259	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（Ｂ）		1,686		1,294	401	365	285	1,686		1,294	407	371	288
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		▲47	▲27	▲6	0	0		▲69	0	▲18	0

		令和９年度						令和10年度					
		１号	２号		３号			１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		860	223	1,340	415	392	198	796	224	1,285	416	396	198
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（Ｂ）		1,686		1,294	407	371	288	1686		1,294	407	371	288
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		▲46	▲8	▲21	0	0		0	▲9	▲25	0

		令和11年度					
		１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		741	225	1,241	415	400	199
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21
確保方策合計（Ｂ）		1,686		1,294	407	371	288
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	▲8	▲29	0

④南部

		令和７年度						令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		95	13	209	50	44	24	91	13	186	52	47	23
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和９年度						令和10年度					
		１号	２号		３号			１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		92	13	178	52	46	23	92	13	167	50	47	23
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		97	14	168	49	48	23
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		161		316	90	80	60
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

⑤東部

		令和７年度						令和８年度					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		4	6	57	15	10	6	4	6	55	10	11	6
確保方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和９年度						令和10年度					
		１号	２号		３号			１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳		教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		3	6	50	10	11	5	3	6	49	9	10	5
確保方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		１号	２号		３号		
			教育希望が強い	左記以外	２歳	１歳	０歳
量の見込み（Ａ）		2	6	45	8	10	5
確保方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（Ｂ）		74		127	33	23	13
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在までの取り組みでは、女性の社会進出に伴う保育需要の増加・多様化に対応するため「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「子育て安心プラン実施計画」に基づき、保育所等の新設や施設改修によるこども園化等の取組を進めてまいりました。また、公立園においては「奈良市幼保再編計画」に基づき、令和２年度以降は民間移管を中心とする施設の統合・再編によるこども園化等により保育認定を受けた児童の受皿確保を進めてきました。

しかし、近年ではアレルギー対応や支援が必要な子、医療的ケア児等特別な配慮を必要とするケースが増加しており、保育を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。また、幼児教育・保育の無償化、本市の保育認定を受けるための就労要件の緩和、第二子保育料無償化等の新たな施策により保育需要は増加し、待機児童の完全解消には至っていません。

更に、ニーズ調査の結果において、現在就労していない女性の中でも就労意向のある割合も高くなっていることから、保育ニーズは今後も高まっていくことが想定されます。

一方で、本市においても全国同様に少子高齢化が進行し、上昇傾向にある保育ニーズについても将来的にはピークを迎えるものと考えられます。

そのため、需要の動向には注視しながら、量の見込みにおいて不足が見込まれる地域、年齢区分において、ピンポイントでの対応を検討することや市立幼保再編の取組において不足が見込まれる年齢区分を重点に定員配分を検討するなど、適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討していきます。

4　地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条では、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定することとされています。

量の見込みと確保方策を定める地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め以下の19の事業となります。

No.	対象事業	掲載ページ
1	利用者支援事業	93
2	時間外保育事業（延長保育事業）	94
3	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	96
4	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	102
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	103
6	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	104
7	地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	105
8	一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	107
9	病児・病後児保育事業	110
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	111
11	妊婦健康診査事業	112
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	112
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	113
14	子育て世帯訪問支援事業	114
15	児童育成支援拠点事業	115
16	親子関係形成支援事業	116
17	妊婦等包括相談支援事業	117
18	産後ケア事業	118
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	119

（１）利用者支援事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【 現状 】

（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
設置箇所	5	5	6	16	5
基本型	2	2	3	13	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型※	2	2	2	2	2

※奈良市では令和６年度からこども家庭センターを設置・移行済（箇所数：２→１）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：箇所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19
基本型	17	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 現状 】

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間利用人数 市全域		2,031	2,163	2,273	2,285	2,865
	中央	735	732	791	743	929
	西部北	617	705	728	760	895
	西部南	679	726	754	782	1,041
	南部	－	－	－	－	－
	東部	－	－	－	－	－

【 量の見込みと確保方策 】

（市全域）

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
確保方策	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	849	902	956	1,008	1,061
確保方策	849	902	956	1,008	1,061

	西部北				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	869	923	977	1,032	1,086
確保方策	869	923	977	1,032	1,086

	西部南				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	894	950	1,005	1,061	1,117
確保方策	894	950	1,005	1,061	1,117

	南部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	－	－	－	－
確保方策	－	－	－	－	－

	東部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	－	－	－	－
確保方策	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、民間移管時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

（３）放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【 概要 】

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【 現状 】

（市全域）

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
１年生	558	1,037	1,167	1,136	1,198
２年生	509	887	930	1,084	1,071
３年生	406	755	702	803	957
４年生	300	484	529	495	668
５年生	153	268	287	312	316
６年生	70	143	134	150	181

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	537	981	1,014	1,079	1,169
１年生	161	298	330	297	334
２年生	146	242	255	316	272
３年生	103	224	182	213	275
４年生	76	122	154	123	166
５年生	38	60	63	93	78
６年生	13	35	30	37	44

	西部北				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	495	904	1,032	1,146	1,268
１年生	124	252	334	344	336
２年生	138	242	250	318	322
３年生	104	193	191	217	284
４年生	70	130	141	142	185
５年生	34	55	87	84	91
６年生	25	32	29	41	50

	西部南				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	820	1,360	1,414	1,460	1,646
１年生	233	426	424	426	452
２年生	193	326	367	366	410
３年生	173	269	276	324	335
４年生	133	192	187	184	269
５年生	66	106	111	108	116
６年生	22	41	49	52	64

	南部				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	104	181	166	184	201
１年生	30	38	56	49	61
２年生	26	53	34	61	49
３年生	20	36	32	29	45
４年生	15	22	23	25	26
５年生	7	21	10	12	9
６年生	6	11	11	8	11

	東部				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	40	148	123	111	107
１年生	10	23	23	20	15
２年生	6	24	24	23	18
３年生	6	33	21	20	18
４年生	6	18	24	21	22
５年生	8	26	16	15	22
６年生	4	24	15	12	12

【 量の見込みと確保方策 】

（市全域）

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
１年生	1363	1317	1235	1296	1241
２年生	1061	1226	1231	1154	1243
３年生	866	872	1046	1050	1011
４年生	669	615	643	771	795
５年生	382	389	372	388	478
６年生	162	199	210	201	216
確保方策	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
１年生	380	367	344	361	346
２年生	269	311	313	293	316
３年生	249	251	301	302	291
４年生	166	153	160	192	198
５年生	94	96	92	96	118
６年生	39	48	51	49	53
確保方策	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322

	西部北				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
１年生	382	369	346	363	348
２年生	319	369	370	347	374
３年生	257	259	310	312	300
４年生	185	170	178	214	220
５年生	110	112	107	112	138
６年生	45	55	58	56	60
確保方策	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440

	西部南				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
１年生	515	498	467	490	468
２年生	406	469	471	442	475
３年生	303	305	366	367	353
４年生	270	248	259	310	320
５年生	140	143	136	142	175
６年生	57	71	74	71	76
確保方策	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867

	南部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	206	211	217	221	226
１年生	69	67	63	66	63
２年生	49	56	56	53	57
３年生	41	41	49	49	48
４年生	26	24	25	30	31
５年生	11	11	11	11	14
６年生	10	12	13	12	13
確保方策	206	211	217	221	226

	東部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	113	117	120	129
１年生	17	16	15	16	16
２年生	18	21	21	19	21
３年生	16	16	20	20	19
４年生	22	20	21	25	26
５年生	27	27	26	27	33
６年生	11	13	14	13	14
確保方策	111	113	117	120	129

【 今後の方向性 】

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略 「加速化プラン」の趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応すると共に、以下の取り組みを推進します。

・全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「校内交流型」を実施しておりますが、これを継続します。
・小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
・バンビーホームの担当を引き続き教育委員会が所管することにより、連携が取りやすくなるよう情報共有を行います。
・特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
・利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
・市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
・市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ利用人日	122	116	324	223	300

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【 今後の方向性 】

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて奈良市要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 現状 】

（単位：面接件数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	1,807	2,034

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：面接件数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

【 今後の方向性 】

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、すべての乳児と保護者に会うことを目指します。

（６）養育支援訪問事業及び
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する専門的な相談、助言などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【 現状 】

①養育支援訪問事業

（単位：世帯数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
対象世帯数	101	97	93	122	75

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図っています。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：世帯数）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
②	確保方策	各種連携会議及び研修を開催し、適切な支援を実施				

【 今後の方向性 】

①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する専門的な相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

（７）地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

【 概要 】

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 現状 】

（単位：人日）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ利用人日 市全域		81,526	73,702	93,774	117,417	176,303
	中央	26,188	22,168	22,750	32,395	53,902
	西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	73,778
	西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	28,454
	南部	5,606	6,416	6,390	6,850	13,358
	東部	4,198	3,275	3,353	3,303	6,811

【 量の見込みと確保方策 】

（市全域）

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
確保方策	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920

（提供区域別）

（単位：人日）

	中央				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604
確保方策	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604

	西部北				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043
確保方策	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043

	西部南				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666
確保方策	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666

	南部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855
確保方策	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855

	東部				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752
確保方策	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752

【 今後の方向性 】

引き続き、地域の子育て拠点として地域に開かれた運営を行うとともに、子育て親子の交流、子育てについての講座の実施、相談・助言をとおして子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

（８）一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

【 概要 】

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【 現状 】

（単位：人日）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ利用人日 市全域		96,725	106,832	105,132	115,170	136,286
	中央	31,829	33,837	31,166	29,472	49,158
	西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	34,153
	西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	50,152
	南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,362
	東部	709	1,823	1,485	1,301	1,461

【 量の見込みと確保方策 】

（市全域）

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
確保方策	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170

（提供区域別）　　（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
	確保方策	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
西部北	量の見込み	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
	確保方策	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
西部南	量の見込み	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
	確保方策	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
南部	量の見込み	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
	確保方策	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
東部	量の見込み	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290
	確保方策	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

②保育所等の一時預かり

【 概要 】

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ利用人日 市全域		7,758	8,244	10,363	12,365	12,380
	中央	3,709	3,445	3,673	4,056	4,684
	西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	3,374
	西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,311
	南部	－	－	－	－	－
	東部	39	11	11	35	11

【 量の見込みと確保方策 】

（市全域）

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
確保方策	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684

（提供区域別）

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
	確保方策	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
西部北	量の見込み	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
	確保方策	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
西部南	量の見込み	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
	確保方策	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
南部	量の見込み	－	－	－	－	－
	確保方策	－	－	－	－	－
東部	量の見込み	40	43	45	48	51
	確保方策	40	43	45	48	51

【 今後の方向性 】

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な環境の確保を継続的に図ります。

（９）病児・病後児保育事業

【 概要 】

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間延べ利用人日	450	1,015	1,220	1,552	1,824

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

【 今後の方向性 】

引き続き病児保育施設３箇及び病後児保育施設２箇所の稼働率を向上させることと共に、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	9,073
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	6,435
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	2,638

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
確保方策	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769

【 今後の方向性 】

引き続き、依頼会員のニーズに応じた支援を提供できるよう、援助会員の登録者数増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知を行い、援助（マッチング）につながる環境づくりに取り組みます。

（11）妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 現状 】

（単位：回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
検診回数（延べ）	25,492	25,480	23,837	22,061	28,700

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758

【 今後の方向性 】

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦１名当たり１４回の健診を想定し事業を継続して実施します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等については年収３６０万円未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で行う下記の事業です。

①私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。

②小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

【 現状 】

（単位：人月）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（前計画値）
① 対象児童数	－	72	33	125	－
② 対象幼児数	－	137	111	125	－

【 量の見込みと確保方策 】

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

【 今後の方向性 】

①特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、受入体制の充実を図ります。

②地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します

（14）子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060
確保方策（延べ）	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060

【 今後の方向性 】

家事･育児支援を求めている世帯のニーズ量に対応可能な確保を継続的に目指します。

（15）児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	20	20	20	20	20
確保方策（Ｂ）	0	20	20	20	20
差引（Ｂ）－（Ａ）	▲20	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象となる児童が適切に支援につながることができるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童にとって安心して過ごすことができる場所を提供できるよう包括的な支援体制の構築を行います。

（16）親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

【 今後の方向性 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、親子間における適切な関係性の構築を図るために、事業を継続して実施します。

（17）妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

・経済的支援（妊婦給付認定時と妊娠している子どもの人数等の届出時の計10万円相当の妊婦のための支援給付）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：回）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
確保方策		4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
	こども家庭センター	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
	上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

これまでの「出産・子育て応援交付金事業」が令和７年度より本事業に移行します。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

（18）産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】 （単位：人日）

		令和５年度
延べ利用数	宿泊型	170
	通所型	191
	訪問型	－
	合計	361

【 量の見込みと確保方策 】 （単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	800	800	800	800	800

【 今後の方向性 】

令和6年度から訪問型を開始するなど、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、支援が必要とする全ての方が利用できるよう、委託先の確保を継続的に図ります。

（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的として、定期的な教育・保育の利用をしていない主に０歳児～２歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる子どもを保育所等に預けられる新たな通園給付です。

【 現状 】

公立園１園において、令和６年８月から試行実施を行っています。

（１日当たり５人を上限として、１人当たり５時間、１か月あたり９日程度）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
合計	量の見込み（Ａ）	67	65	63	61	58
	確保方策（Ｂ）	15	15	15	15	15
	差引（Ｂ）-（Ａ）	▲52	▲50	▲48	▲46	▲43

【 今後の方向性 】

定期的な集団生活の経験により、子どもが家族以外の大人や子どもと関わる機会となるとともに、保護者の不安や負担感の軽減につなげるよう、制度の周知や体制の整備に努めます。

なお、保育所等においては、３歳以上児と比較して、０歳、１歳の空きは多くないことや、新たな役割と責任が加わるため、試行実施事業の検証結果など、制度導入に向けた国や県の動向を注視しながら、今後の受入体制や園現場での実施体制を含めて慎重に検討していきます。

5　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の対象児童数や対象施設数は、人口推計の影響による減少がみられる事業があるものの、全体的には利用率等のニーズは増加傾向にあり、今後も引き続き事業の実施を行う必要があります。

引き続き、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

第6章　計画の推進

1　計画の推進体制

本計画の施策は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、子ども・子育て支援を総合的にかつ計画的に推進する「奈良市子ども・子育て支援推進本部」において、市長を本部長として庁内各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

さらに、「奈良市子ども会議」を通じて、子どもが安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を子ども・子育て施策に反映させ、施策の質の向上に努めていきます。

2　計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには行政だけでなく、子育て家庭及び子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供のほか、子育てに関連するイベントの機会を活用していきます。また、子ども用のやさしい表現の概要版を作成し、子どもや若者当事者にも必要な情報を届けるなど、より効果的な計画内容の広報・啓発を進めます。

3　計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、刻々と変化する社会情勢と多様なニーズに対応するため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、ＰＤＣＡサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。
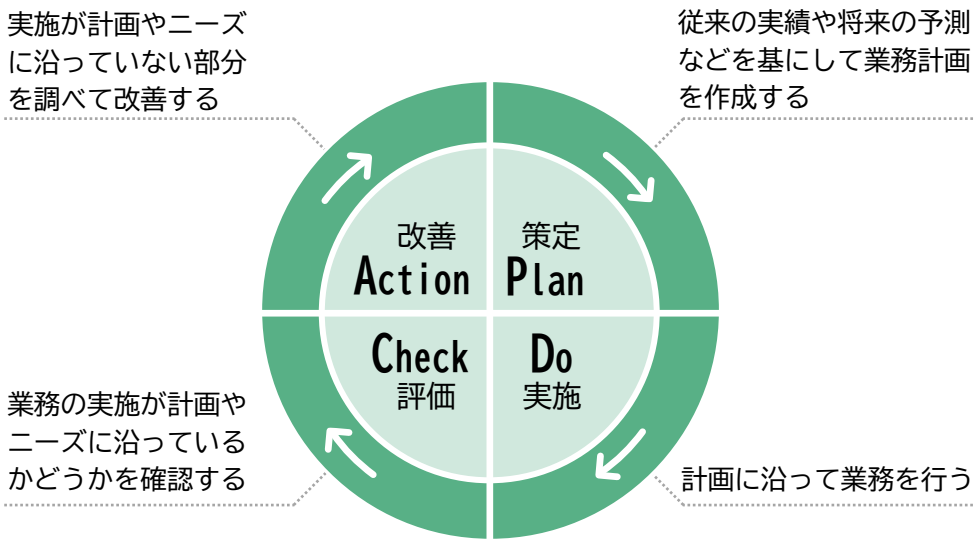
ＰＤＣＡサイクルのイメージ